

令和4年3月15日付
鳥取県公報号外第14号別冊

令和3年度

鳥取県包括外部監査報告書
及びこれに添えて提出する意見

「防災・減災に関する事業に係る財務事務の執行について」

鳥取県包括外部監査人
税理士 谷 田 真 基

目 次

第 1 章	監査の概要	1
第 1	監査の種類	1
第 2	選定した特定の事件（テーマ）	1
第 3	監査の対象とした理由	1
第 4	監査を実施した期間	1
第 5	監査対象部局	1
第 6	監査の方法	2
第 7	監査の視点	2
第 8	監査手続	3
第 9	包括外部監査の実施者	3
第 10	利害関係	3
第 2 章	監査対象の概要	4
第 1	鳥取県の防災対策の概要	4
1	日本の防災対策	4
2	鳥取県の防災対策	7
第 2	鳥取県の自然条件の特性と既往の災害	11
第 3	監査対象とした防災・減災に関する事業	12
第 3 章	監査の結果	15
第 1	危機管理局・危機管理政策課	15
1	住民避難体制整備総合事業（人材活用事業）	15
2	住民避難体制整備総合事業（ハザードマップの見える化事業・ハザード画像の作成）	15
3	住民避難体制整備総合事業（ハザードマップの見える化事業・浸水CGの作成）	16
4	住民避難体制整備総合事業（ハザードマップの見える化事業・浸水表示システムの作成）	17
5	住民避難体制整備総合事業（地域防災力強化事業）	18
6	住民避難体制整備総合事業（災害時の要支援者対策事業）	20
7	住民避難体制整備総合事業（人材等育成・人材育成研修）	22
8	住民避難体制整備総合事業（人材等育成・意識啓発研修）	22

9	住民避難体制整備総合事業（人材等育成・避難所運営リーダー研修）	23
10	避難所の生活の質向上事業（指定避難所生活環境整備支援事業）	25
11	避難所の生活の質向上事業（福祉避難所事前配備資機材整備事業）	26
12	避難所の生活の質向上事業（要配慮者が避難しやすい避難所環境確保事業）	26
13	避難所の生活の質向上事業（備蓄倉庫機能強化事業）	28
14	「拠点避難所」設置モデル事業	30
第2	危機管理局・消防防災課	31
1	自主防災組織新規設立支援事業	31
2	地域防災リーダー養成事業（防災士養成研修）	34
3	地域防災リーダー養成事業（スキルアップ研修）	37
4	地域防災リーダー養成事業（職員災害応援隊等防災士資格取得事業）	37
第3	県土整備部・道路企画課	38
1	防災・安全交付金（交通安全）	38
2	防災・安全交付金（災害防除）	39
第4	県土整備部・河川課（一部、危機管理政策課を含む。）	43
1	総合的な流木対策事業（河川）	43
2	避難につながる水防対策事業（鳥取方式）（堤防強化対策・堤防舗装及び法 肩保護工）	44
3	避難につながる水防対策事業（鳥取方式）（堤防強化対策・水防体制強化（ 大型土のう袋購入））	46
4	避難につながる水防対策事業（鳥取方式）（流域貯留対策）	47
5	避難につながる水防対策事業（鳥取方式）（水害リスク情報の提供）	48
6	防災・安全交付金（情報基盤整備）	49
7	樹木伐採・河道掘削等緊急対策事業〔公共事業〕	53
8	防災安全・交付金事業（河川改修）〔一般公共事業〕（特定構造物改築事業）	54
9	防災安全・交付金事業（河川改修）〔一般公共事業〕（河川改修事業）	59
10	水防対策費（鳥取県水防訓練及び水防講習会）	59
11	水防対策費（水防資器材の補充）	60
12	水防対策費（水防功労者表彰）	85
13	水防対策費（排水ポンプ車等管理運営費）	85
14	水防対策費（排水ポンプ車更新費）	85
第5	県土整備部・治山砂防課	88
1	治山事業（県土）〔一般公共事業〕	88
2	防災・安全交付金（通常砂防事業）〔一般公共事業〕	93

3	防災・安全交付金（急傾斜地崩壊対策事業）〔一般公共事業〕	101
4	土砂災害防災意識啓発事業	108
第6	農林水産部・農地・水保全課	112
1	ため池安全総合対策強化事業（地域で取り組むため池管理推進事業）	112
2	ため池安全総合対策強化事業（ため池防災減災対策推進事業）	113
3	ため池安全総合対策強化事業（総合的な流木対策検討事業（ため池））	115
第7	生活環境部・住まいまちづくり課	117
1	住宅建築物耐震化総合支援事業（震災に強いまちづくり促進事業）	117
2	住宅建築物耐震化総合支援事業（がけ地近接等危険住宅移転事業）	120
3	住宅建築物耐震化総合支援事業（耐震化支援環境整備事業・講習会開催事業）	122
4	住宅建築物耐震化総合支援事業（耐震化支援環境整備事業・木造住宅耐震化考査）	123
5	住宅建築物耐震化総合支援事業（耐震化支援環境整備事業・低コスト工法講習会開催事業）	123
6	住宅建築物耐震化総合支援事業（耐震化支援環境整備事業・低コスト工法モデル事業）	124
7	住宅建築物耐震化総合支援事業（耐震化支援環境整備事業・低コスト工法地区別勉強会）	124
8	住宅建築物耐震化総合支援事業（耐震化支援環境整備事業・パンフレット作成）	125
9	住宅建築物耐震化総合支援事業（応急危険度判定士育成事業・応急危険度判定士養成講習会）	125
10	住宅建築物耐震化総合支援事業（応急危険度判定士育成事業・判定実地訓練事業）	126
11	住宅建築物耐震化総合支援事業（津波避難施設整備促進事業）	127
第8	商工労働部・商工政策課	127
1	鳥取県中小企業災害対応力強化支援事業（普及啓発・計画策定の推進）	127
2	鳥取県中小企業災害対応力強化支援事業（中小企業災害対応力強化支援補助金）	129
第9	福祉保健課	130
1	社会福祉施設等災害時非常用電源設備緊急整備支援事業	130
第4章	指摘及び意見の件数	133
第5章	総評	136

第1章 監査の概要

第1 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項の規定に基づく包括外部監査

第2 選定した特定の事件（テーマ）

防災・減災に関する事業に係る財務事務の執行について

第3 監査の対象とした理由

我が国では近年大規模地震が頻発し、活断層を震源とする直下型の地震はいつどこで発生してもおかしくないと言われている。また、昨今の異常気象により、日本中で過去に例を見ないような集中豪雨等も頻発し、過去の経験からは推し測れないような甚大な災害が引き起こされている。これらの現象は季節や地域に左右されることなく発生しており、鳥取県でもこれまで以上に災害に対する警戒が必要になっている。

こうした中、県では、県民の生命・財産を災害から保護することを目的として「鳥取県地域防災計画」を策定しており、本計画を中心に様々な防災・減災に関する事業に取り組んでいる。令和2年度の予算編成においても、昨今の状況に鑑み、自然災害への備えの緊急性の高さから、防災・減災に関する事業へは積極的な予算計上が行われている。

これらの事業が適切、かつ、効果的に実施されているかについて検討することは、県民にとっても関心が高いところであると考え、防災・減災に関する事業に係る財務事務の執行を本年度監査のテーマに選定した。

第4 監査を実施した期間

令和3年7月5日から同年12月31日まで

第5 監査対象部局

- ・危機管理局
- ・県土整備部
- ・農林水産部
- ・生活環境部
- ・商工労働部
- ・福祉保健部
- ・中部総合事務所
- ・西部総合事務所

第6 監査の方法

- 1 監査の対象事業の概要把握のため、所管部署の担当者へのヒアリングを実施した。
- 2 監査の対象事業の事務が適切に行われているかを確認するため、所管部署へのヒアリング、関連資料の閲覧及び資料のサンプルチェックを実施した。
- 3 水防倉庫において、水防資器材及びその他の備蓄品が適切に管理されているかを確認するため、現場視察、関連資料の閲覧及びヒアリングを実施した。

第7 監査の視点

地方自治法第252条の37によれば、包括外部監査人は、包括外部監査対象団体の財務に関する事務の執行及び包括外部監査対象団体の経営に係る事業の管理のうち、同法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨を達成するため必要と認める特定の事件について監査するものとされる。

つまり、我々が行う監査は、住民福祉の増進を目的として、経済性、効率性、有効性を追求し、地方公共団体がその事業等のあり方を新たな視点から見直し、地方行財政改革を促す監査であることを期待され、行うものである。

私たち4人は、税理士である。税理士は、税に関する唯一の国家資格であり、仕事柄日常において納税者たる県民の声を受け止める立場にある。その使命は申告納税制度の理念に沿って適正な納税を進めることにあるが、その理念を推進させるには県民の行政への信頼が不可欠であり、税の無駄使いは県民の納税意欲を減退させることになる。納税意欲と行財政改革は表裏一体であり、そういう意味で県民は、税の使われ方に大変注目している。従って我々は、このたび包括外部監査を行うに当たって、その期待を背負って納税者たる県民の目線で監査することを心がけた。

具体的には次の着眼点で監査した。

- 1 関係法令、条例及び諸規程等に従い適切に実施されているか。
- 2 いわゆる3E（経済性、効率性、有効性）の観点から、合理的に実施されているか。

なお、本報告書において、「指摘」又は「意見」として付した事項については、「指摘」、「意見」の内容をそれぞれ次のとおり定義している。

「指摘」：関係法令、条例及び諸規程等の違反、或いは著しく不当であり、是正措置が必要であると考えられる事項

「意見」：関係法令、条例及び諸規程等の違反ではないが、経済性、効率性、有効性の観点からは是正措置の検討が望まれる事項

第8 監査手続

次の日程により、各担当課から関係書類の説明を受け、ヒアリング及び監査を行うとともに、関係する鳥取県土整備事務所、八頭県土整備事務所、鳥取港湾事務所、中部総合事務所、西部総合事務所、日野振興センターへヒアリング及び監査を実施した。

監査対象機関	実施日
予備調査（農地・水保全課、経営支援課、消防防災課、水産課、危機対策・情報課、空港港湾課、生産振興課、危機管理政策課）	7月29日(木)
予備調査（道路企画課、とっとり農業戦略課、河川課、治山砂防課、畜産課、県産材・林産振興課）	7月30日(金)
予備調査（立地戦略課、雇用政策課）	8月2日(月)
本監査（福祉保健課、農地・水保全課、道路企画課、商工政策課）	8月30日(月)
本監査（消防防災課、住まいまちづくり課）	8月31日(火)
本監査（河川課）	9月13日(月)
本監査（治山砂防課）	9月14日(火)
本監査（危機管理政策課）	10月25日(月)
本監査（西部総合事務所）	11月22日(月)
本監査（中部総合事務所）	11月25日(木)
本監査（鳥取県土整備事務所）	11月26日(金)
本監査（八頭県土整備事務所）	11月29日(月)
本監査（日野振興センター）	11月30日(火)
本監査（鳥取港湾事務所）	12月9日(木)

上記の他に、外部監査人の事務所等で報告書の作成及び協議の会議を実施した。

第9 包括外部監査の実施者

外部監査人	税理士	谷田 真基
外部監査人補助者	税理士	岸本 信一
外部監査人補助者	税理士	岩谷 章男
外部監査人補助者	税理士	西村 隆行

第10 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、外部監査人及び補助者は地方自治法第252条の29に規定する利害関係はない。

第2章 監査対象の概要

第1 鳥取県の防災対策の概要

1 日本の防災対策

我が国は地理的、地形的、気象的諸条件から、地震や津波に加え、台風、豪雨、積雪等の自然災害が発生しやすい国土とされる。実際に、毎年、自然災害により多くの人命や財産が失われている。また、南海トラフ地震や首都直下地震等大規模地震の切迫性が指摘されており、自然災害は国の安全・安心に係わる大きな脅威となっている。

自然災害から国土並びに国民の生命、身体及び財産を保護することは国の最重要課題である。甚大な被害をもたらした昭和34年の伊勢湾台風を受け、国、地方公共団体等の総合的かつ計画的な防災体制の整備を図るため、昭和36年に災害対策基本法が制定された。以後、発生した大規模災害の教訓を踏まえつつ、絶えず災害対策基本法を基本とした災害対策法制の見直しが行われている。

災害対策基本法の概要

1	防災に関する理念・責務の明確化	<ul style="list-style-type: none"> ○災害対策の基本理念 — 「減災」の考え方等、災害対策の基本理念の明確化 ○国、都道府県、市町村、指定公共機関等の責務 — 防災に関する計画の作成・実施、相互協力等 ○住民等の責務 — 自らの災害への備え、生活必需品の備蓄、自発的な防災活動への参加等 	
2	防災に関する組織	3	防災計画
<ul style="list-style-type: none"> ○国：中央防災会議、災害対策本部（特定、非常、緊急） ○都道府県・市町村：地方防災会議、災害対策本部 		<ul style="list-style-type: none"> ○中央防災会議：防災基本計画 ○指定行政機関・指定公共機関：防災業務計画 ○都道府県・市町村：地域防災計画 ○市町村の居住者等：地区防災計画 	
4	災害対策の推進	5	被災者保護対策
<ul style="list-style-type: none"> ○災害予防（防災訓練の実施、資材の備蓄等）について ○災害応急対策（被害情報の収束、避難指示、広域避難の協議、応援の要請等）について ○災害復旧について各実施責任主体が実施すべき基本的方針を規定 		<ul style="list-style-type: none"> ○要支援者名簿・個別避難計画の事前作成 ○災害時における、避難所、避難施設に係る基準の明確化 ○罹災証明書、被害者台帳の作成を通じた被災者支援策の拡充 ○広域一時滞在・物資輸送の枠組の法定化 	
6	財政金融措置	7	災害緊急事態
<ul style="list-style-type: none"> ○法の実施に係る費用は実施責任者負担、激甚な災害に関する、国による財政上の措置（激甚災害法による災害の指定、国民負担のかさ上げ等の根拠を規定） 		<ul style="list-style-type: none"> ○災害緊急事態の布告⇒政府の方針（対処基本方針）の閣議決定 ○緊急措置（生活必需物資の配給等の制限、金銭債務の支払猶予、海外からの支援受入れに係る緊急政令の制定、特定非常災害法の自動発動） 	

（出典：内閣府「日本の災害対策」）

災害対策基本法では、予防、応急、復旧・復興という災害のあらゆる局面に応じ、国や地方公共団体等の権限と責任が明確化されており、官民の関係主体が連携して対策を講じることとされている。災害対策基本法に規定される国や都道府県等の責務を整理すると次表のとおりとなる。

国、都道府県等の責務

機関	責務	災害対策基本法 適用条文
国	<ul style="list-style-type: none"> ○災害に関し万全の措置を講ずる ○災害予防、災害応急対策及び災害復旧の基本となるべき計画の作成・実施 ○地方公共団体、指定（地方）公共機関等が実施する防災に関する業務の推進 	第3条
都道府県	<ul style="list-style-type: none"> ○当該都道府県の地域に係る防災に関する計画の作成・実施 ○市町村及び指定地方公共機関の防災に関する業務の実施補助・総合調整 	第4条
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ○当該市町村の地域に係る防災に関する計画の作成・実施 ○消防機関、水防団その他の組織の整備 ○公共的団体その他の防災に関する組織及び自主防災組織の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動の促進 	第5条
指定公共機関、指定地方公共機関	<ul style="list-style-type: none"> ○その業務に係る防災に関する計画の作成・実施 ○国、都道府県及び市町村の防災計画の作成及び実施が円滑に行われるよう協力 ○その業務の公共性及び公益性に鑑み、それぞれの業務を通じて防災に寄与 	第6条
住民等	<ul style="list-style-type: none"> ○生活必需物資の備蓄等、自ら災害に備える手段を講ずる ○防災訓練その他の自発的な防災活動への参加 ○過去の災害から得られた教訓の伝承等の取組み 	第7条

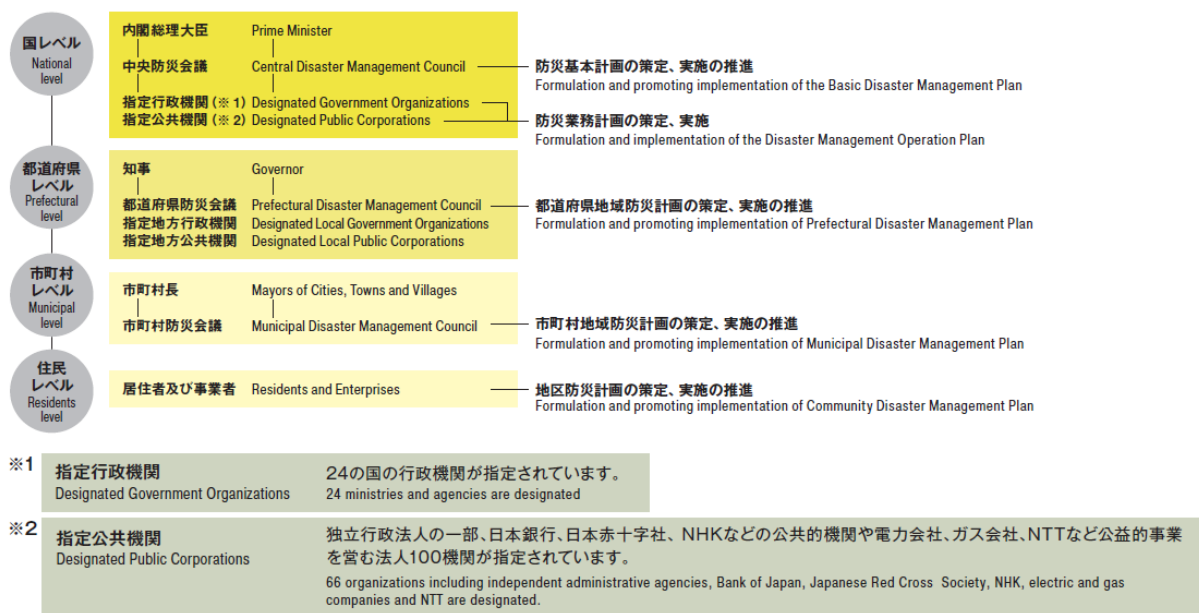
これらの国や都道府県等の責務のほか、災害対策基本法では防災に関する組織体制として、国、都道府県、市町村それぞれに中央防災会議、都道府県防災会議、市町村防災会議の設置を定めている。

中央防災会議は、内閣総理大臣を会長とし、全閣僚、主要な公共機関の長及び学識経験者で構成されている。同会議では、防災基本計画の作成や防災基本方針の策定などを

行うとともに、内閣総理大臣や防災担当大臣の諮問に応じて防災に関する重要事項を審議するなど、総合的な災害対策を推進する役割を担っている。同様にして、都道府県防災会議及び市町村防災会議においても、都道府県知事や市町村長の諮問に応じて各地域に係る防災に関する重要事項を審議している。

また、中央防災会議で策定される防災基本計画は、防災業務計画や地域防災計画の基になる防災対策の総合的・長期的な計画となるものであり、この基本計画に沿って都道府県防災会議や市町村防災会議で地域防災計画の作成が行われ、その実施の推進が図られている。

防災体制の概要 Outline of the Disaster Management System



(出典：内閣府「日本の災害対策」)

災害対策基本法の制定以前は、災害の都度、関連法律が制定され、他法律との整合性について十分考慮されないまま作用していたため、防災行政は十分な効果をあげることが出来なかったと言われている。災害対策基本法は、このような防災体制の不備を改め、災害対策全体を体系化し、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図ることを目的として制定された。

このように日本の防災対策は、災害対策基本法が中心となっており、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護し、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資するべく、組織や責務など様々な規定が置かれている。

2 鳥取県の防災対策

(1) 鳥取県防災会議

県では、災害対策基本法第14条の規定に基づき鳥取県防災会議を設置している。

○鳥取県防災会議の所掌事務

- ・「鳥取県地域防災計画」の作成及び実施の推進
- ・県知事の諮問に応じて県の防災に関する重要事項の審議
- ・災害復旧に係る県・関係指定行政機関・関係市町村・関係指定公共機関・関係指定地方公共機関相互間の連絡調整
- ・その他災害対策基本法等に定められた業務

直近の鳥取県防災会議の開催状況

日時・場所	議事内容
令和2年3月24日（火） 午後4時から4時50分 鳥取県庁講堂	前年の台風19号、近年の災害対応や訓練の教訓等を踏まえ、地域防災計画の修正案について審議。
令和31年3月11日（月） 午前10時から10時35分 鳥取県立図書館大研修室	平成30年7月豪雨災害、近年の災害対応や訓練の教訓等を踏まえ、地域防災計画の修正案について審議。
平成30年3月23日（金） 午後4時から4時25分 鳥取県庁講堂	平成28年4月の熊本地震、10月の鳥取県中部地震及び平成29年1月、2月豪雨をはじめとした近年の災害に係る教訓、災害対策基本法、土砂災害防止法等の法改正や国の防災基本計画の修正等を踏まえ地域防災計画の修正案について審議。

(2) 鳥取県地域防災計画

県では、災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策等を総合的・計画的に推進し、県民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある災害に適切に対処するため、鳥取県地域防災計画を策定している。この防災計画は、災害対策基本法第40条の規定に基づき策定されるもので、国の防災基本計画に沿って作成されている。

本計画は、「災害予防編（共通）」、「災害応急対策編（共通）」、「震災対策編」、「津波災害対策編」、「風水害対策編」、「雪害対策編」、「大規模事故対策編」、及び「原子力災害対策編」で構成されている。

(3) 県の各部局等所掌事務（災害予防対策）

鳥取県地域防災計画では、県の各部局が実施する災害予防対策の所掌について、次のとおり定めている。なお、次表は監査対象とした部局のみ抜粋してまとめたものである。

県の各部局等所掌事務（災害予防対策）

部・課	所掌業務
【危機管理局】 危機管理政策課	1 防災対策の総括に関する事 2 防災会議に関する事 3 防災対策に係る総合企画及び連絡調整に関する事 4 局内及び総合事務所県民福祉局（防災対策に限る）との連絡調整に関する事 5 中央防災会議等に対する報告及び連絡に関する事 6 他府県等との広域応援に係る調整に関する事 7 防災対策に係る市町村との連絡に関する事 8 広域防災拠点等の確保に関する事 9 緊急通行車両の確認及びこれの証明書に関する事 10 市町村の災害対策に係る指導に関する事 11 県の業務継続の推進に関する事 12 災害救助法の適用に関する事 13 その他他課の所管に属しない防災に関する事
【危機管理局】 消防防災課	1 消防及び危機管理対策に係る消防機関との連絡に関する事 2 高圧ガス及び火薬類の安全対策に関する事 3 危険物の保安対策に関する事 4 緊急消防援助隊の派遣及び受援に関する事 5 地域の危機対応力の向上に関する事
【県土整備部】 道路企画課	1 道路、橋りょうの耐震化の推進に関する事 2 道路防災施設の設備、維持管理に関する事 3 道路の除雪計画及び実施に関する事 4 緊急輸送道路等の指定に関する事 5 道路通行止め情報の収集連絡に関する事
【県土整備部】 河川課	1 河川及び海岸の改修、維持管理に関する事 2 水防活動の総括及び水防管理団体の指導に関する事 3 水防情報等の収集連絡に関する事

	4 治水ダムの管理に関する事
【県土整備部】 治山砂防課	1 治山及び砂防施設の整備、維持管理に関する事 2 土砂災害警戒区域等に係る警戒避難体制の整備に関する事 3 土砂災害関連情報の収集連絡に関する事
【農林水産部】 農地・水保全課	1 農地、農業用施設（ため池・頭首工・用排水路・揚水機 場・農道等）の防災対策に関する事
【生活環境部】 住まいまち づくり課	1 公営住宅の防災対策に関する事 2 応急仮設住宅等の建設資機材の調達に関する事 3 被災者住宅再建支援に関する事 4 被災者生活再建支援に関する事 5 建築物の耐震化の推進に関する事 6 建築資材の調達及びあっせんに関する事 7 被災建築物の応急危険度判定の実施及び復旧の技術基 準に関する事 8 地震災害時の被災建築物の被害認定の技術的支援に関 する事
【商工労働部】 商工政策課	1 部内及び総合事務所県民福祉局（所掌業務に関連する防 災対策に限る）との連絡調整に関する事 2 企業の事業継続の取組みに関する事 3 その他部内各課の所管に属しない事
【福祉保健局】 福祉保健課	1 部内並びに総合事務所県民福祉局及び保健所（所掌業務 に関連する防災対策に限る）との連絡調整に関する事 2 災害救助法に関する事（危機管理政策課の所掌に属す るものを除く） 3 市町村に対する災害救助の指導に関する事 4 避難行動要支援者の避難対策に関する事 5 生活支援ボランティアの受入れに関する事 6 災害救助基金の事前購入物資の備蓄に関する事 7 その他部内他課の所管に属しない事

(4) 鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例

鳥取県は、昭和 18 年 9 月 10 日に発生した鳥取地震や、昭和 27 年 4 月 17 日に発生した鳥取大火といった大災害から復興を果たしてきた。災害や危機の発生自体を完全に防ぐことは出来ないが、防災や危機管理の対策を講ずることで、被害を少なくすることは出来る。そのためには、行政はもとより、県民一人一人が災害や危機に備え、対策に取り組んでいくことが重要である。このような認識に基づき、県民と行政が共に力を合わせて災害や危機に強い地域づくりを進め、県民の生命、身体及び財産を守ることが出来るようにするため、本条例が制定された（平成 21 年 7 月施行）。

○条例制定のねらい

- ・ 防災・危機管理対策の基本方針を定めること
- ・ 基本方針にのっとり防災・危機管理対策を推進すること
- ・ 県民の防災・危機管理意識を高め、防災・危機管理活動への参加・協力を県民運動として推進すること



(出典：鳥取県「鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例」リーフレット)

また、本条例では、県の責務について、市町村を包括する広域の地方公共団体として、県の組織及び機能の全てを挙げて、地域防災計画にのっとり、広域にわたる防災、危機管理及び復興に関する施策を実施すると規定している（第7条）。

第2 鳥取県の自然条件の特性と既往の災害

鳥取県は、日本列島本州の最西端「中国地方」の東北部に位置し、東西約120 キロメートル、南北約50 キロメートルの東西にやや細長い県である。北は日本海に面し、南は標高1,000～1,300 メートルの中国山地が連なっており、気候は温暖であるが、梅雨期、台風期の降雨、冬期の降雪があつて、降水量の比較的多い日本海型気候に属する。

本県では、昭和18年に県東部の吉岡・鹿野断層を震源とする鳥取地震、平成12年に県西部の断層を震源とする鳥取県西部地震、平成28年には鳥取県中部地震が発生したが、我が国では近年大規模地震が頻発し、活断層を震源とする直下型の地震はいつでも発生してもおかしくないと言われている。直下型の地震が発生した場合、千代、天神、日野の三大河川の流域に形成された平野部や弓ヶ浜半島は地盤が軟弱で揺れやすいことから、甚大な被害が発生することが予想されている。また、本県は日本海に面し、過去に日本海で発生した地震による津波の発生もあることから、津波への備えも講じておく必要がある。

本県は、中国山地から日本海に流れ出る河川が急峻で、水量が短時間で急激に増加するおそれがあること、大山の噴火による火山灰土や、花崗岩が風化した真砂土に広く覆われており、土砂崩れが発生するおそれが大きいことなどから、過去何度も大雨による被害を受けている。近年全国各地で、過去に経験したことがないような極めて激しい集中豪雨や、梅雨前線、大型の台風などによる大雨が発生するとともに、豪雪や暴風などにより、甚大な災害を引き起こしていることから、風水害、雪害への防災体制の整備が必要になっている。

さらに、昭和27年に発生した鳥取大火は、中国山地を越えて暖かく乾燥した風が吹きこむフェーン現象の下で発生したもので、春先に南からの強い風が吹きやすい本県では、大規模な火災の発生も警戒する必要がある。

(出典：鳥取県「鳥取県地域防災計画」)

第3 監査対象とした防災・減災に関する事業

鳥取県の令和2年度における予算編成においては、県を取り巻く状況を総合的に勘案し、当面する次の4つの諸課題について、積極的に予算計上を行うこととされた。

①持続可能性 (Sustainability) の確立 75 億円	
自然との共生に向けた環境づくり	16 億円
子育て王国の推進	52 億円
持続可能な地域づくり	7 億円
②安心・安全 (Safety) の実現 181 億円	
安心・安全の基盤強化	133 億円
地域防災力の向上	7 億円
安心して暮らせる社会の実現	21 億円
健康づくりと医療の充実	20 億円
③スポーツ (Sports) をはじめとした人が輝く社会 45 億円	
東京オリパラやワールドマスターズゲームス関西等を契機とした観光・文化振興	10 億円
教育を通じた人づくり	30 億円
障がい者のスポーツなどを通じた社会参加	5 億円
④地方創生による活力ある地域づくり 121 億円	
Society5.0 社会の実現	5 億円
強い農林水産業づくり	31 億円
豊かな産業づくり	77 億円
大交流新時代への飛躍	8 億円

このうち、防災・減災に関する事業は、「②安心・安全 (Safety) の実現」の中の「安心・安全の基盤強化」及び「地域防災力の向上」事業に該当する。近年多発している自然災害による影響など、予測不可能な事態にも備える必要があることから、緊急対策として積極的な予算計上が行われている。

この「安心・安全の基盤強化」及び「地域防災力の向上」事業における防災・減災に関する事業は、非常に広範囲に及んでおり、内容も多岐に渡っている。したがって、本年度の監査においては、当該防災・減災に関する事業のうち、「事業の予算規模」、「実質的な事業主体」、「効果測定の困難性」、「監査の有用性」などを総合的に勘案し、監査の対象事業を次のとおりとした。

本年度監査の対象事業

(単位：千円)

安心・安全の基盤強化		当初予算額
県土整備部 道路企画課	防災・安全交付金（交通安全）	598,145
県土整備部 道路企画課	防災・安全交付金（災害防除）	938,780
県土整備部 河川課	総合的な流木対策検討事業	236,000
県土整備部 河川課	避難につなげる水防対策事業（鳥取方式）	325,276
県土整備部 河川課	防災・安全交付金（情報基盤整備）	39,000
県土整備部 河川課	樹木伐採・河道掘削等緊急対策事業	991,600
県土整備部 河川課	防災・安全交付金（河川改修）	1,744,820
県土整備部 治山砂防課	治山事業（県土）	480,670
県土整備部 治山砂防課	防災・安全交付金（通常砂防事業）	941,471
県土整備部 治山砂防課	防災・安全交付金（急傾斜地崩壊対策事業）	1,014,650
農林水産部 農地・水保全課	ため池安全総合対策強化事業	183,914
生活環境部 住まいまちづくり課	住宅・建築物耐震化総合支援事業	55,414
地域防災力の向上		当初予算額
危機管理局 危機管理政策課	住民避難体制整備総合事業	23,524
危機管理局 危機管理政策課	避難所の生活の質向上事業	10,281
危機管理局 危機管理政策課	「拠点避難所」設置モデル事業	15,500

危機管理局 消防防災課	自主防災組織新規設立支援事業	3,000
危機管理局 消防防災課	地域防災リーダー養成事業	4,539
県土整備部 河川課	水防対策費	73,157
県土整備部 治山砂防課	土砂災害防災意識啓発事業	2,741
商工労働部 商工政策課	鳥取県中小企業災害対応力強化支援事業	7,923
福祉保健部 福祉保健課	社会福祉施設等災害時非常用電源設備緊急整備支援事業	3,300

第3章 監査の結果

第1 危機管理局・危機管理政策課

1 住民避難体制整備総合事業（人材活用事業）

（1）事業の概要

住民避難体制整備総合事業は、平成24年度から取り組んでいる支え愛マップづくりを全県に広げ、災害時の要支援者への支援を確保し、災害に強い地域づくりを推進することを目的としている。

当人材活用事業においては、支え愛マップづくりに取り組む自治会等へ助言などを行う専門家(防災士等)への謝金の補助を行う。

（2）当初予算及び決算額

当初予算額：400千円（40地区×2名×5,000円） 決算額：0千円

（3）監査結果

ア 防災士等の派遣について【意見】

当初の予算策定において、40地区の集会に2名の専門家派遣を予定していたが、防災士や県土整備部職員の専門家派遣については、支え愛マップづくりの事務局となる地域の社会福祉協議会（以下「社協」という。）の担当者を通じて、「地域住民の意向もあり、新型コロナウイルス感染症への感染リスクが高まるため、派遣を控えてほしい」との意見があったため、支え愛マップづくりに取り組んだ全ての地区において、防災士等の活用には至っていない。

また、防災士の派遣自体に否定的な集落もあることから、現在は県土整備部職員の派遣で対応しているとの説明を受けた。

本来、当事業は防災士等の派遣を前提とした事業であるにも関わらず、全く防災士等の派遣がないというのであれば、そもそも予算化する必要があったのか疑問である。

県は、他事業(防災士養成研修)で防災士の資格取得を促進し、令和3月時点では、1283人が防災士の資格を取得している。

当事業は、その防災士を有効に活用する事業の一つとして有用であると思われる。

今後、事業を継続する場合は、県、県社協、市町村社協及び防災士協会等関係各機関と一体となって、防災士の派遣に積極的に取り組んでいく必要があると考える。

2 住民避難体制整備総合事業（ハザードマップの見える化事業・ハザード画像の作成）

（1）事業の概要

支え愛マップづくりに取り組む地域の浸水や土砂災害等の画像の作成を行う市町

村社協へ、助成する。

(2) 当初予算及び決算額

当初予算額：560 千円（40 地区×14 千円） 決算額：0 千円

(3) 監査結果

ア 当事業が実施されなかった点について【意見】

当事業は市町村社協が実施主体であるが、県が浸水CG及び浸水表示システムを作成したことにより行う必要なし、との理由から実施されていない。

当事業は、大雨による河川決壊のみでなく、津波や土砂災害も対象にして予算化されたということであるが、浸水CG及び浸水表示システムを作成したことで、事足りるということであれば、何故平行して予算化されたのか理解に苦しむところである。

当事者意識の醸成という点については、津波や土砂災害も河川決壊と同様に必要であると判断して予算化されたのであれば、市町村社協及び各地区と連携して当事業にも取り組む必要があったと考える。

3 住民避難体制整備総合事業（ハザードマップの見える化事業・浸水CGの作成）

(1) 事業の概要

三大河川（千代川・天神川・日野川）の浸水CGの作成を、システム会社へ委託する。

(2) 当初予算及び決算額

当初予算額：2,255 千円 決算額：2,255 千円

(3) 監査結果

ア 「浸水CG動画」の閲覧について【意見】

監査にあたって「浸水CG動画」を県のホームページで確認しようと試みたが、掲載画面に辿りつけなかったため、県に確認したところ「県のホームページ（危機管理ポータルサイト）内で『支え愛でまちづくり！「支え愛マップ」でつながる地域』というコーナーの中において（鳥取県の川の水があふれ出たら・・・～あなたは避難できますか～）という部分をクリックすれば閲覧出来るようになっている」という回答であった。

実際に、掲載画面にアクセスしたところ、アクセス画面は「支え愛マップ」に関連している者には馴染みの深い画面ではあるものの、それ以外の者が通常アクセス

している画面ではないため、当動画の存在そのものが一般の者に認知されていないのではないと思われる。事実、令和3年11月18日現在のアクセス数は119回に留まっている。

県によると、当動画は、支え愛マップづくりの一教材として利用されているということであるが、鳥取県地域防災計画において「県は、市町村と協力し、河川の浸水CG等を作成し、県民が災害を見ることが出来る取り組み等を推進する」旨定めている。県民の当事者意識の醸成という観点からすると、全ての県民が容易に閲覧出来るアクセス方法や周知の方法を考えると考える必要があると考える。

※鳥取県地域防災計画【災害予防編（共通）】第1部「総則」

第2章「防災知識の普及啓発、防災意識の高揚及び災害教訓の伝承」

第2節 実施方針

2実施方法(11)

イ 予算執行における諸手続きについて

当事業の予算執行における諸手続きについて各種資料を確認した結果、特に問題はなかった。

4 住民避難体制整備総合事業（ハザードマップの見える化事業・浸水表示システムの作成）

(1) 事業の概要

グーグルマップ、グーグルストリートビューを活用した浸水深の表示システムの作成を、システム会社へ委託する。

(2) 当初予算額及び決算額

当初予算額：2,662千円 決算額2,662千円

(3) 監査結果

ア 「浸水表示システム」の閲覧について【意見】

当事業は県民の当事者意識の醸成が目的であり、当初予算策定時には鳥取県のホームページを通じて、県民に視聴してもらうことが計画されていた。

Google Earthを活用した「浸水表示システム」については、県のオープンポータルサイトに掲載されているものの、インターネット環境とスペックの高いパソコンが推奨されているといった点から、一般の県民が簡単に閲覧出来る状況にはなく、令和3年12月6日現在のダウンロード数は298回に留まっている。

今後、各種の研修や、支え愛マップづくり等に活用していくとのことであるが、浸水CGの作成事業と同様、県民の当事者意識の醸成を図るといった観点から、県民が簡単に閲覧出来る状況にする必要があると考える。

イ 予算執行における諸手続きについて

当事業の予算執行における諸手続きについて各種資料を確認した結果、特に問題はなかった。

5 住民避難体制整備総合事業（地域防災力強化事業）

（1）事業の概要

「支え愛マップづくり」の助言などの伴走支援、女性や子どもの防災活動へのコーディネート、中部地震からの復興として実施中の災害ケースマネジメントの東部地域及び西部地域への普及を図るための事業を公益財団法人とっとり県民活動活性化センターへ委託している。

なお、主な事業の内容及び実施状況は、以下のとおりである。

① 講師派遣

学習会等への派遣が14件、「支え愛マップ」づくりに関連する派遣が2件、避難所運営ゲームに関連する派遣が2件の計18件の派遣を行い、地域防災力の向上を図っている。

なお、「支え愛マップ」の推進にあたっては、年間10集落を目標に掲げていたが、作成に携わったのは1集落に留まっている。

② 相談対応

地域防災の相談が61回、中部地震被災者の相談が50回と、計111回の相談対応を実施している。

なお、地域防災の相談対応は80件の目標が設定されていたが、新型コロナウイルスの影響を受けて減少したため、目標達成には至っていない。

③ 伴走支援

「防災に関する地域住民の意識調査」（アンケート）や「支え愛マップづくりに取り組む地域住民の支援、鳥取大学の学生防災サークル（鳥取Lab.）と防災の有識者との協働による「HUG（避難所運営ゲーム）の開発等、地域や組織の実情に応じて継続的に関わりながら、目標としていた10団体を上回る12団体の伴走支援を実施している。

④ 復興ボランティアネットワークの形成、立ち上げ及び活動の支援

災害に強い地域づくりのため、また、県内外での災害発生時に、鳥取県域の団体や組織間で連携して被災者支援活動や復興支援活動を行うための「鳥取県域の

災害支援ネットワーク」を構築するための関係づくりに取り組んでいる。取組の内容は次のとおりである。

- ・「災害ボランティア活動関係機関連絡会」への参加（3回）。
- ・「福高祭2020」に、実行委員会の構成団体として参画。
- ・災害時連携に向けた「全国災害ボランティア支援団体ネットワーク」のweb会議に参加。
- ・とっとり県民活動活性化センターの災害時の対応方針の作成。災害発生時の事業継続計画に着手するとともに、新型コロナウイルス感染予防対策に関する規定の作成。

⑤ 「鳥取県中部地震生活復興支援事業」で取り組んでいる被災者支援の手法「災害ケースマネジメント」の県内での普及及び定着に向けて、県下19の市町村の防災・福祉担当者を訪問し、「中部地震4年フォーラム」を開催した。

⑥ その他（情報発信、マスコミ取材対応等）

支援センターの活動や鳥取県中部地震生活復興支援事業での取り組みに関する情報発信を行うとともに、地域の防災活動に関連する報道機関などの取材に対応した。（取材対応件数11件）

(2) 当初予算額及び決算額

当初予算額：11,527千円 決算額9,933千円

(3) 監査の結果

ア 見積書の記載について【意見】

当受託事業の契約にあたって受託者から見積書を徴しているが、記載されている各事業の見積金額の明細がなく、直接事業一式9,393,875円、間接事業費一式2,133,534円と記載されているのみである。これで見積金額の妥当性が判断出来るのか理解できない。見積書の必要性の有無について再度ご検討いただき、提出が形骸化することのないよう努められたい。

イ 契約の形態について【意見】

当初契約金額は、受託者からの見積書により、11,527,409円となっていたが、事業実績報告書の委託業務経費の確定をもって委託料の返納額1,594,336円が発生した。そもそも、当該委託契約は実費弁償的な委託契約（受託者の利益を考慮しない契約）であるとするなら、委託契約ではなく補助金とすべき事業であったと考える。

ウ 支え愛マップについて

当事業を柱とする支え愛マップについては、令和5年度までの目標であった800集落を超え、現在837集落で作成されており、順調に推移している。

令和2年度においても、コロナ禍で地区集会の開催が困難な中、40地区で支え愛マップづくりに取り組まれており、事業の成果は確実に挙がっていると判断される。

鳥取県地域防災計画において「住民が主体的に取り組む支え愛マップづくり等を通じた地域ぐるみの避難体制づくりを進めることで、地域防災力のより一層の向上を図るものとする。」との記載のとおり、地域防災力向上のための施策として欠かせない取り組みである。

未作成集落についての課題は山積しているが、解決に向けての取り組みも行われているところであり、今後の更なる成果を期待する。

※鳥取県地域防災計画【災害予防編（共通）】第5部「避難対策計画」

第1章「避難体制の整備」

第2節「避難体制の整備」

5「住民主体の地域防災力の向上の促進」

6 住民避難体制整備総合事業（災害時の要支援者対策事業）

（1）事業の概要

当事業は次の①から⑥に区分される。なお①から④の事業についての事業主体は各自治会である。

⑤及び⑥の事業主体は、鳥取県社会福祉協議会である。

なお、当事業は補助事業であり、交付対象は鳥取県社会福祉協議会である。

① 要支援対策促進事業

「支え愛マップづくり」に取り組む自治会等へ補助する。

② 住民組織間交流事業

既に取り組んだ自治会等が他地区へ普及啓発する取組へ補助する。

③ ステップアップ事業

既に取り組んだ自治会等が仕組みづくりを具体化する取組へ補助する。

④ モデル事業

「支え愛マップ」の取組に加え、支え愛避難所の活用や避難訓練などを通じた地域の支え愛活動へ補助する。

⑤ 関係者連絡会開催事業

マップ作成に関わる者の知識向上及び先進的な取組、情報交換を図る等の連絡会を開催する経費を補助する。

⑥ 活用事例集作成事業

先進的な取組や取組が活かされた事例の収集、事例集を作成する経費を補助する。

(2) 当初予算及び決算額

当初予算額：3,860 千円 決算額：2,464 千円

(3) 監査結果

ア 超過交付額の返納における手続きについて【指摘事項】

令和2年度においては当事業予算3,860千円に加え、1(P.15)の人材活用事業予算400千円及び2(P.15)のハザード画像の作成予算560千円の計4,820千円が「令和2年度災害時における支え愛地域づくり推進事業」における補助事業として鳥取県社会福祉協議会に交付されていたが、最終的な実績額は2,464千円であり、超過交付額2,356,020円は県へ返納されている。

前述のとおり、新型コロナウイルス感染症対策による会議、集会の自粛等が一番の要因であることは理解出来るところであり、執行不足については致し方なしと考えられる。

ただし、返納額が交付額の20%を超えていることから、金額の変更に当たっては、当補助金交付要綱第9条及び鳥取県交付規則第12条第3項の規定により、本来変更申請が必要であるところ、手続きがなされていない。

この件については、県から事業者に対して注意を行っているとのことであるが、今後このようなことがないように、事業者に対して注意喚起を徹底し、規則等にしがった正当な手続きを遵守されたい。

※鳥取県補助金等交付規則（補助事業等の変更等）

第12条 補助事業者等は、交付決定（交付決定前であっても、交付内示とし、この項（次項において準用する場合を含む。）の規定による承認（以下「変更等の承認」という。）を受けた場合であっても、変更後のものとする。以下同じ。）に係る補助事業等の内容、経費の配分その他の事項の変更（知事が別に定めるものを除く。）をしようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

2 前項の規定は、補助事業等を中止し、又は廃止しようとする場合について準用する。

3 変更等の承認を受けようとする補助事業者等は、様式第2号による申請書を、別に定めるところにより知事に提出しなければならない。

4 第6条、第7条第1項及び第8条（第1項第4号を除く。）の規定は、変更等の承認について準用する。

※災害時における支え愛地域づくり推進補助金交付要綱

(承認を要しない変更)

第 9 条 規則第 12 条第 1 項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

(1) 本補助金の増額及び 2 割を超える減額を伴う変更

(2) 重大な内容の変更

7 住民避難体制整備総合事業（人材等育成・人材育成研修）

(1) 事業の概要

市町村社会福祉協議会、市町村職員等を対象とした、マップ作製支援能力の向上研修を開催する。

(2) 当初予算及び決算額

当初予算額：1,448 千円 決算額：1,448 千円

(3) 監査結果

ア 当事業は計画的に実施されたか

支え愛マップづくりに係る人材育成研修は令和 2 年 8 月 4 日（鳥取県西部地区）及び令和 2 年 11 月 19 日（鳥取県中部地区）の 2 日にわたって開催されており、延 108 人が当研修に参加している。

一部オンラインとするなど、新型コロナウイルス感染症予防対策も工夫されたものとなっている。

研修内容についても仕様書に沿ったものとなっており問題はないと認められる。

イ 予算執行における諸手続きについて

当事業の予算執行における諸手続きについて各種資料を確認した結果、特に問題はなかった。

8 住民避難体制整備総合事業（人材等育成・意識啓発研修）

(1) 事業の概要

自治会関係者などが活用事例や基礎知識を学び、マップ作製に取り組む地域を増やす研修を開催する。

(2) 当初予算及び決算額

当初予算額：451 千円 決算額：451 千円

(3) 監査結果

ア 当事業は計画的に実施されたか

住民向けの意識啓発等に係る研修は令和3年12月15日（鳥取県西部地区）及び令和3年3月21日（鳥取県中部地区）の2日にわたって開催されており、延83人が当研修に参加している。

新型コロナウイルス感染症予防対策のため、実施は2会場に留まっているが、①地域の取り組みの紹介動画、②個人情報の解説動画を作成するなどして当研修を実施しており、問題はないと認められる。

イ 予算執行における諸手続きについて

当事業の予算執行における諸手続きについて各種資料を確認した結果、特に問題はなかった。

9 住民避難体制整備総合事業（人材等育成・避難所運営リーダー研修）

(1) 事業の概要

市町村職員を対象とした地域防災の担い手を「避難所運営リーダー」として指導・育成する研修を開催する。

(2) 当初予算及び決算額

当初予算額：360千円 決算額：0千円

(3) 監査結果

ア 当事業は計画的に実施されたか

当事業の執行額は0円となっているが、新型コロナウイルス感染症対策のため、他事業（消防防災課の地域防災スキルアップ研修）と連携して実施されており、延110人が受講している。

研修内容も避難所運営リーダーを養成するという事業目的に沿ったものであり、問題はない。

防災 × 福祉

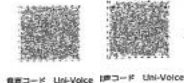
「災害時」の支え合いを、「いつも」の支え合いに

支え愛マップづくり



このパンフレットには、「Uni-Voice」を印刷しています。
各ページの音声コードをアプリで読み込んでいただくと音声がかかります。

社会福祉法人 鳥取県社会福祉協議会

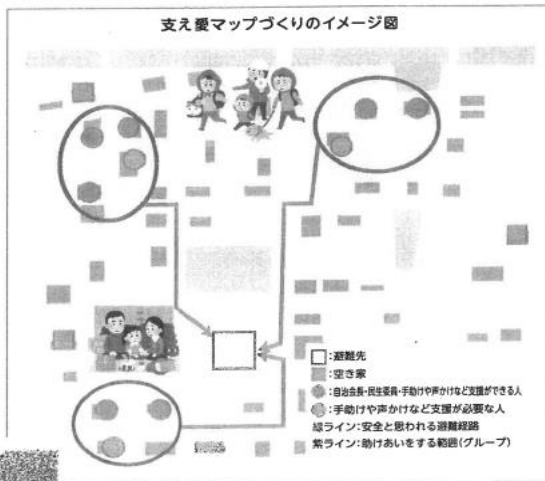


支え愛マップって？

支え愛マップとは、災害時に誰かの手助け・声かけを必要とする人、声かけができる人、避難先など、一連の情報を盛り込んだ地図のことです。

支え愛マップはつくることだけが目的ではなく、地域のことを話し合う中で、「白ごころからのつながり・支え合い」を考えてもらうことを大切にしています。

支え愛マップづくりのイメージ図



支え愛マップづくり等を支援する補助金制度があります(自治会向け)

はじめてマップづくりに取り組む 災害時要支援者対策促進事業

- 支え愛マップづくり
- 避難訓練の実施
- 研修会・講演会の開催 など

(補助金活用例)
・支え愛マップづくりのために必要な地図やマーカーなどの消耗品
・避難文庫のためのリヤカー、担架など
・避難訓練のためのヘルメットなど

補助総額
1住民組織あたり 5万円以内

前年度までに「わか町支え愛活動支援事業」もしくは「災害時要支援者対策促進事業」(災害時要支援者対策「備忘録」)の補助金を受けたことがない住民組織が対象です。

マップの見直し・さらなる取り組み 災害時要支援者対策ステップアップ事業

住民による「地域支え愛会議」の立ち上げ・運営
支え愛マップづくりで、朝らかになった地域の課題を話し合う
より実践的な訓練などの実施
高齢の方、障がいのある方、子どもがいる世帯など、
支援が必要となる世帯の特性に応じた避難訓練の実施

(補助金活用例)
・支え愛マップづくりのために必要な地図やマーカーなどの消耗品
・避難時の備品(ブルーシート、毛布など)
・避難支援のための発電機、投光器など

補助総額
1住民組織あたり 10万円以内

すでに「わか町支え愛活動支援事業」もしくは「災害時要支援者対策促進事業」の補助金を活用したことがあるスタッフを1人以上が参加者が対象です。

その他、1年間で支え愛マップづくりから支え愛避難所の開設・設営を行う「災害時要支援者対策モデル事業」
「支え愛マップづくりにこれから取り組もうとする自治会に対して、すでに取り組んだ自治会が助言などを行う」
災害時要支援者対策のための住民間交流事業があります。

支え愛マップづくりについてのお問い合わせは、お近くの社会福祉協議会で受付けています。
詳しい内容の説明や支え愛マップづくりの準備、当日のサポートなどお手伝いします。

支え愛マップづくりの紹介DVD

支え愛でまちづくり! 「支え愛マップ」でつながる地域

支え愛マップづくりについて紹介しているDVDがあります!
貸し出しも行っていきます。

[内容]
★支え愛マップを活用し、避難支援に役立った事例を紹介 (磐城町中原地区)
★実際の支え愛マップづくりの様子を紹介 (伯耆町添谷地区)

YouTubeでも公開中!



社会福祉法人 鳥取県社会福祉協議会 発行：令和3年6月
〒689-0201 鳥取市伏野 1729-5 県立福祉人材研修センター内
TEL 0857-59-6332 FAX 0857-59-6340



支え愛マップづくりのながれ

- ① まずは、お近くの社会福祉協議会に相談
- ② 支え愛マップづくりの説明・自治会での打合せ
- ③ 地域のみんで「支え愛マップ」づくり
 - 支え愛マップの説明
 - 集落内の気になるところを確認(まちあるき)
 - マップづくり
 - ふりかえり
- ④ 支え愛マップの活用とその後の取り組み
 - 見守り活動・支え愛活動
 - 地域支え愛会議
 - 避難訓練

支え愛マップづくりの準備物(例)
・マップ作成用白地図 (社団に相談ください)
・地図に重ねる透明シート・セロテープ
・油性マジック
・スチール

支え愛活動とは・・・
暮らしの中のちよとした困りごとを支え合う活動のこと
地域支え愛会議とは・・・
みんなで定期的に集まって、地域のことを話し合う場のこと

支え愛マップづくりから生まれた声

【参加者の声】

声かけてくれる人とすぐ避難ができるように私も準備しておきたい

災害が起きたら怖い、誰かが来てくれたらうれしい

高齢で元気な人もいれば、若くて心配な人もいた

災害時だけではなく、日ごろから声かけをしたい

普段から気軽に集まれる場所があったらうれしい

できることから少しずつ取り組んでみたい!

その後の取り組み事例

【地域での交流】

支え愛マップづくりと避難訓練をしたところ、幅広い世代から参加があり、あまり交流がなかった世代間にも支え合う気持ちが生まれ、サロン活動がはじまりました。また、市内を運行するバスを利用し、自治会内の高齢者が集まって買い物を楽しむ「買い物ツアー」もはじまりました。



(出典：社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会「支え愛マップ活用事例集」リーフレット)

10 避難所の生活の質向上事業（指定避難所生活環境整備支援事業）

(1) 事業の概要

避難所の生活の質向上事業は、令和元年の台風 19 号災害を受けて設置した鳥取県防災避難対策検討会において、

○ペットがいる、子供が小さい、障がいがある、寝たきり等により避難所に行くことができず、在宅避難や車中避難を余儀なくされる人がいる。

○「避難所の環境が良くない。避難所生活は辛いもの。」という認識が一般化している。

○環境の悪い避難所生活、車中避難が避難者の健康を損なっている。(エコノミークラス症候群等)

との指摘があったことから「あらゆる人が避難しやすい避難所環境の確保」を図ることを目的とした事業である。

当指定避難所生活環境整備支援事業においては、指定避難所での福祉スペース確保など、要配慮者に対応するために必要な資機材の整備について支援する。

(2) 当初予算及び決算額

当初予算額：2,400 千円（16 箇所×150 千円×1/2） 決算額：800 千円

(3) 監査結果

ア 当事業は計画的に実施されたか【意見】

当事業については、当初、16 箇所実施予定で 2,400 千円（補助上限 1 箇所 15 万円）の予算が計上されていたが、市町村から希望がなかったため、6 箇所の実施に留まっている。

鳥取県地地域防災計画において「市町村は、指定避難所に必要な施設・設備の整備（連携備蓄を含む）に努める。」旨定めている。

更に同計画では「県及び市町村は、指定避難所となることが想定される学校等について、指定避難所となることを想定した 施設のバリアフリー化、備蓄のためのスペースや通信設備の整備等を進めるものとする。」とも定めているところである。

県として市町村への制度周知を行っているということではあるが、事業主体となる市町村の意識改革も含め、早期の事業実施に向けて、県と市町村の更なる協議が必要であると考ええる。

※鳥取県地域防災計画【災害予防編（共通）】第 5 部 「避難対策計画」

第 3 章「指定緊急避難場所・指定避難所の整備」

第 2 節「指定緊急避難場所等の整備」

3 「指定避難所の設備及び物資等の配備又は準備」(1)及び(5)

イ 当補助金の交付手続きについて

交付された補助金の一部をサンプルとして各種資料を検討したところ、当事業の補助金の交付は、交付要綱に沿ったものとなっており、かつ、交付にあたっての各手続は適正になされていることが確認されたため、問題はない。

11 避難所の生活の質向上事業（福祉避難所事前配備資機材整備事業）

(1) 事業の概要

市町村が指定する福祉避難所に災害時に必要な備品等を事前配置する市町村に対して支援を行う。

(2) 当初予算及び決算額

当初予算額：2,250千円（15箇所×150千円×1/2） 決算額：1,039千円

(3) 監査結果

ア 当事業は計画的に実施されたか【意見】

当事業については、当初、15箇所実施予定で2,400千円（補助上限1箇所15万円）の予算が計上されていたが、10箇所の実施に留まっている。

指定避難所生活環境整備支援事業と同様に、事業主体となる市町村の意識改革も含め、早期の事業実施に向けて、更なる協議が必要と考える。

イ 当補助金の交付手続きについて

交付された補助金の一部をサンプルとして各種資料を検討したところ、当事業の補助金の交付は、交付要綱に沿ったものとなっており、かつ、交付にあたっての各手続は適正になされていることが確認されたため、問題はない。

12 避難所の生活の質向上事業（要配慮者が避難しやすい避難所環境確保事業）

(1) 事業の概要

障がい者等様々な事情がある人に対応出来る資機材の準備が行われていないなどにより、避難所へ避難しにくい人がいる。

このため、障がい者団体からの様々な事情がある人が避難をためらう障壁をなくすため、各種障がい者団体からの意見も踏まえ、様々な事情がある人が避難所生活をするために必要な物資等を障がいの種別に応じ、パッケージ化して備蓄を行う。

(2) 当初予算及び決算額

当初予算額：4,500 千円 決算額：3,320 千円

(3) 監査結果

ア 調達物品について

鳥取県地域防災計画では、「要配慮者向けの避難所用品のモデル的な備蓄や市町村への貸与、訓練での活用等を通じて、市町村と連携して避難所の生活環境の改善を進めるよう努めるものとする。」と定められている。

当事業において調達された物品は別紙の要配慮者物品一覧表(まとめ)のとおりで、いずれも事業の目的に適合した物品であると判断され、問題はないと考える。

※鳥取県地域防災計画【災害予防編(共通)】第5部「避難対策計画」

第3章「指定緊急避難場所・指定避難所の整備」

第2節「指定緊急避難場所等の整備」

3「指定避難所の設備及び物資等の配備又は準備」(6)

要配慮者向け物品の備蓄状況（まとめ）

（単位：円）

物品名	数量	備考	総予算額(A) 2月補正後	総購入等額 00	A-B	支出科目
① CDラジカセ	3	汎用（機能）	1,785,000	17,300	83,095	今回追記した部分
② ポータブルDVDプレーヤー	3	汎用（映像）		17,700		
③ モバイルプロジェクター	1	汎用（映像）		35,300		
④ 筆談用ボード	20	視覚障がい者		28,000		
⑤ イヤーマフ（超強型軽量）	20	汎用（防音）		62,000		
⑥ 折り畳み杖	5	視覚障がい者		14,500		
		小計		159,800		
		消費税		15,980		
		計		175,780		
⑦ 折り畳み杖	3	高齢者		9,000		
⑧ 白杖（サイズ違い）	6	視覚障がい者	33,015	費用費		
⑨ 避難所用点字ブロック	1	視覚障がい者	461,000	費用費		
⑩ ストーマ器具（音使用、音使用）	70	オストミーの方	917,285	費用費		
⑪ ペーパータオル等	50～70	汎用	120,624	費用費		
		計	1,785,000	1,705,505	83,095	費用費（特別）
⑫ 非水栓オストメイト用トイレ	5	・汎用 ・障がい福祉課と（一社）日本建設機械レンタル協会中国支那山陽部会（（株）山陽リース）とが多目的トイレのレンタルについて協定を締り交わしている（827.3.24）ことから、協定でレンタルする物系に追加	1,700,000	1,613,700		（予算）備蓄購入費（一（費用）一（支出）負担金、補助金及び交付金
		計	1,700,000	1,613,700	86,300	
		合計	3,485,000	3,320,605	174,395	

【保管場所】

- ①～⑥（⑧をのぞく）：県庁第2庁舎3階災害対策本部室（鳥取市東町1丁目271）
- ⑦：旧鳥取空港建設事務所（鳥取市湖山町北4）
- ⑧：（株）三協レンタル鳥取SC資機材倉庫（鳥取市商栄町9番地）ほか

（出典：鳥取県危機管理政策課「要配慮者物品一覧」）

13 避難所の生活の質向上事業（備蓄倉庫機能強化事業）

（1）事業の概要

近年の被災教訓から、災害が発生した際には、被災された県民の元に迅速に備蓄品を届けることが必要である。

このため、より迅速に備蓄倉庫から資材が搬出出来るようにするため、倉庫内にロールボックス（かご台車）を導入の上、レイアウト変更を行う等、備蓄倉庫の機能強化を図る。

（2）当初予算及び決算額

当初予算額：1,131千円 決算額：274千円

(3) 監査結果

ア 予算策定の基となった見積りについて【指摘事項】

当事業の予算説明においては、上記事業の概要のとおり「倉庫内にロールボックス（かご台車）を導入の上、レイアウト変更を行う等」と記載されている。

その執行状況を確認したところ、当事業の支出は、備蓄倉庫の不用品処分代の 274 千円のみであり、予算額に比し、執行額は低調であった。

また、当事業の予算の積算根拠について見積書を確認したところ、ロールボックスの見積等はなく、1,131 千円は、産業廃棄物収集運搬及び処分代にかかる見積書（令和元年 12 月 23 日付）のみで積算されていた。

この点について県に確認したところ「ロールボックス（かご台車）購入予算は、別事業の課共通経費から支出することとなり、予算額 1,131 千円には含まれていない。1,131 千円は備蓄倉庫の不用品処分費である。」との回答であった。

当初予算額にロールボックスの調達代金が含まれていないのであれば、何故予算説明に「倉庫内にロールボックス（かご台車）を導入の上」なる文言が記載されているのか理解に苦しむところである。

また、予算額と、執行額に大きな開差が生じている点については「予算要求段階では大まかな見積額で予算化したが、実際に処分物を業者に詳細に確認してもらい見積を取り、単価契約を締結し、実際に処分したところ決算額の 274 千円で処理出来たもの」との回答であった。

確かに予算策定時において正確な数量、金額を把握することは困難であるが、予算段階の処分予定数量は全て産業廃棄物として 80 m³であったにも関わらず、実際の処分数量は産業廃棄物が 15 m³及び一般廃棄物が 660kg であった。当初の見積り数量があまりにも杜撰であったか、又は本来不用品として処分すべき物品が処分されておらず、事業の目的が果たされていないと言わざるを得ない。

防災に係る事業については、緊急を要する案件があるにも関わらず、「ない袖は振れぬ」の言葉どおり、予算化ができないため、応急的な措置しかとれない案件が数多くあると、各種事業のヒアリングの中で度々説明を受けている。

このことから、予算要求にあたっては、正確な説明と、具体的な算低根拠が必要である、と考える。

イ 物品管理簿の記載状況について【指摘事項】

今回不用品の処分に関連し、危機管理政策課の令和 3 年分「物品出納簿」を確認した。

この出納簿において「令和元年 9 月 19 日及び 27 日」に購入した大量の物品が、

「令和3年6月29日」に保管場所が危機管理政策課から、他の部課に異動された旨の記載があったため、保管換え等の手続き書類等の確認を県に要請したところ、「実際に異動（納品）があったのは、令和3年物品出納簿の取得年月日の日である。納品されてから物品は異動していない。令和元年度の購入時には財務システムでは、保管場所を一先ず危機管理政策課と登録したもので、令和2年度の全庁で年1回行う物品確認（9月末）後に担当者から財務システム上の物品出納簿の保管場所の変更依頼があり、庶務担当が令和3年度の物品確認前の令和3年6月29日に実際の保管（納品）場所に修正したものである。本来は購入時の財務システムの入力の際に正しい保管場所を入力すべきだが、各職員が財務システムに精通している訳ではないため、一先ず購入所属名で登録し、その後に保管場所を修正するということは一般的に県庁でよく行われている。また、その修正も件数が多い場合は物品確認の時期の前後にまとめて行っている。」旨の回答であった。

鳥取県物品事務取扱規則では第13条第1項において「本庁各課等の長、警察本部の会計課長又は出納機関の長(以下「所属長」という。)は、使用中の物品の保管場所を定めたときは、その旨を物品出納簿に登録しなければならない。」と定めている。

規則に則った処理を行うことは、公務を行う上において基本となるべき事項であり、入力担当者が財務システムに精通していないという理由は論外である。

14 「拠点避難所」設置モデル事業

(1) 事業の概要

令和元年の台風19号災害を受けて設置した鳥取県防災避難対策検討会において、

- 自然災害に対応した広域避難の受け入れ避難所が決められていない。
- 様々な事情を抱える方（障がい者、ペット連れ、外国人など）を受け入れられる避難所が明確でない

とのことから量的、質的に受け入れ機能を強化した避難所の整備を促進する必要があるとの指摘があった。

このため、当事業においては、高機能型、または機能特化型の避難所として市町村外からの広域避難も受け入れる候補施設となる「拠点となる避難所」として市町村が位置づけた避難所の機能強化を支援するとともに、効果的な運用や必要な施設整備について、調査・検証等を進めることにより、「市町村域または県域を超えた広域避難の円滑化」及び「様々な事情を抱える方の避難先の確実な確保」を図ることを目的としている。

(2) 当初予算及び決算額

当初予算額：15,500千円　決算額：0千円

(3) 監査結果

ア 当事業が未実施となった点について【意見】

当事業は、当初 15,000 千円（補助上限 3,000 千円× 5 件）の予算が計上されていたが、令和 2 年 8 月から 9 月にかけて公募を実施したところ、事業主体となる市町村において実施予定がなかったため、令和 2 年度において補助事業は実施されていない。

要因としては、「拠点避難所」の形が具体的でなかったことで、当事業が未実施になったと判断されたことから、事業の実施に向けてはまず、市町村との対話が必要という結論に至っている。

本来であれば、予算策定前の段階で「拠点避難所」設置事業の重要性及び鳥取県地域防災計画に定めるところの市町村の役割を、各市町村にしっかりと認識させ、具体的な計画の有無を確認した上で予算計上すべきではなかったか。

担当課においては、事業実現に向けて早期に問題点を抽出した上で方針転換を行い、今後の実施に向けて市町村との協議を継続して行っているなど、前向きな方向で取り組んでおり、当事業の目的である「市町村域または県域を超えた広域避難の円滑化」及び「様々な事情を抱える方の避難先の確実な確保」が早期に実現されることを期待する。

※鳥取県地域防災計画【災害予防編（共通）】第 5 部 「避難対策計画」

第 1 章 「避難体制の整備」

第 4 節 「広域一時滞在」

(1) 市町村の役割、(2) 県の役割

第 2 危機管理局・消防防災課

1 自主防災組織新規設立支援事業

(1) 事業の概要

近年相次いで発生している集中豪雨、台風、大雪等の自然災害や地震災害等に備え、その被害を軽減するためには、早急に、県内全ての地域において自主防災組織をカバーすることが必須である。

一方、担い手の減少や住民の防災意識が高まっていないなど、様々な理由により自主防災組織の組織されていない地域があり、その組織化には、自主防災活動アドバイザー等の活用や、各地域における新規設立に至ったノウハウの横展開が効果的であり、県が率先して市町村の自主防災組織の設立支援を行うことで、自主防災組織の組織化の促進を図る。

そのため、県自主防災活動アドバイザー等の支援を受け、住民の防災意識の醸成や防災資機材等の整備を行い、新たに自主防災組織等を設立する市町村を支援する。

(2) 当初予算及び決算額

当初予算額：3,000千円（20地区×30万円×1/2） 決算額：326千円

(3) 監査結果

ア 当補助金の活用が低調な要因について【意見】

鳥取県地域防災計画において「自主防災組織は、災害発生時にその被害を防止し、軽減するために防災活動を行う組織である。とりわけ、災害発生直後の避難誘導や要救助者の救出、初期消火等を迅速に行うためには、自主防災組織の活動が極めて重要である」旨記しており、自主防災組織の組織率の向上に努める必要がある。

令和2年度においては、当事業による補助金を活用して、新たに2市1町で4自主防災組織が新規結成されるとともに、各市町の自主防災組織率が向上した。（倉吉市：約1%向上、米子市約0.1%向上、若桜町2組織：約6%向上）

自治会等の名称	構成する世帯数及び人員数	資材等購入金額	支出した補助金の額
四日市防災会(米子市)	54世帯	32,868円	16,000円
湊町自主防災会(倉吉市)	76世帯	50,000円	25,000円
上町自治会(若桜町)	59世帯	289,080円	144,000円
中町自治会(若桜町)	26世帯	299,920円	149,000円

令和2年度、新規に自主防災組織が設立された組織は19組織(米子13、倉吉1、境港1、岩美1、若桜2、北栄1)であり、そのうち当補助金を活用していない組織は15組織になる。

当補助金は、自主防災組織の組織化促進に取り組む市町村に対してその経費の一部を支援するものであり、補助金が活用されなかった理由を県に確認したところ、①市町村の結成助成金のみ活用（市町村が新規結成に対する祝金、活動準備金のような名目で支給されるもので県補助の対象外）されているケースがあること及び、②資機材整備品を検討しており購入に至っていない（結成後間もないことやコロナで会合等が低調なこと）があるとの回答であった。新規設立19組織のうち4組織分しか活用されていないが、コロナ禍において新規設立組織の活動が低調なことは、ある程度やむを得ないと考える。

また、当補助金を活用していない15組織の自治会名や、世帯数を県に確認するも、未把握であるとの回答であった。

鳥取県地域防災計画において、県は自主防災組織の整備推進にあたって種々の支援策を講じることとなっており、また、県内全ての地域において自主防災組織をカバーするという目標を県として掲げている以上、当補助金の活用如何に関わらず、よりいっそう市町村との連携に努めるとともに、自主防災組織に聞き取りを行うなど自主防災組織の現状を把握しておくことが望ましい。また現状を把握することによって、事業の今後の在り方を検討する一助になると考える。

※鳥取県地域防災計画【災害予防編（共通）】第10部「共助協働推進計画」

第3章「自主防災組織の整備」

第2節「自主防災組織の整備」

1「自主防災組織の重要性」

4「自主防災組織等に対する支援」（4）

イ 市町村への補助金の交付手続きについて

交付された補助金の一部をサンプルとして各種資料を検討したところ、当事業の補助金の交付は、交付要綱に沿ったものとなっており、かつ、交付にあたっての各手続は適正になされており、問題はないと考える。

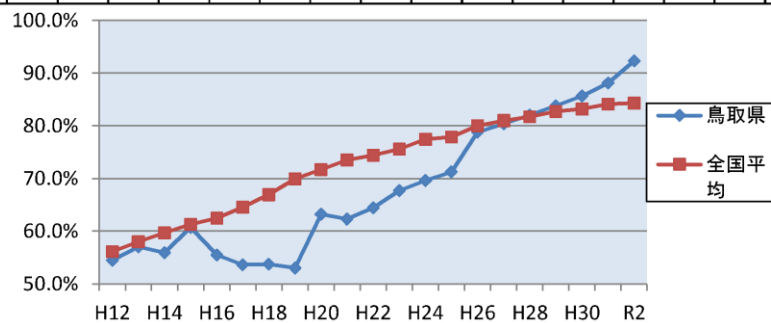
県内市町村別の自主防災組織の現況と推移（確定値）

1 自主防災組織の現況(令和2年4月1日現在)

市町村名	管内世帯数 (A)	自主防災組織 の組織数	組織されている 地域の世帯数 (B)	R2組織率 (B/A)	R1組織率 (参考)
鳥取市	79,755	807	79,295	99.4%	98.6%
米子市	66,683	337	56,917	85.4%	73.0%
倉吉市	20,643	190	17,999	87.2%	85.9%
境港市	15,290	51	12,233	80.0%	79.7%
岩美町	4,429	11	3,701	83.6%	83.9%
若桜町	1,334	28	1,067	80.0%	76.7%
智頭町	2,748	76	2,510	91.3%	67.4%
八頭町	6,104	131	6,104	100.0%	100.0%
三朝町	2,595	62	2,590	99.8%	99.8%
湯梨浜町	6,304	71	6,183	98.1%	98.1%
琴浦町	6,460	154	6,460	100.0%	100.0%
北栄町	5,381	56	5,088	94.6%	94.4%
日吉津村	1,209	6	1,186	98.1%	98.1%
大山町	5,743	165	5,545	96.6%	96.4%
南部町	3,906	80	3,523	90.2%	90.2%
伯耆町	3,547	104	3,547	100.0%	100.0%
日南町	2,000	33	2,000	100.0%	100.0%
日野町	1,327	51	1,327	100.0%	100.0%
江府町	1,001	41	1,001	100.0%	100.0%
鳥取県全体	236,459	2,454	218,276	92.3%	88.1%
全国平均				84.3%	84.1%

2 自主防災組織の組織率の推移(平成12年度～令和2年度)

年度	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
鳥取県	54.5%	57.0%	55.9%	60.7%	55.5%	53.6%	53.7%	53.0%	63.2%	62.3%	64.4%	67.7%	69.6%	71.2%	78.8%	80.4%	82.0%	83.8%	85.7%	88.1%	92.3%
全国平均	56.1%	58.0%	59.7%	61.3%	62.5%	64.5%	66.9%	69.9%	71.7%	73.5%	74.4%	75.6%	77.4%	77.9%	80.0%	81.0%	81.7%	82.7%	83.2%	84.1%	84.3%



(出典：鳥取県HP「県内市町村別の自主防災組織の現況と推移」)

2 地域防災リーダー養成事業（防災士養成研修）

(1) 事業の概要

自主防災組織の構成員、消防団員、県・市町村職員等を対象に、鳥取県中部及び

西部地区において各 1 回研修を実施し、防災士の資格取得を支援する。

(2) 当初予算及び決算額

当初予算額：3,849 千円 決算額 2,723 千円

(3) 監査結果

ア 当事業が防災士の増加に繋がっているか

当研修は平成 29 年度から特定非営利活動法人日本防災士機構と連携して、実施されており、令和 2 年度においては当初計画のとおり、鳥取県内 2 地区において研修が開催されている。

また、当事業を実施したことにより、試験免除の特例の者を含め令和 2 年度の防災士新規登録者数は 205 名増加し、令和 3 年 3 月末時点における鳥取県内の防災士数は 1,283 人となっていることから、当事業は防災士の増加に繋がっていると認められる。

イ 防災士の増加が、地域防災力の向上に繋がると認められるか【意見】

当事業は、地域防災リーダーの養成が目的であり、防災士の資格をとった後には避難等の各種訓練や、啓発研修等の講師等、地域防災の要としての活動が期待されている。

しかしながら、令和 2 年 6 月 26 日～7 月 31 日にかけて、郵送により防災士活動状況アンケートが実施されている（対象者 1,111 件のうち回答 562 件、回答率 50.6%）が、その分析結果を確認したところ、回答者の内、防災士としての活動を行っていない者が 58%と高い割合となっている。

このことから、相当数の者において、防災士の資格を取得したものの、全く活動がなされていないと考えられる。

鳥取県地域防災計画では「県及び市町村は、地域の自主防災組織の組織率の向上や活動の活性化を図るため、日本防災士会鳥取県支部と連携して地域防災力の向上に努めるものとする。」と定めている。

資格者が増加することが本来の目的ではなく、自主防災活動に多数の防災士が積極的に関わることで、初めて地域の防災につながると考えられることから、資格者の活動意欲の向上及び防災知識の向上を図るフォローアップ研修等、各市町村と連携して人材育成に努める必要があると考える。

県においては、今後地域で活躍する防災等の活用や連携促進のため、防災士ミーティングの実施や現場未経験防災士等の育成等の事業を推進していく旨の方向付けがなされているところであり、防災士の質の向上に向けた実のある事業の実施に期

待する。

※鳥取県地域防災計画【災害予防編（共通）】第10部「共助協働推進計画」

第3章「自主防災組織の整備」

第2節「自主防災組織の整備」

5「日本防災士会鳥取県支部との連携」

なお、鳥取県の市町村別防災士認証登録者数は次表のとおりである。

市町村	人数	男性	女性
鳥取市	333	298	35
米子市	215	185	30
倉吉市	182	163	19
境港市	98	89	9
岩美郡岩美町	25	23	2
八頭郡八頭町	32	23	9
八頭郡若桜町	11	10	1
八頭郡智頭町	11	9	2
東伯郡湯梨浜町	56	52	4
東伯郡三朝町	18	15	3
東伯郡北栄町	51	42	9
東伯郡琴浦町	80	72	8
西伯郡日吉津村	25	23	2
西伯郡大山町	38	36	2
西伯郡南部町	25	23	2
西伯郡伯耆町	25	24	1
日野郡日南町	35	29	6
日野郡日野町	16	15	1
日野郡江府町	7	6	1
鳥取県2021年2月末防災 士認証登録者数	1283	1137	146

(出典：鳥取県消防防災課「鳥取県 市町村別防災士数」)

3 地域防災リーダー養成事業（スキルアップ研修）

(1) 事業の概要

自主防災組織構成員、消防団員、防災士等の防災リーダーを対象に鳥取県東部、中部及び西部の3会場において、外部講師の招聘等により、地域防災リーダーに必要な知識や技能を高める実践的研修を実施する。

(2) 当初予算及び決算額

当初予算額：690 千円 決算額 65 千円

(3) 監査結果

ア 当研修は防災リーダーのスキルアップに繋がると認められるか

当研修は、東・中・西部の3会場について開催される計画であったが、東部会場での開催は中止となっている。中止となった原因は新型コロナウイルス感染症の拡散防止によるもので致し方なしと判断される。

その他の2会場については、コロナ禍の状況下において、一部オンラインによる遠隔講義とする等の試みにより開催され、中部会場では29人、西部会場では63人が受講している。

研修内容については、①コロナ禍における避難所運営（オンラインによる遠隔講義）、②近年の自然災害と避難所運営、③避難所運営ゲーム、と近年の自然災害等に基づく実践的な研修となっており、地域防災リーダーのスキルアップの向上に繋がっているものと判断され、問題はない。

4 地域防災リーダー養成事業（職員災害応援隊等防災士資格取得事業）

(1) 事業の概要

職員災害応援隊や危機管理局職員が、被災地において的確な救援活動等を行うとともに、地域住民等の防災意識を高めるためのノウハウを習得するため、防災士の資格を取得する。

(2) 当初予算及び決算額

当初予算額：0 千円 決算額：0 千円

※地域防災リーダー養成事業（防災士養成研修）にて執行

(3) 監査結果

ア 県職員の防災士養成研修の受講費用及び防災士認証登録料について【意見】

令和2年度においては17名の県職員が防災士養成研修を受講し、防災士資格を

取得している。

なお、防災士の資格取得にあたっては、2（P.35）の防災士養成研修の受講が必須要件となっており、研修受講料4,500円、防災士教本代3,500円、防災士資格取得試験受験料3,000円及び防災士認証登録料5,000円の計16,000円の研修費用が必要となる。

当該費用16,000円については、危機管理局及び職員災害応援隊の受講者に係る費用は消防防災課が、県土整備部の受講者分については県土整備部がそれぞれ負担している。

この点について、県から「県職員が、防災士としての知識・技能を学ぶことは、近年の頻発する災害に対応した県施策を企画・実施する上で必要な研修であることから、受講費用を県費で負担している。」との回答を得ている。

当該担当部課に関わらず、県の職員が、専門的な防災知識を習得することは、職責上必要であり、研修の場で知識の幅を広げていくのは重要なことと考える。

ただし、防災士という資格は、そもそも個人に与えられる資格であり、資格取得代も含めた全てを県費で賄う以上は、資格のより一層の活用が必要であると考え。

第3 県土整備部・道路企画課

1 防災・安全交付金（交通安全）

（1）事業の概要

- ・ 保育施設・道路管理者・警察など関係機関による未就学児の園外活動ルートの合同点検において対策が必要とされた箇所について対策を実施。
- ・ 安全で安心な歩行空間を確保するため、歩道未整備区間に歩道・自転車歩行者道を整備。
- ・ 円滑な交通流を確保するため、交差点改良、視距改良等。
- ・ 適切な道路案内を行うため、案内標識の表示内容の修正。
- ・ 事故数減少、事故抑制を図る対策。

（2）当初予算及び決算額

当初予算額：598,145千円

決算額：現年：219,929,000円 繰越額 114,349,831円

（3）監査結果

防災・安全交付金（交通安全）について

具体的な事業として、防護柵設置、歩道・自転車歩行者道整備、交差点改良等、計38事業が実施されている。事業の選定にあたっては、渋滞箇所、事故危険箇所

等、実際の事故発生箇所や交通量、地域からの要望等を踏まえながら整備の必要箇所が抽出されている。

これらの実施事業のうち、次の事業を抽出し、入札関係等の資料確認及びヒアリングを行った結果、特に問題となる事項はなかった。

[監査対象事業]

国道 313 号（米里工区）ワイヤーロープ防護柵設置工事 設計業務委託

2 防災・安全交付金（災害防除）

（1）事業の概要

安心で安全な道路環境を提供するため、落石・崩壊等の恐れのある箇所に、災害による被害を防止する施設を設置する。

平成 8 年度、平成 13 年度及び平成 24 年度に防災総点検を行い、危険箇所の調査を実施し、その後の調査も加え、落石、斜面崩落などの恐れにより対策工事の実施が必要と判断された「要対策箇所」について対策工事の推進が図られている。

また、「要対策箇所」以外に落石、斜面崩落の可能性がある箇所を「カルテ対応（経過観察）」として整理し、道路パトロール等により監視している。

令和元年度末における対策状況は下表のとおりであり、未対策（事業中含む）となっている「要対策箇所」は全県で 313 箇所である。

<平成 24 年防災点検結果をもとにした道路防災対策箇所一覧>

（令和元年度末）

	940	要対策箇所		カルテ対応 （経過観察）	対策不要	計
		対策済み	未対策			
箇所数	940	627	313	865	449	2,254

【西伯根雨線 落石防護柵】



【西伯根雨線 落石対策 応急措置 土のう袋】



(2) 当初予算及び決算額

当初予算額：938,780 千円 決算額：現年：371,674 千円 繰越額 802,321 千円

(3) 監査結果

ア 工事計画の優先順位について【意見】

上記(1)事業の概要の道路防災対策箇所一覧で示されているとおり、平成24年度の防災総点検に基づき要対策箇所とされた940箇所に対し、令和元年度末までに対策が完了しているのは627箇所である(約66.7%)。残りの313箇所については、引き続き対策を実施していく計画であるが、予算の関係もあり実際に対応が図られるのは令和2年度においては77箇所の対策を実施し、年間10箇所程度が事業完了するとの説明であった。この進捗速度でいくと、要対策箇所の全ての工事が完了するのは、30年以上の期間を要する計算になる。

予算に限りがある以上、短期間で全ての工事を完了するのは現実的に困難ではあるが、災害が発生してからでは手遅れである。そのため、工事計画に際しては有効性の観点から優先順位の選定が非常に重要となる。基本的には、総点検時における評点(危険度)の高い箇所から優先的に工事が進められる必要があると思われる。しかしながら、「要対策一覧」の資料を確認すると、必ずしも評点(危険度)の高い箇所から優先的に整備が進められているわけではない。

鳥取県地域防災計画において、道路の異常や落石の予防対策については、「大規模事故対策編」に定められている。当該対策編では、その目的を、「多数の死傷者の発生といった大規模な道路災害を防止すること」としており、落石等が大規模災害に繋

がる危険性を想定している。

以上のことから、工事の実施にあたっては、県の担当者より用地取得の交渉等、容易に進められない内容も含んでいるとの説明を受けてはいるが、人命に係わる事業であるため、当該内容における対処策の検討も踏まえた上で、工事計画の優先順位のあり方を今一度見直す必要があると考える。

※鳥取県地域防災計画【大規模事故対策編】第1部「災害予防計画」

第2章「大規模道路災害の予防」

第1節「目的」

イ カルテ対応（経過観察）について【意見】

「要対策箇所」以外に落石、斜面崩落の可能性がある箇所を「カルテ対応（経過観察）」として整理し、道路パトロール等により監視する体制が敷かれている。令和元年度末時点においてカルテ対応（経過観察）とされている箇所は、865箇所である。

現地監査を行った日野振興センターにおいて、カルテ対応（経過観察）についてのヒアリングを行ったところ、「令和3年度日野県土整備局道路管理パトロール実施要領」の資料提示を受け、本要領に基づいてパトロールを実施しているとのことであった。

本要領では、パトロールの形態が「通常パトロール」、「定期パトロール」、「夜間パトロール」、「異常時パトロール」の4種類に分けられている。このうち、日常的に行われ、中心となっているのが「通常パトロール」である。「通常パトロール」においては、区分表が作成されており、1日の交通台数など対象区間の状況を踏まえてパトロールの回数が定められている。多い区間では週4回以上のパトロールが義務付けられている。2名1班体制で、パトロール車内から目視による確認、目視が困難な箇所等については、必要に応じて自転車又は徒歩により目視で確認を行うこととされている。

下記写真は、西伯根雨線における落石対策の成果物（上記写真）の現地確認を行った際に、偶然目に留まり撮影した写真である。同路線においては、区分表をみると週3回以上の「通常パトロール」が実施されている区間である。また、パトロール時における「点検事項表」を確認すると、法面においては、「植生の生育状況並びに雑木及び雑草の繁茂状況」、「倒木、落石及び法肩部の枯木の状況」といった点検項目も掲載されている。

通常パトロールで見逃された倒木が直ちに道路への落下が懸念される状態ではなくても、落下の可能性が認められるものであれば、人命にも係わる事態となる危険性があるため、危険回避の観点から速やかに除却するべきと考える。



【西伯根雨線 倒木リスク① アップ】



【西伯根雨線 倒木リスク① 全体】



【西伯根雨線 倒木リスク② アップ】



【西伯根雨線 倒木リスク② 全体】

第4 県土整備部・河川課（一部、危機管理政策課を含む。）

1 総合的な流木対策事業（河川）

（1）事業の概要

平成29年の九州北部豪雨における流木の流出による家屋等への被害の発生、平成29年10月の台風21号における鳥取市河原町での山腹崩壊による流木を伴う土石流の発生を踏まえ、平成29年10月から部局横断的な（森林づくり推進課、農地・水保全課、治山砂防課、河川課）ワーキンググループを設置し、流木対策の検討が行われている。

流木の堆積や河道閉塞に伴い洪水氾濫被害等が拡大する恐れがある危険箇所（トラブルスポット）を河川、砂防溪流、ため池の3つに区分して抽出し、その中でも優先的に対策が必要な箇所について具体的に整備方針案を整理し、対策を進めていくことを目的としている。

河川のトラブルスポットを解消するために、流域内の森林、砂防溪流、ダム・ため池それぞれの効果を効率的・効果的に組み合わせた「流域一体となった総合的な流木対策計画」が令和2年に策定された。

これにより、水害や土砂災害対策と併せて、ハード・ソフトの両面の流木対策を計画的に推進することにより、流域全体の治水安全度を向上させるとともに、流域住民の早期避難につなげていくこととされている。

令和2年度については、モデル河川である私都川の河川トラブルスポットに対する短期対策として河床掘削を行うとともに、ソフト対策として住民の避難判断に資する河川監視カメラを設置する。

（2）当初予算及び決算額

当初予算額：36,000千円　　決算額：48,145千円

（3）監査結果

ア 総合的な流木対策事業（河川）

河川トラブルスポットについては、候補箇所となった120箇所を精査し、最終的に36箇所が選定されている。これらのトラブルスポットについては令和5年度までに集中的に対策を実施するとされている。

当該トラブルスポットへの対策については、ひっかかりリスクと閉塞リスクとを勘案した総合評価（A B C D）により優先順位がつけられている。

短期対策として位置づけられている河床掘削については、土砂等の堆積を理由に閉塞リスクが高いと評価されたトラブルスポットにおいて実施されることになっており、対象として2箇所のトラブルスポットが選定されている。そのうち1箇所につ

いては令和元年度に実施済みであり、残りの1箇所は令和2年度に実施されている。短期対策については計画通り実施されており問題はない。

鳥取県地域防災計画では危険性や緊急性に応じて各種の防止事業等のハード対策を行うとともに、地域住民等に対して避難行動等に参考となる各種情報提供を行う等のソフト対策を推進し、ハード・ソフトが一体になった対策の実施に努めるものとされている。

予算の制約上ハード対策が早期に実施できない箇所についてはソフト対策として河川監視カメラの設置により対応することとされており、令和2年度においては私都川及び土師川の2箇所に設置されている。他事業で設置されたものも含めると、令和3年度において全流域がカバーされるとのことである。これによってトラブルスポット36箇所すべてに対するソフト対策が完了するとのことであった。

他方で、担当課より提供された「河川トラブルスポット・流木対策一覧（検討メニュー※対策可能箇所）」において中長期対策が必要な要対策箇所が180箇所挙げられている。そのなかで、流木捕捉施設の要対策箇所が12箇所挙げられている。限られた予算の中でハード対策を行わざるを得ない状況にあることから、中長期の具体的な整備計画の策定が必要と思われる。

この点につき、中長期対策のうち河川については、現時点では流木捕捉施設、橋梁架設等による対策が必要な河川の抽出のみを行っており、具体的な整備計画については砂防やため池の対策などの短期対策が完了する見通しが立った時点で検討する予定とのことである。他の部局との連携を図り、中長期の具体的な整備計画を策定することが望まれる。

また、当事業の予算執行における諸手続きについて、下記事業について各種資料を確認した結果、特に問題はなかった。

[監査対象事業]

私都川樹木伐採・河道掘削等緊急対策工事（稻荷工区）（単県）

※鳥取県地域防災計画【風水害対策編】第1部「災害予防計画」

第1章「風水害等予防対策」

第2節「風水害等を防止する施策の概要」

2 避難につなげる水防対策事業（鳥取方式）（堤防強化対策・堤防舗装及び法肩保護工）

（1）事業の概要

令和元年台風 19 号では、関東・東北・中部地方の広範囲において多数の堤防決壊が発生し、各地で甚大な被害が発生したことを受け、鳥取県では「水防対策検討会」および「防災避難対策検討会」を設置した。

両検討会での議論を踏まえ、水防対策としては「越水による堤防決壊を少しでも遅らせ避難の時間を稼ぐこと」を目標とし、短期的に取り組むべき対策として「堤防強化対策（堤防舗装、水防体制強化）」、「バックウォーター対策」を、中長期的に取り組むべき対策として「流域貯留対策（遊水地及び霞提の可能性検討）」等を実施する。

具体的には、堤防強化対策としてバックウォーター区間（直轄河川との合流部）の堤防舗装及び法肩保護工を実施する。

（2） 当初予算及び決算額

当初予算額：325,276 千円 決算額：236,257 千円 繰越額：84,469 千円

（3） 監査結果

ア 堤防舗装及び法肩保護工

鳥取県地域防災計画において堤防舗装等は、近年多発している治水能力を超える豪雨や洪水に備え、出来る限り越水による堤防決壊を遅らせて避難の時間を稼ぐ対策として位置づけられている。

担当課より提供された「堤防天端舗装の予定箇所」によると、令和 2 年度はバックウォーター区間（直轄河川との合流）に対して、令和 3 年度は重要水防区域 A に対して、令和 4 年度はバックウォーター区間（県管理河川との合流）に対して実施する予定となっている。

また、「令和 2 年度一般会計予算説明資料」では、令和 2 年度はバックウォーター区間（直轄河川との合流部）の堤防舗装及び法肩保護工を大路川、小松谷川等 15 河川（28 箇所）について実施するとされている。

令和 2 年度において実際に完了したのは 16 河川（27 箇所）であり、ほぼ予定通りの進捗となっている。各年度の実施予定箇所と実際の実施箇所が前後している箇所もあるが、実施箇所については調整が取れたところから順次実施しているとのことであり特に問題はない。

また、当事業の予算執行における諸手続きについて、下記事業について各種資料を確認した結果、特に問題はなかった。

[監査対象事業]

大路川堤防機能強化工事（舗装工）

小松谷川堤防機能強化工事（舗装工）（1 工区）

※鳥取県地域防災計画【風水害対策編】第1部「災害予防計画」

第1章「風水害等予防対策」

第3節「風水害等防止のため特に留意する事項」

1「避難につなげる水防対策の推進」

3 避難につなげる水防対策事業（鳥取方式）（堤防強化対策・水防体制強化（大型土のう袋購入））

（1）事業の概要

野坂川（鳥取管内）等の越水危険箇所に必要な大型土のうを購入する。

（2）当初予算及び決算額

当初予算額：6,676千円　　決算額：2,188千円

（3）監査結果

ア 大型土のう袋の調達について【意見】

「令和2年度 一般会計当初予算説明資料」には、水防体制強化のために野坂川等の越水危険箇所に必要な大型土のう袋を2,400袋購入すると記載されている。この2,400袋という数量は、国直轄河川のバックウォーター区間の延長の合計距離4,800メートルを基に、1メートルにつき1袋として算定された4,800袋を令和2年度及び令和3年度の2年間で平準化して算定された数量である。

しかしながら、実際に購入された数量は1,870袋であり、令和2年度における調達予定数量の8割弱の数量にとどまっている。調達予定数量に満たない数しか購入できておらず、水防体制の強化が十分に図られているとは言い難い。

また、物品購入伺の起案年月日は令和3年1月7日となっており、またS社へ納期の確認がされている。予算説明資料に記載されている2,400枚という数量には明確な根拠があるのに対して、物品購入伺に記載された1,870袋という数量については発注時点での残予算で発注可能な数量となっている。物品購入伺の日付からすると、事業着手の時期が遅すぎる点是否定できない。必要な数量が調達できていない点は問題である。

水防対策検討会の提言においても、「速やかに取組をすすめ早期に効果を発現させるべき内容」のひとつとして、「洪水が発生する前の段階で水防工法（大型土のう積、ブルーシート張等）を実施すること」とされており、このために「水防資材（対候性大型土のう、ブルーシート等）を十分に確保すること」とされている。この提言の内容も踏まえ、計画的な事業実施をお願いしたい。

※令和元年東日本台風（19号）を受けての鳥取県水防対策検討会

提言 令和2年3月

イ 大型土のう袋購入予算の策定について【意見】

予算算定の基礎となっている一枚当たりの単価は 2,781 円であるのに対し実際の購入価格は一枚当たり 1,030 円と予定価格の2分の1にも満たない。予算の基礎となった単価については、県単価を基に計算されている。計算の方法自体には問題はないものの、実際の調達価格との乖離が大きい。予算が過大に計上された場合には、本来他の事業に充てるべきであった予算を未執行のまま無駄にすることになりかねない。今後の予算の策定においては実勢価格等を考慮するなど、見直しを図るべきである。

ウ 大型土のう袋の管理について【意見】

大型土のう袋の配備場所について担当課に確認したところ、令和2年度においては鳥取、八頭、米子管内に配備する予定であったが、築堤延長が長い鳥取管内に優先配備することとしたため、1,870 袋すべてを鳥取県土整備事務所水防倉庫に配備したとの回答であった。物件納入検査書によると、令和3年3月12日に鳥取県土整備事務所水防倉庫に納入されている。

しかしながら、担当課より提供された「■各総合事務所県土整備局、各県土整備事務所及び鳥取港湾事務所の備蓄資材 令和3年4月1日現在」の大型土のう袋の欄に記載されている数量の中に当該土のう袋は含まれていない。数量については納入時に撮影された数量管理写真により把握しているとのことであったが、備蓄資材の管理の観点からは本事業で購入した大型土のう袋についても備蓄資材の一覧に記載すべきである。

4 避難につなげる水防対策事業（鳥取方式）（流域貯留対策）

(1) 事業の概要

中長期的な対策として、航空写真等の既往資料を基に遊水地や霞提の設置を検討する。

(2) 当初予算及び決算額

当初予算額：9,600 千円 決算額：2,070 千円 繰越額：7,530 千円

(3) 監査結果

ア 大路川流域雨水貯留候補地選定業務委託について

「令和2年度 一般会計当初予算説明資料」では当事業の対象となる河川として、大路川、八東川、小松谷川の3河川が挙げられている。そのなかで、令和3年度において実際に着手されたのは大路川のみである。その理由について担当課へヒアリングしたところ、遊水地や霞提などの雨水貯留地に関する対策については広大な土地や土地利用に規制がかかることになるため、関係者への十分な説明、治水に関する議論を十分に行うなど丁寧に進めていくことが大切であり、すでに流域内での治水に関する協議を進めている状況にある大路川を選定したとの回答であった。

他の2河川については、現在鳥取県では流域治水の取り組みを全県展開していくことを考え、関係機関との調整を進めているところであり、今後の流域治水の取り組みなどの状況を注視し、必要となったタイミングで検討を行う予定とのことである。

大路川流域雨水貯留候補地選定業務委託については、受託企業が新型コロナウイルス感染症の影響により在宅勤務を余儀なくされたこと、委託業務の実施に際しての協議の結果、追加作業が必要となったことにより、令和2年度中の執行ができず、令和3年度に繰り越されている。繰越となった理由も合理的なものであり問題はない。

5 避難につなげる水防対策事業（鳥取方式）（水害リスク情報の提供）

（1）事業の概要

洪水浸水リスクの周知を図るため、浸水深の表示板を公民館・官公庁施設に設置する。

（2）当初予算及び決算額

当初予算額：1,125千円　　決算額：1,125千円

（3）監査結果

ア 浸水深表示板の設置について

浸水深表示板の設置については南部町及び鳥取市美保南地区において実施されている。浸水深表示板の設置主体は市町村であり、鳥取県は浸水深表示板の購入を行っている。

浸水深表示板は施設壁面、電柱・道路標識等に取り付けられ、浸水リスクの周知が図られている。

浸水深表示板の設置予定箇所は南部町が32箇所、鳥取市美保南地区が28箇所である。そのうち、令和3年3月31日現在で設置済みとなっているのは南部町が1箇所、鳥取市美保南地区が16箇所である。

南部町役場法勝寺庁舎に設置されている浸水深表示板の現地確認を行ったところ、

浸水深表示板は庁舎入口付近の柱に設置されており、表示板はそれほど大きくはないが、来庁者の目につきやすい場所に設置されている。

南部町については、令和3年3月31日現在、設定予定箇所32箇所に対し1箇所のみを設置にとどまっている。今後の設置予定について担当課に確認したところ、令和4年1月末までに町管理施設への設置が完了する予定であるとの回答であった。また、電柱等への設置については、町が設置業務委託業者の検討中であり、令和4年度上期に全箇所への設置を予定しているとのことであった。

水防対策検討会の提言においても、「速やかに取組を進め早期に効果を発現させるべき内容」のひとつとして、「住民が浸水範囲・浸水深をより実感できる取組を進めること」とされており、具体的には「電柱、公民館、官公庁等に浸水深の表示を設置」することが考えられるとされている。

設置主体は市町村であるものの、市町村に対して設置状況の進捗確認を行うなど、早期に浸水深表示板の設置が行われるよう県としても取り組まれない。

※令和元年東日本台風(19号)を受けての鳥取県水防対策検討会

提言 令和2年3月

【南部町法勝寺庁舎入口】



【南部町法勝寺庁舎入口】



6 防災・安全交付金（情報基盤整備）

(1) 事業の概要

東日本各地で大きな被害のあった台風19号において、洪水被害のあった河川で水位計が設置されておらず、避難判断の材料となる河川情報が市町村、住民に提供できていない案件が確認されている。

これを踏まえて、住民の避難行動や水防団による水防活動が迅速かつ的確に実行されるよう、河川監視カメラを増設し、洪水時の河川情報の提供を図る。

(2) 当初予算及び決算額

当初予算額：39,000千円 決算額：31,511千円 繰越額：3,613千円

(3) 監査結果

ア 河川監視カメラの更新計画について【意見】

河川監視カメラについては令和3年4月1日時点で129基設置されており、「令和2年度決算に係る定期監査決算審査資料」の中で、住民の避難、水防団による水防活動が安全・的確に行える環境が一層整ったと評価されている。

担当課より提供された「河川課所管 河川監視カメラ一覧表」によれば設置された河川監視カメラのうち、最も古いものは平成17年度に設置され、既に設置から15年が経過している。設置年が古いものについては老朽化が進んでいると考えられ、更新の時期を検討する必要がある。

本監査時のヒアリングでは監視カメラの耐用年数・使用可能期間については特に検討されておらず、また具体的な更新計画も策定されていないとのことであった。

監視カメラの故障等の不具合については都度保守契約により対応しているとのことであったが、実際の災害時に監視カメラが問題なく使用できなければならない。

また、老朽化した監視カメラのメンテナンスコストが増加するとも考えられ、監視カメラを更新したほうがトータルのコストは低くなる場合もあり得る。129基の監視カメラの更新費用は多額に上ることは容易に予想でき、財政負担の平準化の観点からも計画的に更新を行うことが望ましい。監視カメラの使用可能期間、老朽化した監視カメラのメンテナンス費用等を勘案した更新計画の策定が必要である。

イ 河川監視カメラ提供システムについて【意見】

鳥取県地域防災計画では避難につなげる水防対策の一環として水位計・河川監視カメラ等の整備及び情報発信を推進するとされている。監視カメラの映像についてはWEB上で「鳥取県 河川監視カメラ提供システム」により確認することが出来る。また、河川の水位についてはWEB上で「鳥取県防災情報」の「河川情報」やテレビ（NHK総合の地上デジタル放送）のデータ放送で確認することが出来る。監視カメラの映像や河川の水位情報は主として市町村の職員が確認し、避難情報の発信に役立てられている。

当然これらの情報は地域住民の災害時の避難の必要性の判断にも資する情報であり、積極的に周知を図る必要がある。この点について、監視カメラを新規に設置した際には住民説明会、防災学習等の機会に周知が行われている。この他にも、パンフレット等でも周知が図られている。

また、本監査における日野県土整備局へのヒアリングにおいて河川監視カメラ提供システム等の周知方法の確認を行ったところ、自治会の回覧板、県政だより（月1回）、事務所だより（4半期1回）などでも周知されているとのことであった。近隣

住民も河川監視カメラ提供システムの情報を活用しているとのことであった。実際に、「鳥取県 河川監視カメラ提供システム」のアクセス数は、令和3年8月の台風9号発生時、秋雨前線の時期に増加しており、住民の防災・避難等に役立っていると言える。しかしながら、当該システムはWEB上で公開されており、高齢者世帯が確認することが難しい場合があることも懸念される。この点につき本監査におけるヒアリング時に質問したところ、今後ケーブルテレビ等でも情報提供を行うなど高齢者世帯に配慮した情報提供を行っていききたいとの回答であった。高齢者等は災害時において早期に避難を図る必要があるため、より一層の情報提供が望まれる。

また「鳥取県 河川監視カメラ提供システム」については、地図上に表示されたカメラのアイコンをクリックして当該カメラの映像を確認する、もしくは一覧で表示された映像から確認する形式となっている。河川監視カメラとともに水位計が設置されている箇所については水位も表示される形式となっている。水位上昇時には警告が表示されるようになっており、住民の避難判断に資する情報が提供されている。しかしながら、監視カメラの数が多く、詳細な情報が提供されているものの若干見づらい印象を受ける。この点について、担当課においてもカメラの数が多すぎて逆に混乱してしまう可能性があるという問題点を認識しており、情報を得やすいようにカメラの数等を整理していききたいとの意向であった。例えば河川ごとに絞り込みを行えるようにするなど、より見やすくする工夫が必要である。

※鳥取県地域防災計画【風水害対策編】第1部「風水害等予防対策」
第3節「風水害等防止のため特に留意する事項」
1 「避難につなげる水防対策の推進」

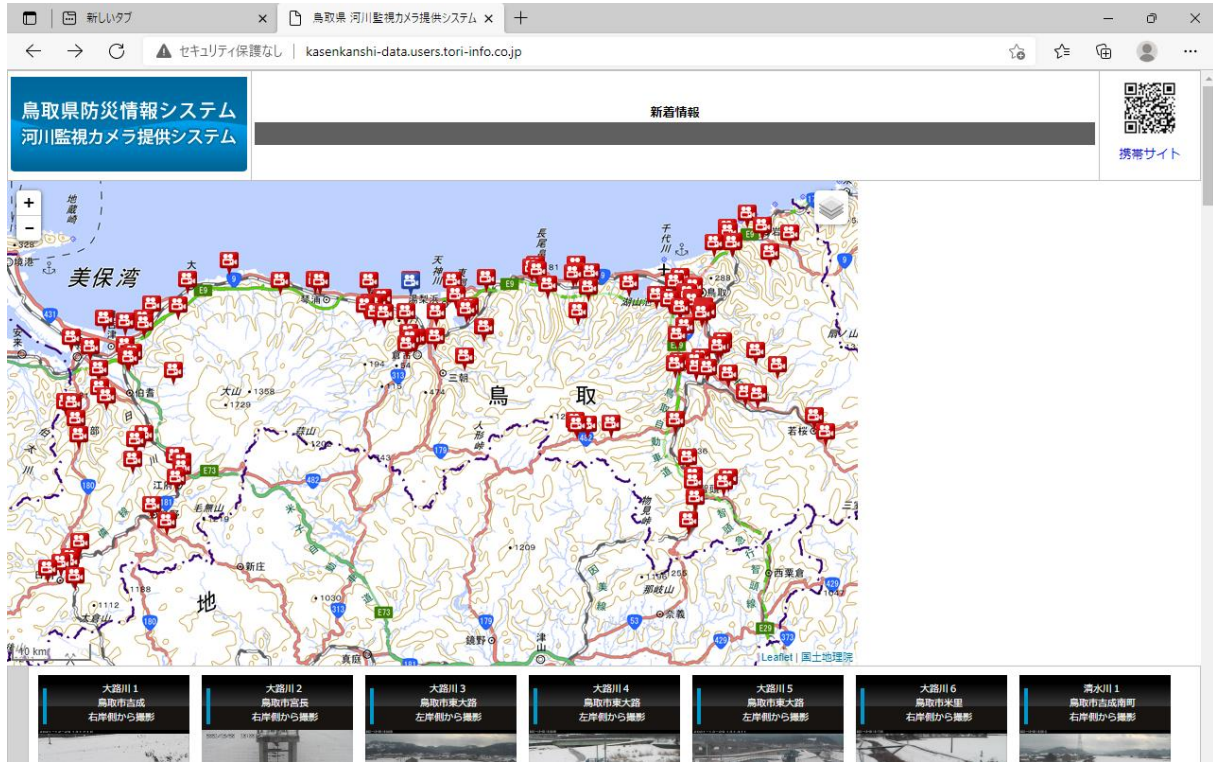
ウ 当事業における入札・契約手続について

当事業の予算執行における諸手続きについて、下記事業について各種資料を確認した結果、特に問題はなかった。

[監査対象事業]

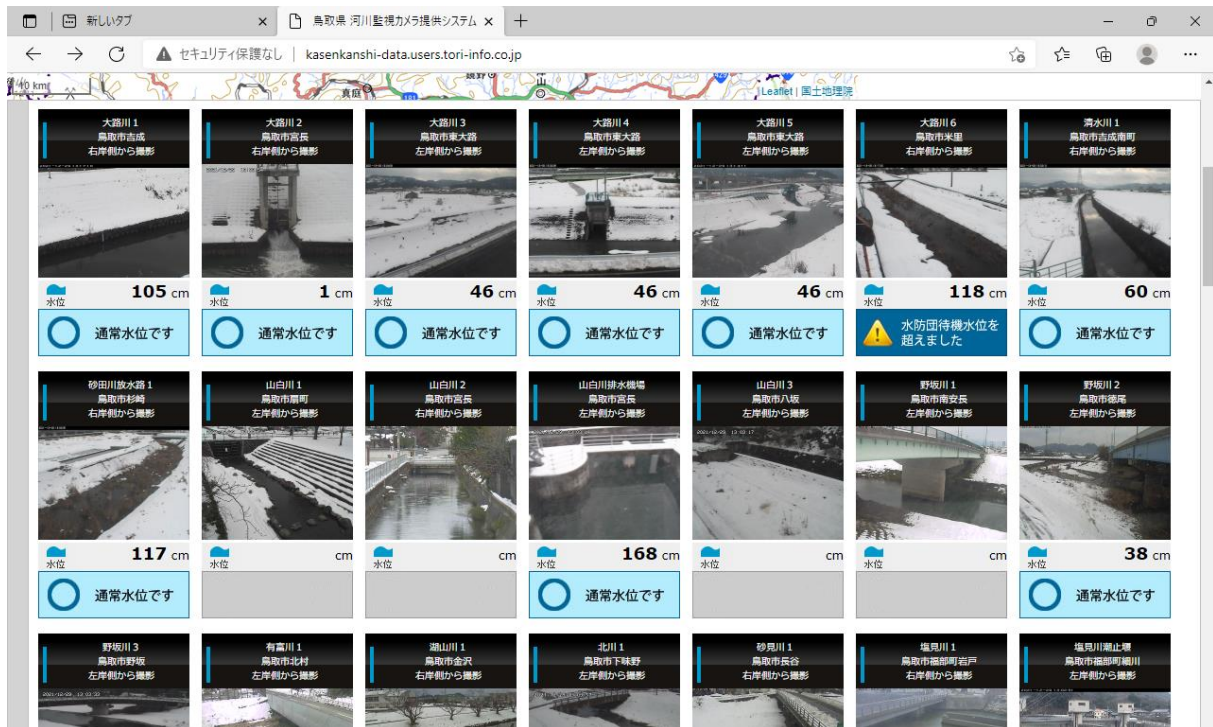
日野川河川監視カメラシステム等整備工事（交付金）
鳥取県河川監視カメラ提供システム保守業務

【河川監視カメラ提供システム】



(出典：鳥取県HP)

【河川監視カメラ提供システム】



(出典：鳥取県HP)

7 樹木伐採・河道掘削等緊急対策事業 [公共事業]

(1) 事業の概要

台風 19 号では、東日本の多数の河川で越水により堤防が決壊し、甚大な浸水被害が発生しており、河川内の樹木及び土砂を除去し、洪水を円滑に流下させて越水を防止することの必要性が再認識されている。

このことから、緊急点検により把握している要対策箇所のうち、緊急な対応を要する河川において、国の「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策」に基づく交付金事業を活用し、河川内の樹木伐採、河道掘削を集中的に実施する。

また、上記交付金の対象外となった河川のうち、緊急な対策を要する河川について令和 2 年度に新たに創設された「緊急浚渫推進事業債」を活用した県独自事業により樹木伐採、河道掘削を実施する。

(2) 当初予算及び決算額

当初予算額：991,600 千円 決算額：642,795 千円 繰越額：348,805 千円

(3) 監査結果

樹木伐採・河道掘削等緊急対策事業 [公共事業]

緊急点検により把握されている要対策箇所は 668 箇所であり、この要対策箇所要対策箇所への対策については、個別の緊急度と調整が取れた箇所から各事務所において事業実施されている。

要対策箇所への対策については令和 2 年度時点で約 6 割 (404 箇所) の対策が完了しており、残りの約 4 割については河川監視カメラによるソフト対策が図られている。

残りの約 4 割 (264 箇所) の要対策箇所については令和 3 年度から令和 6 年度において事業実施する予定とのことである。これについては、「樹木伐採・河道掘削等緊急対策事業 (R 3～R 6) 箇所表【樹木伐採】」、「樹木伐採・河道掘削等緊急対策事業 (R 3～6) 【河道掘削】」において全体計画が策定されており問題はない。

なお、当事業の予算執行における諸手続きについて、下記の事業について各種資料を確認した結果、特に問題はなかった。

[監査対象事業]

小松谷川河道掘削・樹木伐採工事 (防災安全交付金) (1 工区) (国補正)

8 防災安全・交付金事業（河川改修）〔一般公共事業〕（特定構造物改築事業）

（1）事業の概要

近年の集中豪雨により全国の中小河川では浸水被害が多発しており、本県においても平成16年9・10月台風、平成25年8月、平成30年7月豪雨、台風24号等の局所的な集中豪雨により浸水被害等が発生した。これらの被害の軽減に向け、河川の断面拡幅・築堤などの改修を実施し治水安全度の向上を図るとともに、既存河川管理施設の長寿命化により、ライフサイクルコストの低減・維持管理費の平準化を図っていくとされている。

鳥取県は大規模自然災害に対する健康診断となる「脆弱性評価」を踏まえ、「鳥取県国土強靱化地域計画」を策定し大規模自然災害に対して、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、重点化を図りながら防災・減災対策を進めるとされている。

当該事業は重要インフラの点検の結果に基づく河川の再度氾濫防止対策であり、国補正予算等を活用しながら重点的に対策を実施するものである。

主な事業内容

特定構造物改築事業 7箇所 224,000千円

水門・ポンプ施設の老朽化に伴う更新費用の増大に対して、施設の長寿命化を計画的に行うことにより、ライフサイクルコストの縮減を図る。

（2）予算及び決算額

当初予算額：224,000千円 決算額：91,220千円 繰越額：143,673千円

（3）監査結果

ア 特定構造物改築事業

河川改修及び特定構造物改築事業の、次の対象工事について担当部局において入札関係及び予算執行手続き関係資料等の確認を行った。

〔監査対象事業〕

橋津川水門特定構造物改築事業

（ア）請負者提出の確認不十分な「点検報告書」について【指摘事項】

a 対象事業名

特定構造物改築事業「橋津川水門ゲート設備点検管理業務委託」

b 業務概要

当該水門ゲートは、万が一の故障によりゲートの開閉操作が不能になった場合は、甚大な被害をもたらす恐れがあるため、機械設備の適切な点検を行い、維持管理を行うことを目的としている。また、水門ゲート施設の異常などの緊急時に速やかに対応出来る体制を整えることとされている。

c 委託期間

令和2年6月23日～令和3年3月15日

d 請負者

D社

e 請負金額

2,497,000円

f 監査内容

当該委託業務に係る一件簿書「工事に関する提出書（令和2・令和1・平成30年度分）」を確認したところ、以下の事実を確認した。

本来この委託事業の目的である点検結果総括表と故障・不具合の写真、コメント等が令和元年分をそのまま添付されて報告がされているなど、明らかに確認不十分な報告書となっていた。

また、ゲートの点検記録表の記載に関し、1月5日の運転記録記載によると

上流側 天候 晴れ 気温 4℃ 湿度 50%

下流側 天候 雨 気温 14℃ 湿度 90%

と記載されているが、ゲート運転点検時の気候状況がゲートの上流側と下流側で全く相違しており、明らかに不自然な記載となっていた。

担当課のヒアリングにより、点検業務実施の事実については、県担当課職員の立会実施状況や点検状況写真の提示があり理解できたものの、当該請負者への報告書記載内容の確認を依頼した。請負者では点検報告書の記載にあたり、前年度の報告書を複写した上で、各点検項目についてチェックし、問題点がなければ前年と同様な点検結果に基づき報告書が作成提出されていたとのことであった。その結果、年度区分や点検日時の不適切な記載を徒過したことにより、前年同様な資料が添付され、このような確認不十分な報告書となっていたものであった。

この事業費の目的は、「当該水門ゲートが、万が一の故障によりゲートの開閉操作が不能になった場合は、甚大な被害をもたらす恐れがあるため、機械設備の適切な点検を行い、維持管理を行うことを目的としている。」とされているこ

とからも、仮に記載ミスであったとしても、このような確認不十分な点検報告書は点検業務自体の信頼性を疑わざるを得ない。点検の体制及び点検再チェックを含め、早急に請負者及び関係職員から事実確認の聴取を行った上で適切な処置を求めるべきと考える。

(イ) 担当課の予算執行体制について【指摘事項】

当該「工事に関する提出書」は請負者の主任技術者が仕様書に基づき提出され、鳥取県中部総合事務所県土整備局維持管理課が収受したのち、担当課の中で調査員意見欄に「受理します」の記載とともに、決裁がされている。

上記のような確認不十分な報告書で決裁され、支払いされている。委託契約の検査において、そのポイントは委託契約の仕様書に沿って役務の提供が確実に実施され、成果物として報告書が作成されているかの確認である。残念ながら、上記のような確認不十分な報告書が提出されていたにも関わらず、その内容を精査することなく決裁され予算執行されている事実については、担当課の認識及び業務執行体制に問題があるものと思われる。事務決裁が形式的かつ形骸化にならないよう緊張感をもって事務処理を行うよう周知を図られたい。

(ウ) 点検結果に基づく対応措置の実施状況について【指摘事項】

報告書添付の「点検結果総括表」（令和2年分は、令和元年度分のコピーと思われる）によると、健全度をランク付けされており、健全性を以下の4区分に評価し、さらに、その対策及び処置が記載されている。

【健全度評価基準】

健全度	状 態	判 定 内 容
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応（修繕・取替・更新）が必要である。	
△1	機能に支障が生じる可能性が有り、早急に措置を行うべき状態	1：調整が必要 2：給油が必要 3：塗装が必要 4：取替が必要
△2	機能に支障が生じていないが、3～5年以内に措置を行うことが望ましい状態	5：整備・修復が必要 6：清掃するのが望ましい。
△3	機能に支障が生じていないが、経過観察が必要な状態	

【令和2年度点検結果総括表（一部）】

年度	No.	区分	形式	名称	発生箇所及び状況	処理状況		対策及び処置	処理	発見年度
						健全度	判定			
令和元年度	1	年点検	起伏ゲート(3段式)	魚道ゲート	ビット天井に結露による発錆	△3	3	塗装		平成28年度
	2	年点検			上流1段扉左岸水密ゴムまくれ	△3	4	取替		平成31年度
	3	年点検	普通ローラゲート(1段扉)	開門ゲート(上流)	ガイドレールおよび支持金物発錆	△3	3	塗装		平成28年度
	4	年点検			操作室扉の損傷、パッキン脱落	△1	4	取替		平成30年度
	5	年点検			扉外蛍光灯脱落、自動点灯装置脱落	△2	4	配線ボックス取付		平成30年度
	6	年点検			開門ゲート(下流)	機部操作盤の運転回数計故障	△3	4	機器取替	
	7	年点検	制水ゲート(左岸)	チェーンカップリングケース損傷	ガイドレールおよび支持金物発錆・損傷	△2	3	塗装および損傷部は検討要		平成28年度
	8	年点検			チェーンカップリングケース損傷	△3	4	取替		平成28年度
	9	年点検	シエローラゲート(1段扉)	制水ゲート(共通)	スキンプレート溶接部に孔食	△1	5	孔食部にプレート溶接		平成27年度
	10	年点検	シエローラゲート(2段扉)		ガイドレールおよび支持金物発錆・腐食	△3	3	塗装		平成28年度
	11	年点検	シエローラゲート(2段扉)	調節ゲート(共通)	スキンプレート溶接部に孔食	△1	5	修繕方法検討		平成27年度
	12	年点検	調節ゲート(共通)		ガイドレールおよび支持金物発錆・腐食	△3	3	塗装		平成28年度
	13	年点検	付属設備	その他	管理階段に発錆、ブラケット腐食	△3	3	塗装		平成29年度
	14	年点検		開閉操作室	窓ガラスにひび割れ・破損	△3	5	整備・修復		平成28年度

(資料：請負者が提出した点検報告書の抜粋)

令和2年度の点検結果総括表(令和元年度を複製したもの)によると、全14か所の点検した結果、以下の健全性評価となっている。

- ×・・・0か所
- △1・・・3か所
- △2・・・2か所
- △3・・・9か所

この点検結果による、△1の改修の実績を担当課に確認したところ、令和元年度の点検実施後に△1の3箇所のうち、開門ゲートの扉・パッキンの取替は実施したが、その他2箇所の制水ゲート等の修繕、更新等は実施していないとの事であった。また、水門の修繕委託設計について落札者がなく入札不調となったとのことであった。

しかるに、当該点検業務の目的を考えるにあたり、点検業務を毎年実施し健全度判定がされているにも関わらず、その対応策及び処置が一部を除いて、実施されていない。特に健全度判定△1「機能に支障が生じる可能性があり、早急に措置を行う状態(1年から2年以内)」となっている箇所は、平成27年度に発見され、それ以降毎年「点検報告書」に指摘されているにも関わらず、未だに修繕されていないことは、当該事業の目的に意味をなさないものと考えられる。危機管理を考える上で、早急に対応する必要がある、適切な処置を行うべきである。

橋津川水門 現況写真

【橋津川全景】



【施設写真】



(出典：鳥取県県土整備局河川課提供資料)

9 防災安全・交付金事業（河川改修）〔一般公共事業〕（河川改修事業）

（1）事業の概要

豪雨時の、浸水被害の防止・軽減を図るため、築堤、河道掘削等により断面確保を行う。

事業実施箇所：塩見川、大路川、東郷池、小松谷川他 15 河川。

（2）当初予算及び決算額

当初予算：1,520,820 千円 決算額：787,220 千円 繰越額：1,221,886 千円

（3）監査結果

ア 当事業の予算執行における諸手続きについて

当事業の予算執行における諸手続きについて、下記事業について各種資料を確認した結果、特に問題はなかった。

「監査対象事業」

大路川広域河川改修工事「地質調査及び堤防安定検討業務」（雲山地区）

小松谷川河川改修工事（5 工区）（防災安全交付金）

小松谷川河川改修工事（6 工区）（防災安全交付金）

イ 小規模施設の総合事務所職員によるパトロールの実施状況について

河川改修等の災害対策工事の実施数の増加に伴い、施設の維持管理費用が増大していくことが見込まれており、維持管理費用抑制のために小規模施設については各総合事務所で職員によるパトロールが実施されている。

本監査において、西部総合事務所に対するヒアリング時に当該パトロールの実施状況について確認したところ、「西部総合事務所米子県土整備局 河川巡視規程」に基づきパトロールが行われていた。

当該規程に基づき、月間巡視実施表が作成され、河川の重要度に応じて月 2 回又は 1 回若しくは偶数月 1 回パトロールが行われている。報告については日報システムに入力することにより報告がなされており特に問題はない。

また、パトロールにおいて異常が発見された場合には本庁へ報告され、対応がとられるとのことであり問題はない。

10 水防対策費（鳥取県水防訓練及び水防講習会）

（1）事業の概要

水防団員の士気高揚、水防工法技術の向上等を通じて、出水期の水防体制に万全

を期するため、水防関連機関（国、県、市、水防団等）の参加のもと、中部地区において県管理河川の洪水を想定した水防訓練及び水防講習会を実施する。

(2) 当初予算及び決算額

当初予算額：5,399千円 決算額：0千円

(3) 監査結果

ア 鳥取県水防訓練及び水防講習会の実施について

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止となっており、特に問題はない。鳥取県地域防災計画では、「県においては、広域的な連携を目的とした水防訓練や水防講習会を毎年1回以上開催する」とされている。新型コロナウイルス感染症対策を行った上で、水防訓練及び水防講習会を継続的に開催されたい。

※鳥取県地域防災計画【風水害対策編】第1部「災害予防計画」
第2章「水防計画（予防）」
第2節「予防措置」
5「水防訓練」

11 水防対策費（水防資器材の補充）

(1) 事業の概要

洪水時の浸水被害の発生に備え、水防倉庫に備蓄されている水防資器材の補充を行う。

(2) 当初予算及び決算額

当初予算額：1,300千円 決算額：301千円

(3) 監査結果

ア 水防資器材の補充【意見】

当事業の予算は1,300千円であるのに対し、決算額は301千円であり執行率は23.2%と非常に低いものとなっている。この理由について担当課に確認したところ、不要なものは購入しなかったためとの回答であった。

水防資器材の補充に係る予算については、過去実績から一括査定された枠予算が各総合事務所に割り当てられている。水防資器材の整備は水害時に人命・財産を守るために必要なものであり、その整備には万全を期すべきである。この割り当てられた枠予算を有効活用し、不足しているものを補充する、劣化したものを更新する必要がある。

限られた予算を有効活用するためには、計画的に水防資器材を補充する必要が

あると考えられるが、後述のように水防資器材の管理が十分とは言えず、水防資器材の計画的な更新に支障をきたしている可能性がある。土のう袋などの経年劣化する水防資器材については計画的な更新を行うべきである。

イ 水防資器材の管理

水防資器材については水防倉庫に配備されているだけでは十分ではなく、実際の災害発生時に問題なく使用出来るよう管理されていなければならない。この点につき、鳥取県地域防災計画では「水防用資器材は増水時水防に使用するため、常時備蓄する目的をもって県においては各県土整備事務所・総合事務所県土整備局…(省略)…に備蓄し、有事の際にはこれら資材をもって最も効果的に水防活動に使用し得るようにしておかなければならない」と定められている。

そこで、本監査において各総合事務所管内の水防倉庫の現地確認を行った。現地確認においては下記点検項目に基づき水防倉庫及び水防倉庫内の備蓄品管理状況の確認を行った。なお、この他に市町村との連携備蓄品その他の備蓄品の管理状況についても確認を行っている。

※鳥取県地域防災計画【風水害対策編】第1部「災害予防計画」
 第2章「水防計画（予防）」
 第2節「予防措置」
 2「水防用備蓄資材及び器材の補充並びに取扱要領」

	点検項目
1	倉庫のカギがすぐに使用出来る状態で保管されているか
2	照明はちらつきなど不具合なく点灯するか
3	倉庫内は整然と保管されているか（内容物・数量の明示がなされているか）
4	入出庫のスペースが確保されており、緊急時に迅速な対応が可能な状態であるか
5	使用期限の経過しているものはないか（期限切れのものは更新されているか）
6	使用期限の経過しているものはないか（期限切れのものは更新されているか）
7	備蓄品は劣化（さび・カビ・埃など）していないか

8	定期的な点検が行われているか（緊急時に使用可能な状態であるか）
9	備蓄品の入出庫（貸出等）の管理は適切か
10	市町村との連携体制に伴う連携備蓄品と水防資器材の備蓄品が区別して備蓄されているか

現地確認を行った水防倉庫等は以下のとおりである。

	名称	対象
(ア)	鳥取県土整備事務所水防倉庫	水防資器材等
(イ)	防災資機材倉庫（旧鳥取空港建設事務所）	連携備蓄品等
(ウ)	鳥取県災害対策室	連携備蓄品
(エ)	中部県土整備局水防倉庫	水防資器材等
(オ)	中部総合事務所別館車庫棟倉庫	連携備蓄品等
(カ)	園芸試験場元生物工学研究室機械棟機械庫	連携備蓄品
(キ)	八頭庁舎防災備蓄室	連携備蓄品
(ク)	八頭県土整備事務所水防倉庫	水防資器材等
(ケ)	八頭県土整備事務所門尾水防倉庫	水防資器材等
(コ)	日野振興センター	連携備蓄品
(サ)	日野県土整備局水防倉庫	水防資器材等
(シ)	防災資機材倉庫（西部総合事務所）	水防資器材 連携備蓄品
(ス)	米子県土整備局水防倉庫	水防資器材等

各水防倉庫等の点検結果は以下のとおりである。

(ア) 鳥取県土整備事務所水防倉庫

【a 水防倉庫入口】



【b 水防倉庫内部】



【c 水防倉庫内部】



【d 水防倉庫内部】



水防倉庫の入り口には十分なスペースがある（参考写真 a）。また入口及び内部には照明が設置されており夜間の緊急時においても支障は特にないと思われる（参考写真 a、b）。

倉庫内の水防資器材は整然と保管されているが、資器材の一覧の備え付けがない。また、保管場所に物品名・数量の記載がされていない（参考写真 b、c、d）。実際の災害発生時に迅速に対応するために、倉庫内に資器材の一覧表を設置するとともに、各棚に資器材名・数量を掲示することが望ましい。

また、倉庫内の水防資器材については、年 1 回在庫確認が行われており、水防資器材の数量・現況については確認されている。しかしながら、定期的な点検は行われておらず、緊急時に実際に使用可能な状態にあるかについては確認されていない。投光器、発電機といった備蓄資材については実際の災害発生時に使用できなければ意味がなく、使用可能な状態にあるかの点検を定期的に行

うべきである。

水防資器材が大型の災害時以外に使用されることがほとんどなく、使用実績もあまりないことから、水防資器材の受払の管理状況は不明である。

なお、他の点検項目については特に問題はない。

(イ) 防災資機材倉庫（旧鳥取空港建設事務所）

【a 原子力安全対策課備蓄品】



【b ブルーシート】



【c 外部給電機】



【d 組立式トイレ】



【e スイッチ】



【f 旧空港建設事務所入り口】



原子力安全対策課、危機対策・情報課所管の備蓄品の一部が危機管理政策課所管の備蓄品の置き場に置かれている。スペースを空けて配置されており、区別はされているが、本来課ごとにスペースを区切って配置すべきである（参考写真 a）。

危機管理政策課所管のブルーシートが崩れたまま放置されており、倉庫内の備蓄品が整理されているとは言い難い（参考写真 b）。

また、外部給電器が配備されているが、使用可能か否かの点検が行われていない（参考写真 c）。

この他にも、箱のまま保管されている備蓄品のうちに箱がつぶれているものがあったが、中身について使用可能か否かの確認がされていなかった（参考写真 d）。ほとんどの備蓄品が箱ごと山積みで置かれ、点検等が行われていないことから、緊急時に使用できない恐れがある。備蓄資材については定期的な点検を行うべきである。

また、倉庫内への入室については厳重な管理がされていることから、備蓄品の搬出に時間がかかる可能性が否定できない。

これに加えて、電源スイッチをオフの位置にしてガムテープで固定されており、緊急時の対応に支障をきたす可能性もある（参考写真 e）。

(ウ) 鳥取県災害対策室

【a 鳥取県災害対策室入口】



【b ガソリン携行缶】



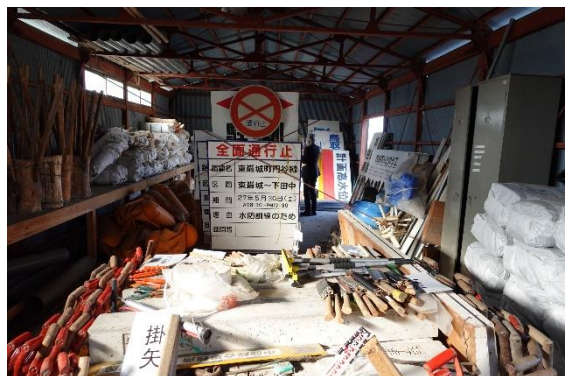
連携備蓄品については他の備蓄品と区分して配置されており特に問題はない（参考写真b）。

(エ) 中部県土整備局水防倉庫

【a 水防倉庫入口】



【b 水防倉庫内部】



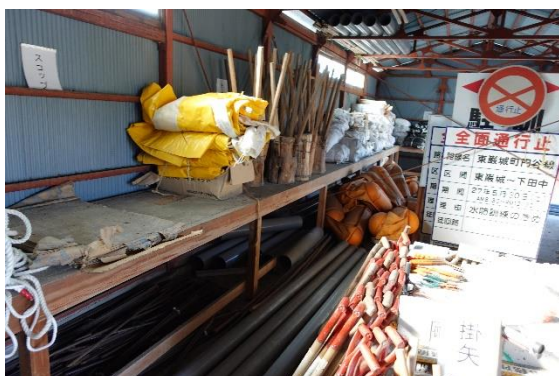
【c 水防倉庫内部】



【d 水防倉庫内部】



【e 水防倉庫内部】



【f 土のう袋】



入口及び倉庫内に照明が設置されておらず、夜間の水防資器材の入出庫に支障をきたす恐れがある（参考写真 a、b）。入口及び倉庫内部に照明を設置すべきである。

備蓄資材については整然と保管されており、保管場所ごとに資材名が掲示されている。（参考写真 b、c、d、e）。

しかしながら、資器材の一覧表が据え付けられていない。倉庫内に資器材の一覧表を設置すべきである。

土のう袋の一部については、土のう袋が収納されている袋が破れている（参考写真 f）。土のう袋自体に劣化が認められるのであれば、当該土のう袋を廃棄した上で補充すべきである。また、袋が破れて土のう袋がむき出しになっている状態では劣化も進むことが考えられる。袋の入れ替え等の対応も検討すべきである。

倉庫内の水防資器材については年 1 回在庫確認が行われているが、定期点検などは行われていない。

水防資器材が大型の災害時以外に使用されることがほとんどなく、使用実績もあまりないことから、水防資器材の受払の管理状況は不明である。

なお、他の点検項目については特に問題はない。

(オ) 中部総合事務所別館車庫棟倉庫

【a 倉庫内部】



【b 倉庫内部】



【c 発電機】



【d 外部給電機】



備蓄品は整然と保管されている（参考写真 a）。箱のまま保管されている備蓄品については箱の外部に備蓄品名が記載されており中身が確認出来るように管理されている（参考写真 b）。

また、貸し出された備蓄品があるが、貸出簿等は整備されていなかった。

発電機等が配備されているが、定期的な点検は実施されていない（参考写真 c、d）。災害発生時に確実に使用出来るように定期的な点検を行うべきである。

(カ) 園芸試験場元生物工学研究室機械棟機械庫

【a 旧鳥取県立園芸試験場入口】



【b 旧鳥取県立園芸試験場内部】



【c 旧鳥取県立園芸試験場内部】



【c 旧鳥取県立園芸試験場内部】



倉庫内はスペースも十分あり、また入口及び内部に照明が設置されており特に問題はない。備蓄資材名は掲示されていないものの、備蓄資材ごとに十分な間隔をあけて保管されており特に問題はないものと思われる(参考写真a、b、c、d)。

(キ) 八頭庁舎防災備蓄室

【a 防災備蓄室入口】



【b ガソリン携行缶】



【c 八頭防災備蓄室内部】



【d 八頭防災備蓄室内部】



連携備蓄品については他の備蓄品と区別して保管されており問題はない（参考写真b）。箱に入れたまま保管されている備蓄品についても箱の外部に品名・数量が記載されており特に問題はない（参考写真c、d）。

(ク) 八頭県土整備事務所水防倉庫

【a 水防倉庫内部】



【b 八頭水防倉庫内部】



【c 八頭水防倉庫内部】



【d 八頭水防倉庫内部】



【e 発電機】



倉庫内は整然と整理されており、また、棚ごとに配備されている備蓄資材の名称・数量が掲示されておりどこに何があるかが非常にわかりやすくなっている（参考写真 a、b、c）。

収納箱等に保管されている備蓄資材については、箱に品名・数量が記載されており、一目で収納されているものが分かるようにされている（参考写真 d）。内部の照明も明るく、夜間等でも問題なく対応出来る体制が整備されている。

これに加えて、発電機については週 1 回点検が実施されている。（参考写真 e）。本監査における現地確認の際にも、実際に発電機の点検が行われていた。

非常に高い危機管理意識のもとで備蓄資材の管理が行われており、管理体制も整っている。

水防資器材が大型の災害時以外に使用されることがほとんどなく、使用実績もあまりないことから、水防資器材の受払の管理状況は不明である。

なお、他の点検項目については特に問題はない。

(ケ) 門尾水防倉庫

【a 水防倉庫入口】



【b 水防倉庫内部】



【c 水防倉庫内部】



【d 水防倉庫内部】



倉庫内は整然と整理されており、備蓄資材の配備場所ごとに備蓄資材名・数量が記載されている（参考写真 b、c）。箱に収納されている備蓄資材についても箱の外側に備蓄資材名・数量が記載されており適切な管理が行われている（参考写真 d）。

しかしながら、入口・倉庫内部に照明が設置されておらず、夜間等の緊急時の対応に支障をきたす可能性がある。倉庫入口及び倉庫内部に照明を設置すべきである。

水防資器材が大型の災害時以外に使用されることがほとんどなく、使用実績もあまりないことから、水防資器材の受払の管理状況は不明である。

なお、他の点検項目については特に問題はない。

(コ) 日野振興センター倉庫

【a 倉庫内部】



連携備蓄品については他の備蓄品と区別して保管しており特に問題はない（参考写真 a）。

(サ) 日野県土整備局水防倉庫

【a 水防倉庫入口】



【b 水防倉庫入口照明】



【c 水防倉庫内部】



【d 水防倉庫内部】



【e 水防倉庫内部】



【f 土のう袋 (廃棄扱)】



【g 斧・鋸】



【h 投光器】



【 i 発電機】



入口・倉庫内ともに照明が設置されていた。しかしながら、入口に設置された照明については汚れのため照度が不足しており、夜間の緊急時の対応において支障をきたす恐れがある（参考写真 b）。照明の清掃・交換等の対応を取るべきである。

水防資器材を含む水防倉庫内の備蓄資材を網羅した水防倉庫資器材配置図が作成されていたが、とび口については、実際の配置場所が配置図と異なっていた。配置図通りの場所に収納するか、実際の配置場所に合わせて配置図を更新すべきである。

倉庫内の水防資器材は整然と保管されているが、倉庫内に資器材の一覧の備え付けがない。実際の災害発生時に迅速に対応するために、倉庫内に資器材の一覧表を設置すべきである。

棚に資器材名が記載されていたが、過去に記載されたものであり、現在配置されている資器材とは異なっていた。緊急時に迅速な対応を可能とするためにも現在の配置に記載を改めるべきである（参考写真 d、e）。

水防資器材の数量については、担当課より提供された「日野県土整備局水防倉庫の備蓄資材」に記載された数量と基本的には一致していたが、鎌については実際数量が帳簿の数量を超過していた。

劣化して使用できない土のう袋（「日野県土整備局水防倉庫の備蓄資材」に記載されていない）がそのまま水防倉庫内に置かれていた（参考写真 f）。水

防倉庫内のスペースは限られており不用品を置いておく余裕はない。また、緊急時に混乱する要因となる可能性は否定できない。不要となった備蓄品については定められた手続きに則って廃棄すべきである。

水防倉庫の現地確認に際して、水防資器材の更新計画の有無について担当課にヒアリングしたところ、水防資器材については使用したものを補充するのが基本であり、具体的な更新計画・補充計画はないとの回答であった。土のう袋のように使用しなくても経年劣化する水防資器材については目視及び触って状態を確認しているとのことであった。経年劣化する水防資器材については、使用可能期間を把握し、計画的に補充することが望ましい。

この他にも、実際の使用に際しては特に問題はないと思われるが、かすがい及び斧の全部、鉄線の一部が錆びていた。鋸については全体的に錆びており、更新するほうが望ましい（参考写真 g）。

また、ハロゲン投光器・発電機については例年出水期に点検がなされている。昨年度の点検において不良であったため修理対応したとのことである。本年度においては、昨年度修理したこともあり、点検は行っていないとのことであった。災害時に確実に使用出来るように定期的な点検は確実に行うべきである（参考写真 h、 i）。

水防資器材の貸し出しについては、平成 30 年に日南町に土のう袋を貸与した実績がある。基本的には貸し出しを想定していないことから、貸出簿については整備されていないとのことであった。また、水防資器材の受払についての帳簿は作成されていない。

なお、他の点検項目については特に問題はない。

(シ) 防災資器材倉庫（西部総合事務所）

【a 倉庫入口】



【b 倉庫内部】



【c 投光器】



【d ブルーシート】



倉庫内の備蓄資材については整然と保管されていた（参考写真b）。連携備蓄品の所在について確認したところ、連携備蓄品の配置されている棚とその他の備蓄資材が保管されている棚とは区別されていた。しかしながら、連携備蓄品の正確な所在については担当者が不在のため確認ができなかった。所管課等の明示もなされておらず、担当者以外には識別困難な状況であった。

その他の備蓄資材についても、棚ごとの物品一覧等が設置されておらず、何がどこにあるかすぐにはわからない状況にあった。棚ごとの物品一覧を作成し配置する、物品の配置場所に品名数量を明示するなどの改善が必要である。

投光器（ハロゲンライト）については、使用保証期限の把握がなされておらず、更新計画が立てられていない。また、定期的な点検についても、電源が200Vであることを理由に使用可能か否かのテストは行っていないとのことであった（参考写真c）。水防資器材については実際の災害時に確実に使用出来るよう管理しておかなければならず、テストも行わずただ置いてあるだけという現状は危機管理の観点から問題がある。最低でも年1回は稼働テスト等の点検を行うべきである。

ビニールシートについては水防資器材として配備されているものもあったが、他の事業・他の課で調達されたものと混在しており、水防資器材として配備されているものを特定できなかった（参考写真d）。

(ス) 米子県土整備局水防倉庫

【a 水防倉庫入口】



【b 備蓄資器材一覧】

品名	数量
たから又はビニルシート	
かまき又はビニルシート	
おしろ	
おわ又はロープ	
木杭(杭)	276本
鉄線	
かがい	
間矢	6丁
たすち	7丁
おち	2丁
おのまし	1
のこ	10
ワイロープ	
おぐわ	17
スコップ	
とび口	
一輪車	
携帯ラジオ	

【c ブルーシート】



【d 斧】



【e つるはし】



【f 掛矢】



【g たこづち (廃棄扱)】



【h たこづち (廃棄扱)】



【i 木箱】



【j 木箱】



水防倉庫の入り口及び内部に照明が設置されておらず、夜間の緊急時の対応に支障をきたす可能性がある（参考写真 a）。また、現地確認時は雨天であったこともあり、日中であっても倉庫内の場所によっては暗く、視認が難しい場所もあった。写真上はフラッシュがあるため明るく見えるが、実際には窓も少なく、場所によっては日中でも照明が必要な状態である。入口及び倉庫内部に照明を設置すべきである。

倉庫内の物品が記載された一覧表は設置されていたが、いつの時点のものかは不明である（参考写真 b）。また、その記載内容についても「R 3 水防倉庫資器材等保有状況（米子県土整備局管内）」の記載と一致していない。他の課・他の事業で調達された物品も保管されていたがそれらの一覧も作成されていなかった。現在の備蓄資材の一覧表を作成し、倉庫内に掲示すべきである。

保管されている物品についても、ラベル・シール・袋の劣化により、物品名・数量が確認できないものが散見された（参考写真 c）。水防資器材の配置場所に資器材名・数量を明示する、ラベル等を定期的に更新するなどの対策をとるべきである。

使用に支障はないと思われるが、つるはし・斧については全体的に錆が発生していた（参考写真 d、e）。また、掛矢のうち 1 本は柄の部分にひび割れが発生していた（参考写真 f）。

過去に廃棄として処理された水防資器材（破損したたこづち 2 丁）がそのまま保管されている（参考写真 g、h）。

この他にも、木箱が 2 個置かれていたため、担当課に用途を確認したところ、水防資器材を運ぶ際に使用すると回答であったが、取手もなく水防資器材の搬出に役立つとは思えない（参考写真 i）。また、木箱のうち 1 つは接合部分の釘が抜けかけており、使用に耐え得るとは思えない（参考写真 j）。

倉庫のスペースは有限であること、また、不用品が置かれている現状は有事の際の水防資器材の搬出に支障をきたす恐れがあることから不用品については処分し、倉庫内を整理整頓すべきである。

ビニールシートについては河川課以外の課で購入されたものと混在しており、水防資器材として調達されたものが特定できない状況にある。ブルーシートについては西部総合事務所倉庫と水防倉庫に分けて保管されているが、両倉庫に保管されているブルーシートの数量を合計すると明らかに「R 3 水防倉庫資器材等保有状況（米子県土整備局管内）」に記載された数量よりも多い。

この他にも、「R 3 水防倉庫資器材等保有状況（米子県土整備局管内）」に記載された数量よりも実際数量が多い資器材が散見された。不一致部分については廃棄扱いとされたものが残っているのか、他の事業・他の課で取得されたも

のなのかを特定することは不可能であった。各物品に所有者及び所管課を明示することが望ましい。

また、現地確認時に米子県土整備局より提供された「R 3 水防倉庫資器材等保有状況（米子県土整備局管内）」において、「かすがい 30 丁」が記載されていたが、「R 2 水防倉庫資器材等保有状況（米子県土整備局管内）」には「かすがい 30 丁」の記載はなく、また令和 2 年度において購入の実績はないため記載誤りとのことであった。実際に水防倉庫内ではその存在が確認できなかった。以上のことから、水防資器材等の在庫については理論上の在庫が記載されているだけであり、実在庫との突合が行われていないと考えられる。

この他にも、西部総合事務所管内においては 1 箇所の水防倉庫のみに水防資器材が保管されているのではなく別の場所の倉庫、西部総合事務所の倉庫に保管されているものがあるにも関わらず、保管場所別の台帳が作成されていない。

また、水防資器材の受払についての台帳等は整備されていない。

なお、他の点検項目については特に問題はない。

(七) 総括

ア 連携備蓄品に対する点検について【指摘事項】

連携備蓄品について在庫確認は行われているものの、発電機等の点検が行われていない。鳥取県地域防災計画では連携備蓄品について「定期的に点検を行い、良好な状態の保持に努める」と規定されている。また、県及び市町村の備蓄に関する連携体制整備要領にも同様の規定が置かれている。

発電機等について稼働テスト等の点検が行われていない現状は、連携備蓄品に対して定期的に点検を行い良好な状態が保持されているとは言い難い。

発電機等については実際の災害発生時に確実に使用出来る状態で保管する必要があるため、連携備蓄品の定期点検、特に発電機等については稼働テスト等を含めた定期的な点検を実施されたい。

※鳥取県地域防災計画【災害予防編（共通）】第 8 部「食糧・物資調達供給計画」

第 1 章「物資の備蓄及び調達体制の整備」

第 3 節「県と市町村の連携備蓄」

5 「連携備蓄の状態保持」

※県及び市町村の備蓄に関する連携体制整備要領

第 10 「連携備蓄の状態保持等」

イ 水防資器材の受払の管理について【指摘事項】

各水防倉庫においては水防資器材の受払に関する台帳等は整備されていなかった。鳥取県地域防災計画において「資材の受払については、帳簿を備え正確に記入しておかなければならない」と規定されている。

水防資器材の在庫数を管理するだけでなく、水防資器材の物品出納簿を作成し、使用・購入・廃棄等を記入し、水防資器材の適切な管理に努められたい。

※鳥取県地域防災計画【風水害対策編】第1部「災害予防計画」

第2章「水防計画（予防）」

第2節「予防措置」

2「水防用備蓄資材及び器材の補充並びに取扱要領」

(3)「水防資材取扱要領」

ウ 水防倉庫及び水防資器材の管理状況について【指摘事項】

各総合事務所管内の水防倉庫等の現地確認の結果、非常に高い危機管理意識のもとで水防資器材を管理している水防倉庫がある一方で、水防資器材が適切に管理されているとは言い難い水防倉庫があった。

鳥取県地域防災計画では「倉庫内の備蓄資材は厳密に調査し、緊急の際十分役立つよう整備しておくこと」とされている。水防資器材についてはただ配備しているだけでは意味がなく、実際の災害発生時に確実に使用できなければならない。災害発生時において水防資器材が使用できなければ県民の生命・財産に重大な被害を及ぼす可能性がある。

実際に水防倉庫及び水防資器材を使用する頻度は少ないが、高い危機管理意識のもと水防倉庫及び水防資器材の管理に努められたい。

※鳥取県地域防災計画【風水害対策編】第1部「災害予防計画」

第2章「水防計画（予防）」

2「水防用備蓄資材及び器材の補充並びに取扱要領」

(2)「器具資材の確保と補充」

エ 水防資器材の在庫数量確認について

水防倉庫内の資器材の数量把握について、鳥取・八頭・中部については水防資器材等の在庫照会時に実数量を確認し、本庁へ報告されているとのことであった。すべての総合事務所において同様の管理を行われたい。

また、実在庫数と合わせて受払の管理も重要である。水防資器材の購入

年度を正確に把握することにより、計画的な水防資器材の更新に資するものと考えられる。

12 水防対策費（水防功労者表彰）

（1） 事業の概要

水防功労者に対する表彰を行う。

（2） 当初予算及び決算額

当初予算額：30 千円 決算額：0 千円

（3） 監査結果

ア 水防功労者表彰

実績なし。

13 水防対策費（排水ポンプ車等管理運営費）

（1） 事業の概要

洪水時の浸水被害を軽減させるための排水ポンプ車の点検・修繕を実施する。

（2） 当初予算及び決算額

当初予算額：2,330 千円 決算額：677 千円

（3） 監査結果

ア 排水ポンプ車等管理運営費

予算については過去実績等から一括査定された金額であり、内訳は排水ポンプ車操作点検委託（塩見川）675 千円、ポンプ車操作点検委託（清水川）755 千円、ポンプ車整備費用（3 台）900 千円である。執行率が低い点について担当課へヒアリングを行ったところ、異常気象時において、排水ポンプ車委託出動回数が少なかったこと、点検整備費が少なく済んだことが理由とのことであり問題はない。

14 水防対策費（排水ポンプ車更新費）

（1） 事業の概要

排水ポンプ車（西部：H19 配備）を更新する。

（2） 予算及び決算額

予算額：64,000 千円 決算額：0 千円 繰越額：64,000 千円

(3) 監査結果

ア 排水ポンプ車更新【意見】

排水ポンプ車の更新については、入札不調により繰越となっている。

初回入札は令和2年6月に入札公告がされ、納入期限は令和3年3月26日とされている。令和2年7月17日にE社、令和2年7月21日にS社から入札参加資格確認申請書が提出されている。これに対して、E社及びS社の制作仕様が県の定める仕様書に合致しないことを理由に、入札資格がない旨の審査結果を令和2年7月29日にE社及びS社に通知している。E社及びS社以外に入札資格確認申請書を提出した事業者がいなかったため、初回入札は不調となった。

その後、仕様および納期を改めて令和2年11月6日に調達広告がなされており、納期については令和3年10月29日とされている。仕様書の見直しによりE社及びS社について入札資格有りの審査結果となり、入札を行った結果、S社が落札した。

排水ポンプ車については特殊車両であり、受注生産となること、国内で生産を行っているのは2社のみであることから納期が長期化している。当初の日程案においても、開札日が8月6日であり、納期は令和3年3月26日と納入までに長期間を要することが想定されている。そのため、計画的に事業を実施することが重要となる。

今回入札不調となった理由である事業者の制作仕様が県の定める仕様書に合致しなかった部分は次のとおりである。

事業者	県仕様	申請者仕様
E社	ケーシングライナ (材質 ステンレス鋳鋼)	ケーシングライナ (材質 ステンレス鋼)
S社	排水ポンプ質量 30kg/台以下	排水ポンプ質量 30kg/台以下 (ケーシングライナを除く)

これらの仕様の相違については、排水ポンプ車の機能の根幹をなすものではなく、排水ポンプ車の機能に影響を与えるとは考えにくい。

実際に、2回目の入札に係る仕様書については上記について事業者の制作仕様に合わせて県の仕様書が改められている。

このような軽微な仕様の相違により入札不調となることは計画的な事業執行に支障をきたすことになり問題である。

仕様書の作成について担当課にヒアリングしたところ、国内で排水ポンプ車を製造しているのは2社のみであることから、県が発注仕様を作成する際は、当該2社と

調整し、2社ともに対応出来る仕様としているとの回答であった。

これにも関わらず、仕様書が合致しなかった理由については、当該2社との調整が十分に出来ず、部材の仕様が対応困難な仕様となってしまったとのことである。

排水ポンプ車の更新については、初回入札が不調となったことにより、結果として事業執行が半年以上遅れている。その理由も製造業者との調整不足による仕様書の不備である。

鳥取県地域防災計画では「県、市町村及び防災関係機関は、それぞれ防災資機材等の整備に努め、地域別・種類別に所有者、数量、能力等を把握しておき、災害時にいつでも有効に活用出来るよう準備しておくものとする」とされており、「県は、災害対策に必要なヘリコプター、特殊車両等の整備充実を図る」と規定されている。この規定の趣旨を損なうことがないように、慎重な事業執行をお願いしたい。

※鳥取県地域防災計画【災害予防編（共通）】第4部「防災関係機関の連携推進計画」

第2章「資機材等の整備」

第3節「防災資機材等の整備」

1「防災資機材等の整備」

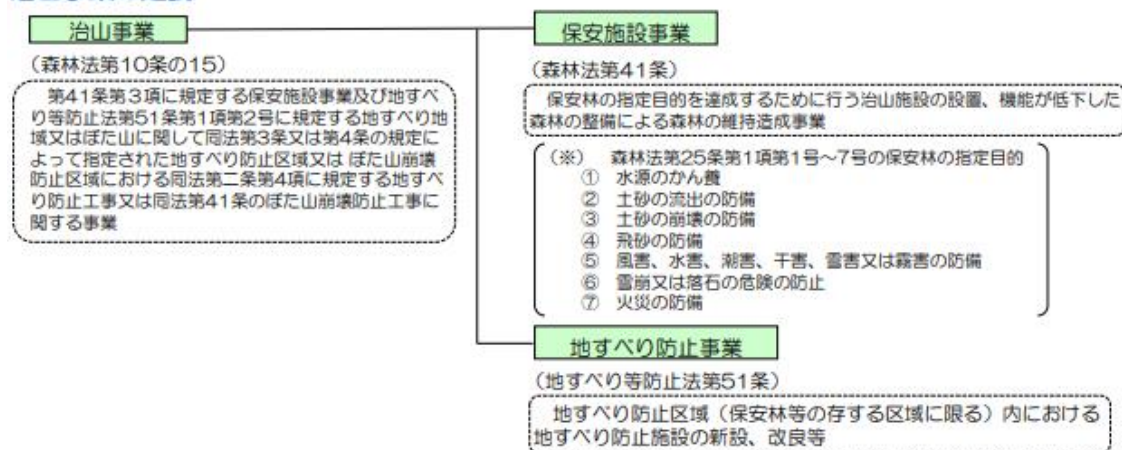
第5 県土整備部・治山砂防課

1 治山事業（県土）〔一般公共事業〕

(1) 事業の概要

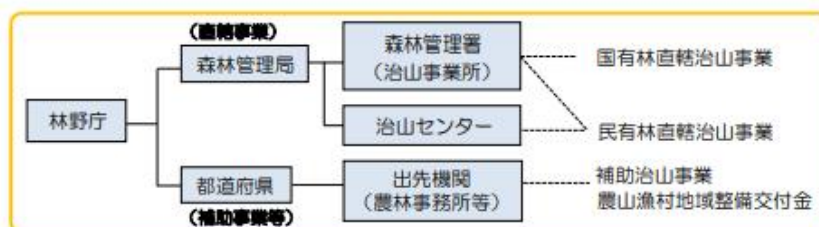
森林の維持造成を通じて山地に起因する災害から生命・財産を保全し、また、水源のかん養、生活環境の保全・形成を図ることを目的とする。

治山事業の定義



治山事業の実施体系

治山事業は、国が実施する直轄事業と、都道府県が実施する補助事業等とに大別されます。



(出典：林野庁「治山のしおり」)

主な事業内容

治山事業 6箇所（新規3箇所、継続3箇所）

鳥取県は大規模自然災害に対する健康診断となる「脆弱性評価」を踏まえ、「鳥取県国土強靱化地域計画」を策定し、大規模自然災害に対してハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、重点化を図りながら防災・減災対策を進めるとされている。

平成30年7月豪雨をはじめとする近年の災害により荒廃した森林において、谷止工や山腹工の整備を行う。3か年緊急対策による臨時特別予算等を活用し、山地災害発生危険度、保全対象の重要度等から優先順位を決定し緊急性の高い箇所を

対象とする。智頭町を中心に大きな被害をもたらせた平成30年7月豪雨など、近年、県内で発生している豪雨では、土砂災害とともに多量の流木による被害も発生しており、このような災害は県内各所において毎年のように発生している。これらの災害を減らし、また、県民の生命及び財産を保護し、安全・安心で住みよい地域づくりを行うため、鳥取県では、山腹崩壊危険地域2,023箇所、崩壊土砂流出危険地区1,912箇所の合計3,935箇所を要対策箇所と定め、整備を行っている。

[事業実施箇所] 芦津地区、羽衣石地区、立見地区、河上地区、萩原地区、赤波2地区ほか



治山事業の主な工法

治山事業により、事前防災・減災対策や荒廃山地の復旧整備として、治山施設の整備や森林の造成を行い、安全で安心して暮らせる国土づくり、豊かな水を育む森林づくりを推進します。



本数調整伐

過密化し、表土が流出するなど
水土保持機能が低下した保安林の
整備を実施し、これら機能の回復
を図ります。

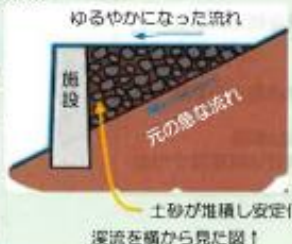


本数調整伐の実情

新工・薄工を組み合わせた森林整備

溪間工

治山ダム工等の施設の設置により、溪岸・溪床の侵食防止や山脚の固定等を図り、森林の生育基盤を確保します。また、流木を捕捉する治山ダム工の設置も推進しています。



山腹工

山腹斜面の安定を目的とする土留工等の施設と植生を回復するための植栽工等を崩壊等の特性に応じて配置し、森林を再生します。

福岡県田川郡福智町



被災直後の様子 (平成21年7月撮影)



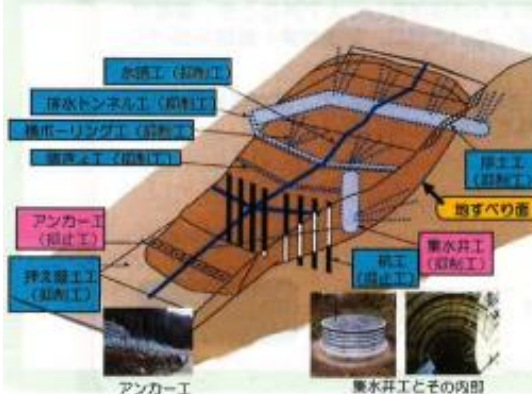
山腹工施工直後の様子 (平成22年10月撮影)



山腹工施工直後9年後の様子 (平成30年9月撮影)

地すべり防止工

地すべりの発生地及びその恐れの高い箇所において、排水工や杭打工などを実施し、地すべりによる被害の防止や軽減を図ります。地下水の排除などにより地すべりが発生する要因を除去する抑制工と、直接的に地すべり土塊の動きを止める抑止工を組み合わせ、地すべりの安定を図ります。



アンカー工

集水井工とその内訳

なだれ防止林造成

積雪地帯において、雪崩発生箇所や雪崩が発生する恐れのある箇所に、鉄製杭工等を設置し、雪崩の防止と被害の軽減を図ります。



近景



遠景

(出典：林野庁「治山のしおり」)



R2年度完成 復旧治山 赤波地区



(出典：鳥取県治山砂防課概要説明資料)

(2) 予算及び決算額

当初予算額：480,670 千円 決算額：887,812 千円

(3) 監査結果

鳥取県が定めた治山対策箇所の整備状況と推移と整備事業について、担当部局のヒアリング及び次の対象工事について入札関係及び予算執行手続き関係資料等の確認を行った。

ア 治山事業の要整備箇所の整備推移について【意見】

事業の成果と実績における「整備済み箇所数と推移」の下表によると、令和2年末時点整備済み数は1,402箇所、整備率35.6%となっている。また平成30年以降の整備完了箇所数は各年2から7件程度で推移し低調と言わざるを得ない。もちろん、限られた予算のため、整備の長期化又は整備率が低調であることは理解出来るが、単純に現況の整備実施箇所数によると未整備箇所数の予想完了期間は280年を要することとなり、当該整備計画が県の策定した将来ビジョン「3守る(6)災害に強い県土の形成が進み、防災・危機管理対策が向上」とする県民の安全安心を守る実施可能

な計画であると言い難い。

単年又は2、3年の短期整備計画に加え5年及び10年の中長期整備計画の策定と結果及び進捗評価の検証が必要と思われる。また、未整備となっている要整備箇所の状況について、更なるソフト対策とともに的確な状況把握と危険度の変化に対応出来るチェック体制の構築を図られたい。

令和2年度においては、4箇所の山地災害危険地区の整備を完了した。

区 分	要対策 箇所数	R1末整 備済数(A)	R2完了 箇所数(B)	R2末整備 済数(A)+(B)	整備率 (%)
崩壊土砂流出危険地区	2,023	846	0	846	41.8%
山腹崩壊危険地区	1,912	552	4	556	29.1%
合 計	3,935	1,398	4	1,402	35.6%

※箇所数はR2年度末時点の数

(出典：鳥取県県土整備部「事業成果と実績」説明資料)

イ 整備箇所の優先順位の策定について【意見】

令和2年度の実績報告の中で、課題として「令和2年度補正予算以降の国の5か年加速化対策において、特に崩壊土砂流出危険地区の整備率の引き上げが目標とされたことから、より一層、選択と集中による効果的な事業進捗を図るため、優先順位をつけながら施設整備を進める必要がある」とされている。優先順位の考え方は規定されているものと考えられるが、要対策箇所全体の優先順位がそもそも作成されていないことが伺える。

当該事業は、人命に係る防災の性質上、有効性が最も重視されるが、限られた予算の中で事業を推進するにあたっては、最小の経費で最大の効果をあげなくてはならないが、その為に最も重要な優先順位が付されていないのであれば問題と思われる。優先順位を定める事及びその決定根拠を明確にすべきと考える。

また、特に崩壊土砂流出危険地区の整備率の引き上げが目標とされたとのことであるが、鳥取県の現状は平成30年以降2件の整備となっており、令和2年度は整備実施が0件となっており低調であった。

鳥取県では近年、豪雨及び台風災害による山地災害が多発しており、復旧は人家等の保全対象に近接した緊急度の高い箇所を優先に行ったものであり、その内訳を見ると、民家の裏山の崩壊対策、すなわち山腹崩壊危険地区での整備箇所数が多くなっているものとの事であった。近年の地域災害事情に配慮し、緊急度の高い箇所への対応を優先したことは評価出来る。

なお、崩壊土砂流出危険地区の整備率の引き上げは、令和2年度補正予算以降の国の方針であったことから、国予算の確保により、実質的な令和3年度以降での整備率の

向上に努められたい。

ウ 入札関係資料及び予算執行手続きについて監査するも適正と認められた。

2 防災・安全交付金（通常砂防事業）〔一般公共事業〕

(1) 事業の概要

砂防堰堤等の砂防設備を整備することにより、土砂災害から下流部の人家、耕地、公共施設等を守る事業。

出展元：令和3年度 砂防関係事業の概要(国交省砂防部)

交付金 沖縄振興 砂防	
通常砂防事業	
砂防法<明治30年法律第29号>第5条、第13条	
目的	事業内容
流域における荒廃地域の保全及び土石流等の土砂災害から下流部に存在する人家、耕地、公共施設等を守ることを主たる目的とする。	砂防堰堤、床固工群等の砂防設備の整備及び必要に応じた除石工事を実施する事業である。
採択基準等	
<p>砂防法第2条の規定による砂防指定地内において、都道府県知事が施行する砂防工事のうち、次のいずれかの要件に該当し、1件あたり事業費が1億円以上のもので、かつ、原則として、当該砂防工事によって被害が軽減される地域内において、土砂災害危険箇所の公表等の警戒避難体制にかかわる措置がなされているもの。</p> <p>また、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成12年法律第57号)第7条に基づき土砂災害警戒区域に指定することができる区域内の家屋等を保全するための事業については、当該事業の保全する区域内において土砂災害警戒区域が指定されていること。</p> <p>また、同法第9条に基づき土砂災害特別警戒区域に指定することができる区域内の家屋等を保全するための事業については、当該事業の保全する区域内において土砂災害特別警戒区域が指定されていること。</p>	
1. 一級河川又は二級河川の水系に係るもので、次のいずれかの要件に該当するもの	
①流域内の崩壊面積又は荒廃面積が流域面積の1割を超えるもの	
②流出土砂量が甚だしく、その量が本川流量の1割を超えるもの	
③河床に土砂堆積が甚だしく、流下するおそれのあるもの	
2. 今後の豪雨等により多量の土砂が流下するおそれのある溪流で、次のいずれかに該当する効果のあるもの	
①公共施設(官庁、学校、病院、鉄道、道路、橋梁等のうち相当規模以上のもの)及び市町村地域防災計画に位置づけられている避難場所及び重要鉱工業施設の保護	
②市街地、集落(人家50戸以上)の保護	
③耕地(耕地面積30ha以上)の保護	
④港湾又は河口の埋没(年間埋没10,000㎡以上)の防止	

主な事業内容は

通常砂防事業 74 箇所（新規 5 箇所、継続 69 箇所）

国の3ヶ年緊急対策予算等を活用し、要配慮者利用施設、避難所及び公共施設を有する箇所や土砂災害特別警戒区域を有する箇所を優先し、整備に取り組む。令和2年度において、3箇所の土石流危険渓流の整備を完了した。

〔事業実施箇所〕 みどり下谷川ほか 83 箇所

みどり下谷川砂防堰堤

（通常砂防事業）

鳥取県



（令和3年3月完成）

施設諸元

事業期間：平成27年4月～令和3年3月

事業費：約3.3億円

堤高：12.5m

堰堤長：46.5m

天端幅：3.0m

堰堤形式：不透過型コンクリート堰堤

〔概要〕

みどり下谷川は、鳥取県倉吉市みどり町に位置し、人家67戸、保育園、市道等を保全対象とする土石流危険渓流である。近年の度重なる集中豪雨により、山腹の荒廃や溪岸侵食が著しく進行しており、土砂災害を未然に防ぐため、早急に砂防設備の整備を行った。

（2）当初予算及び決算額

当初予算額：941,471千円 決算額：1,894,761千円

（3）監査結果

鳥取県が定めた通常砂防対策箇所の整備状況の推移と整備事業について、次の対象工事について入札関係及び予算関係資料により監査を行った。

〔監査対象事業〕

業務名：汗干谷川通常砂防工事「測量詳細設計及び地質調査業務委託」

事業者：W社

契約額：26,141,500円

期間：令和2年6月24日～令和3年3月15日

ア 通常砂防事業の要整備箇所の整備推移について【意見】

鳥取県は、鳥取県国土強靱化地域計画の重要業績指標（KPI）において、土砂災害危険箇所整備率を令和2年度末30%と定め整備に取り組んでいるところである。事業の成果と実績における下図「整備済箇所数の推移」の表によると令和2末時点整備済み数は502箇所、整備率30.9%となっており、KPI目標を達しているが、平成30年以降の他事業で整備した箇所を含む整備完了箇所数は各年3から9件程度で推移し、低調と言わざるを得ない。もちろん、限られた予算のため、整備の長期化又は整備率が低調であることは理解出来るが、単純に現況の整備実施箇所数で未整備箇所数の予想完了期間は120～370年程度を要することとなり、当該整備計画が県の策定した将来ビジョン「3守る（6）災害に強い県土の形成が進み、防災・危機管理対策が向上」とする県民の安全安心を守る実施可能な計画と言い難い。

併せて、要対策箇所の優先順位を基に優先度の高い整備箇所での整備実施率の検証や単年又は2、3年の短期整備計画に加え5年及び10年の中長期整備計画の策定と結果及び進捗評価の検証が必要と思われる。

【整備済箇所数の推移】

区分	要対策箇所数	H29末時点整備済み数	H30完了箇所数	R1完了箇所数	R2完了箇所数	R2末時点整備済み数	整備率 (R2末時点)	(参考) 全国整備率 (H21時点)
砂防事業	1,626	487	3(3)	8(9)	2(3)	502	30.9%	22%
完了箇所名			北の原谷川（日南町）ほか	クモ谷川（鳥取市）ほか	みどり下谷川（倉吉市）ほか			

()は他事業で整備した箇所を含む数

イ 測量等業務簡便型総合評価入札制度について【意見】

汗干谷川通常砂防工事「測量詳細設計及び地質調査業務委託」の入札結果の検討において、適用される簡便型総合評価入札方式については、鳥取県県土整備部測量等業務簡便型総合評価入札実施要領により発注件数の少ない測量業務及び地質調査業務を除き、土木関係コンサルタント業務、補償関係コンサルタント業務のうち800万円以上の業務から発注機関が選定することとしているとのことであった。また、当該入札方式は、従来から試行として平成20年10月から実施されており、適用実施割合は令和2年度において、以下の表のとおりである。

落札方式	価格競争	総合評価	割合
測量	7	21	-
地質	16	-	-
土木コン	113	121	51.7%
補償	22	31	-

入札価格点数+技術点数で算出される最も高い点数の者が資格条件を具備していることを条件に確定するとされている。

当該入札においては、7社が入札参加し、入札価格点数が最も高いA社が順位7位となっていた。担当課に事由を確認したところ、技術点の点数配分の評価項目に「会社の手持ち業務件数」基準があり、手持ち業務件数1件当たり最低でも一律に△30ポイントの減算「△30点[^](1/会社の手持ち業務件数)の累計」としており、具体例は下表のとおりとなるため、評価ポイントが減額された結果、落札者に至らなかったとの説明があった。

手持ち業務件数の減額ポイントの、具体例は下表のとおり。

手持ち件数	減点
1件	△30.000
2件	△35.477
3件	△38.584
4件	△40.925

以上の入札制度によると、本来入札価格による落札者の決定が、評価項目ごとの若干の技術点数評価を加味することは理解出来るが、手持ち件数項目で上記のとおり1件当たり最低△30ポイント減額とする評価基準を適用することにより、実質的に入札価額1位であるにも関わらず、結果的に落札者になり得ないのは明らかである。当該入札方法による業務受注は、業務過多により支障をきたす場合、つまり品質低下を防止するための措置としているが、単純に△30ポイントとすることは、入札制度で最も重視される入札価格点数が落札結果に反映されない可能性が極めて大きい。また、資格停止処分による評価減点(最高△5点)に比しても△30ポイントは奇異かつ極端と言わざるを得ない。

その結果、総合評価落札方式の目的である「価格と品質が総合的に優れた落札者」を選定するものである入札制度の目的に反し、あってはならない順番落札の正当化に繋がる可能性もあり危惧される。

本来この手持ち業務項目の評価点は、平成30年度まで受注減点方法を△3点×件数としていたものを見直し、令和元年度から業界との調整の上、変更されたものとの担当課の説明があった。またその理由として、当該評価基準の見直しは、総合評価落札方式の目的である「価格と品質が総合的に優れた落札者」を選定するものであるが、基本方針で定める「県内の建設業界等の健全な育成」も制度設計の上で重要な観点とし、県全体の技術力の底上げを視野に、下位業者の受注機会の確保も確保するとのことであった。

当該業務の特性から防災土木工事及び災害発生時に欠く事のできない業者の健全な育成は鳥取県の危機管理体制の重要な課題としていることではあるが、当該入札方法は前段のとおり、経済的・効率等な予算執行、品質確保及び業界の健全な育成と相違する視点があることから、今後も業務施工内容の評価、当該入札制度の試行結果及び手持ち減点に伴う受注機会のシミュレーションにより適正公平な入札制度の在り方について検討されたい。

ウ 手持ち業務件数のカウントについて【指摘事項】

前項の事業者A社の電子入札による4件目となる入札結果資料を検討したところ、手持ち業務件数が3件であることから、総合評価入札制度により減点△38.584となり、順位1位から7位となっていた。そこで、当該事業者の業務件数1件目から3件目の入札結果一覧の内容を確認したところ、以下の事実を確認した。

【事業者A社の入札結果と手持ち件数】

入札	開札日（落札決定日）	手持件数	減点	備考
1件目（中部）	R2.6.4（R2.6.5）	0件	0点	落札順位1位で落札
2件目（鳥取）	R2.6.5（R2.6.6）	0件	0点	落札順位1位で落札
3件目（本庁）	R2.6.15（R2.6.16）	2件	35.477	他に入札参加者無で落札
4件目（中部）	R2.6.18（R2.6.19）	3件	38.584	入札価格1位も7位非落札

（参考：鳥取県測量等業務簡便型総合評価入札結果一覧より抜粋）

上記入札結果によると、A社の2件目業務の落札について、手持ち件数が1件であるにも関わらず、0件となっており減点が無く、順位1位で落札決定されていることが確認出来た。担当課の説明では、2件目入札は中部（1件目）の開札翌日に鳥取で開札があり、1件目の落札決定前のため、手持ち件数による減点が行われず、評価点数が最高となり落札決定されたものとのことであった。つまり、入札主幹事務所が違ったことと入札日及び落札決定日がそれぞれ1日のズレしかなかったため、2件目の受注に1件目落札結果が反映されなかったということであった。

鳥取県県土整備部測量等業務簡便型総合評価入札実施要領によると、入札価格点数+技術点数(別表2-1~3に定める採点基準により算定)の最も高い者が確定されるまで審査を行うとされており、各入札対象工事所管事務所の相違及び近似する開札日であることを事由に、手持ち件数の減点をしないとする特段の事情は認められない。鳥取県建設工事等入札制度基本方針による当入札実施要領の遵守を徹底すべきである。また、1日のタイムラグにより当該入札実施要領が遵守できないとするならば各総合事務所県土整備局及び各県土整備事務所間の入札情報の連携を一層図るなど、システム上又は事務管理上の問題として、早急に改善すべきものと考えらる。

鳥取県建設工事等入札制度基本方針

第1 基本的な考え方

- 県が発注する建設工事等(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事(以下「建設工事」という。)並びに当該工事に係る測量、建設コンサルタント、地質調査及び補償コンサルタントの業務(以下「測量等業務」という。)をいう。以下同じ。)は、県民が安心して暮らせる社会資本の整備を目的として県民の税金等により行われるものである。
- このため、建設工事等の入札制度の在り方については、県民の理解が得られるよう、公正であることが強く求められている。
- また、建設工事等の入札をめぐる談合等の違法又は不当な行為(以下「違法等行為」という。)は県民の信頼を著しく損ねるものであるため、当該違法等行為の一掃を図る必要がある。
- これらのことにかんがみ、県は、建設工事等の入札制度に係る基本方針を次の理念に基づいて定めるものとする。
 - 1 経済的・効率的な予算執行を図るとともに、談合等の違法等行為を防止するため、建設工事等の入札に参加する者の競争性をより一層高めること。
 - 2 県民に対して良質な公共サービスを提供するため、建設工事等の品質の確保を図ること。
 - 3 建設工事等の入札制度の恣意的な運用を防ぎ、もってその公正性を確保するため、建設工事等の入札制度の透明性をより一層高めること。

第2 適正な競争性の確保

- 一般競争入札は受注機会の均等、経済的・効率的な予算執行の確保等の観点からも有効なものであるが、県内の建設業界等の健全な育成も考慮しながら、適正な競争性の確保を図っていく必要がある。

(出典：鳥取県建設工事等入札制度基本方針(一部))

【鳥取県県土整備部測量等業務簡便型総合評価入札実施要領】

(落札予定者の決定)

第6条 発注機関は、簡便型総合評価入札に係る業務の予定価格の範囲内で有効な入札をした者について、その者の提示した入札書に基づき、第1号に掲げる項目を第2号に定める方法で採点評価し、第3号定める方法で審査した後に評価点数が最高の者を落札予定者とする。

(1) 評価項目

ア 入札価格点数 入札書に記載された入札価格

イ 技術点数

(ア) 技術者数

(イ) 配置技術者の資格・実績等

(ウ) 県が発注した簡便型総合評価入札により落札し、調達公告日までに業務完了通知書が提出されていない業務の件数(以下「会社の手持ち業務件数」という。)

(エ) 男女共同参画推進企業の認定の有無

(オ) 資格停止等の有無

(カ) 県が発注した測量等業務の会社の業務成績評定点

(2) 評価方法

ア 入札価格点数

入札価格点数は、60点を上限として成果品重点確認要綱第2条に規定する成果品重点確認価格を、その入札参加者が提示した入札額で除して得た数に60を乗じた数(小数点以下2位未満の端数は、切り捨てる。)とする。

イ 技術点数

技術点数は、別表第2-1～3に定める採点基準により採点を行った数(小数点以下2位未満の端数は、切り捨てる。)とする。

ウ 評価点数は、ア及びイの算定結果を次の算式により算定した数(小数点以下2位未満の端数は、切り捨てる。)とする。

入札価格点数 + 技術点数

(3) 審査方法

評価点数の最も高い者が、当該入札案件に係る調達公告で示した入札参加者の条件(以下「資格条件」という。)を具備しているか否かの審査を行うものとする。

なお、資格条件を満たさない場合は、その者を失格又は無効とし、次に評価点数の高い者を審査し、資格条件を具備する者のうち評価点数の最も高い者が確定されるまで審査を行うものとする。

(出典：鳥取県県土整備部測量等業務簡便型総合評価入札実施要領(一部))

別表第2-2 (第6条関係) (土木関係建設コンサルタント業務)

技術点の採点基準

配点の要素	配点						
技術者数1 (技術士)	1.0点/人(上限3人)						
技術者数2 (BDM、コンクリート診断士)	0.6点/人(上限10人)						
技術者数3 (測量士、地質調査技術士)	0.2点/人(上限10人)						
技術者数4 (技術士補等)	0.1点/人(上限10人)						
技術者数5 (その他技術者)	0.1点/人(上限10人)						
配置技術者 (管理技術者)	技術士		RCCM等		その他		
	3点		1.5点		0点		
	同種業務における配置技術者として成績評定点85点以上の業務件数						
	3件以上		2件		1件		0件
	3点		2点		1点		0点
	優良業務表彰の有無						
	実績あり				実績なし		
	1点				0点		
	若手技術者の配置の有無						
	配置あり				配置なし		
1点				0点			
配置技術者 (照査技術者)	技術士		RCCM等		その他		
	1点		0.5点		0点		
	同種業務における配置技術者として成績評定点85点以上の業務の有無						
	実績あり				実績なし		
	1点				0点		
	優良業務表彰の有無						
	実績あり				実績なし		
	0.3点				0点		
	若手技術者の配置の有無						
	配置あり				配置なし		
0.3点				0点			
会社の 手持ち業務件数	-30点 [〃] (1/会社の手持ち業務件数)の累計						
男女共同参画 推進企業認定	認定済				未認定		
	1点				0点		
資格停止等	なし	2週間 以下	2週間超~ 1月以下	1月超~ 2月以下	2月超~ 3月以下	3月超	
	0点	-1点	-2点	-3点	-4点	-5点	
会社の 業務成績評定点	15点 × $\left\{ \frac{\text{過去暦年3年間の評定平均点}-65\text{点}}{35} \right\}$						

(出典：鳥取県県土整備部測量等業務簡便型総合評価入札実施要領別表)

3 防災・安全交付金（急傾斜地崩壊対策事業）〔一般公共事業〕

（1）事業の概要

急傾斜地崩壊防止施設を整備し、がけ崩れ災害から県民の生命・財産及び公共施設等を保全することを目的とする事業。鳥取県では、要対策箇所として被害想定区域内に人家が5戸以上等（5戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の災害弱者関連施設等のある場合を含む）ある斜面を、「急傾斜地崩壊危険区域」と定め諸整備を実施している。国の補助を受けて実施する「急傾斜地崩壊対策事業」のほか、県が実施する「単県急傾斜地崩壊対策事業」、市町村が事業主体となって県の補助により実施する「単県小規模急傾斜地崩壊対策事業」「単県斜面崩壊復旧事業」の各種斜面对策事業を実施している。

急傾斜地崩壊対策事業

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第12条、第21条

目 的	事業内容
急傾斜地崩壊防止施設の設置等を行うことにより、急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命を保護し、もって民生の安定と国土の保全とに資することを目的とする。	急傾斜地崩壊危険区域内の自然がけに対し、急傾斜地の所有者等が崩壊防止工事を行うことが困難又は不適当な場合、擁壁工、排水工及び法面工等急傾斜地崩壊防止施設の設置その他急傾斜地の崩壊を防止する工事を行う事業である。

採択基準等

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第12条に基づき、都道府県が施行する急傾斜地崩壊防止工事(ただし、急傾斜地崩壊防止施設の改造工事を除く)で、次のすべての要件に該当し、事業費7,000万円以上のもので、かつ、原則として、当該急傾斜地崩壊防止工事によって被害が軽減される地域内において、土砂災害危険箇所公表等の警戒避難体制に関する措置がなされているもの。

1. 急傾斜地の高さが10m以上であること。ただし、当該事業が保全する区域において、市町村地域防災計画に位置づけられている避難路及び「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成12年法律第57号)第8条第1項第4号における要配慮者利用施設(以下「要配慮者利用施設」という。)が存する急傾斜地の場合は、「10m」を「5m」に読み替えるものとする。

2. 移転適地がないこと

3. 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成12年法律第57号)第7条に基づき土砂災害警戒区域に指定することができる区域内の家屋等を保全するための事業については、当該事業の保全する区域において土砂災害警戒区域が指定されていること。また、同法第9条に基づき土砂災害特別警戒区域に指定することができる区域内の家屋等を保全するための事業については、当該事業の保全する区域において土砂災害特別警戒区域が指定されていること。

4. 次のいずれかの要件に該当するもの

① 人家概ね10戸(公共的建物を含む。)以上に倒壊等著しい被害を及ぼすおそれのあるもの
ただし、市町村地域防災計画に位置づけられている避難路を有する急傾斜地の場合は、「7,000万円」を「8,000万円」に、「10戸」を「5戸」に読み替えるものとする。また、風倒木の発生の著しい地域(「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」第2条第1項の規定により激甚災害として指定され、かつ、同法第11条の2に基づく森林災害復旧事業を行う地域で、災害発生の翌年から起算して概ね5年以内の地域に限る。)における公共施設に関連する急傾斜地及び大規模地震により著しい被害が生じた地域(「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(昭和37年法律第150号)第2条第1項の規定により激甚災害として指定され、かつ、同法第3条の1に基づく公共土木施設災害復旧事業を行う地域で、災害発生の翌年から起算して概ね5年以内の地域に限る。)における急傾斜地並びに要配慮者利用施設が存する急傾斜地の場合は、「10戸」を「5戸」に読み替えるものとする。この場合、要配慮者利用施設については、収容人員等3人を人家1戸に相当するものとして換算できるものとする

② 市町村地域防災計画に位置づけられている避難場所若しくは災害対策本部を設置することが規定されている施設、又はこれに準ずる施設、警察署、消防署その他市町村地域防災計画に重要な施設に倒壊等著しい被害を及ぼすおそれのあるもの

(出典：国交省 HP「砂防関係事業の概要」)

鳥取県の斜面对策事業①

区分	急傾斜地崩壊対策事業	単県急傾斜地崩壊対策事業	単県小規模急傾斜地崩壊対策事業	単県斜面復旧事業
事業目的	◆急傾斜地崩壊区域内の自然がけに対し、急傾斜地の崩壊による災害から県民の生命を保護し、民政の安定と国土の保全に資することを目的とする。 (予防的工事)	◆補助対象とならない急傾斜地崩壊区域内の自然がけに対し、急傾斜地の崩壊による災害から県民の生命を保護し、民政の安定と国土の保全に資することを目的とする。 (予防的工事)	◆県事業の対象とならない急傾斜地において、人家等を保全し、県民生活の安定に寄与することを目的とする。 (予防的工事)	◆県事業及び単県小規模急傾斜地崩壊対策事業の対象とならない、荒廃林地及び急傾斜地において行う災害復旧事業を促進することにより、で公共施設及び人家等を保全し、県民生活の安定に資することを目的とする。 (予防的なものは除く)
根拠法令	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(S44.7.1法律第57号)	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(S44.7.1法律第57号)	鳥取県単県小規模急傾斜地崩壊対策事業補助交付金要綱、実施要領(H24.8.1施行)	単県斜面崩壊復旧事業交付要綱、実施要領(H17.4.31施行)
施行主体	県	県	市町村	市町村
施設管理	県	県	市町村	市町村
事業内容	法面工(斜面对策)	法面工(斜面对策)	法面工(斜面对策)	山腹工(斜面对策) 渓流工(谷止工等)
施工用地	有(県が買収)	有(県が買収)	有(市町村が買収)	無(個人所有) ※市町村の判断による

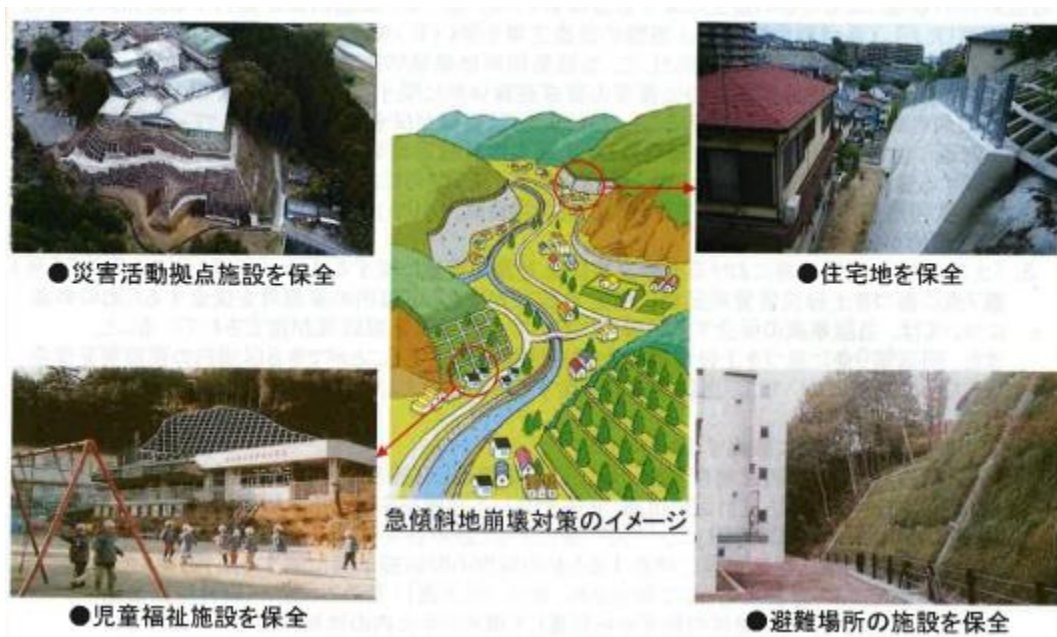
0

鳥取県の斜面对策事業②

区分	急傾斜地崩壊対策事業	単県急傾斜地崩壊対策事業	単県小規模急傾斜地崩壊対策事業	単県斜面復旧事業	
採択基準	斜面要件	高さ10m以上、傾斜度30度以上	高さ5m以上、傾斜度30度以上	高さ5m以上、傾斜度30度以上	なし(※その他のいずれかに該当するもの)
	保全対象	10戸以上	5戸以上10戸未満	1戸以上5戸未満	1戸以上
	公共施設等	◆主要公共施設 (官公署、学校、病院等) ◆避難場所	◆主要公共施設 (官公署、学校、病院等)	(◆人家を含むもの) 避難場所、工場、作業場、公民館、学校、旅館、郵便局、寺、病院など	◆主要公共施設 (官公署、学校、病院、鉄道、道路、港湾等) ◆共同利用施設、重要な産業施設
	その他	◆移転適地がないこと	◆移転適地がないこと	◆移転適地がないこと	◆1、2級河川の上流域域箇所以下流域に被害を与えるもの。 ◆耕地、ため池、用排水施設 ◆国庫補助に関連して行うもの。 ◆知事が必要と認められるもの。
	事業費	7,000万円以上	—	—	100万円以上
	法指定の有無	有	有	無	無
補助率	1/2	—	1/2	1/2以内かつ市町村負担と同額補助	
地元負担	市町村毎に決定	市町村毎に決定	市町村毎に決定	市町村毎に決定	

1

(出典：鳥取県HP「鳥取県の斜面对策事業概要」)



(出典：国交省HP「砂防関係事業の概要」)

主な事業内容

急傾斜地崩壊対策事業 51 箇所（新規 1 箇所、継続 50 箇所）

保全対象に要配慮者利用施設、避難所及び公共施設を有する箇所や土砂災害特別警戒区域を有する箇所の優先的整備に取り組み、令和 2 年度においては、5 箇所の急傾斜地崩壊対策整備が完了した。

〔事業実施箇所〕鳥取市谷地区ほか 50 箇所

《鳥取市気高町勝見地区急傾斜地崩壊対策工事》



(出典：鳥取県急傾斜地対策事業の説明資料)

(2) 予算及び決算額

当初予算額：1,014,650 千円 決算額：1,519,837 千円

(3) 監査結果

鳥取県が定めた急傾斜地崩壊対策箇所の整備状況の推移と整備事業の入札関係及び予算手続き関係資料の確認検討を行った。

[監査対象事業]

小江尾2地区(江府町) R2 新規合計単年予算額 (35,000 千円)

(第一次0円、第二次0円、第三次35,000千円)

ア 急傾斜地崩壊対策事業の要整備箇所の整備推移について【意見】

事業の成果と実績における「整備済み箇所数と推移」の表によるとR2末時点整備済み数は310箇所、整備率22.9%となっているが、全国整備率の26%(平成21年時点)を下回っている。また各年の実施箇所数(継続)は80件程度で推移しているが、H30年以降の整備完了箇所数は各年1から2件程度で推移し低調と言わざるを得ない。もちろん、限られた予算や整備工期の長期化(対象箇所の選定、設計、住民説明、用地交渉及び実際工事期間等)により整備率が低調であることは理解出来るが、治山事業と同様、単純に当初の要整備対策箇所の未整備対策箇所数の予想完了期間は500年~1,000年を要することとなり、当該整備計画が県の策定した将

来ビジョン「3守る（6）災害に強い県土の形成が進み、防災・危機管理対策が向上」とする県民の安全安心を守る実施可能な計画と言い難い。

単年又は2，3年の短期整備計画に加え5年及び10年の中長期整備計画の策定と結果検証及び進捗評価の検証が必要と思われる。

また、要対策箇所の優先順位を緊急性の度合いの視点で再グループ化し、最も優先度上位のグループの対策箇所に具体的な方策により注力しK P Iによる検証により事業評価をすべきと考える。

【整備済箇所数の推移】

区 分	要対策 箇所数	H29 末時点 整備済み数	H30 完了 箇所数	R1 完了 箇所数	R2 完了 箇所数	R2 末時点 整備済み数	整備率 (R2 末時点)	(参考) 全国整備率 (H21 時点)
急傾斜地崩 壊対策事業	1,352	306	1	1	2	310	22.9%	26%
完了箇所名			今市A地区 (鳥取市)	勝見B地区 (鳥取市)	倭文地区 (鳥取市) 石井地区 (米子市)			

イ 受益者負担金について【意見】

災害をもたらす危険な崖は、ほとんどが個人所有であり、本来なら所有者が対策工事を行うのが原則とされている。そのため、鳥取県急傾斜地崩壊対策事業費補助金交付要綱によれば、その対象区域については、地元負担いわゆる受益者負担（5%～20%）を徴するものとされているが、それが事業実施における低調化の要因になっていることが推測される。

この受益者負担金については、各市町村の条例等の諸規定に基づき、補助事業により受益者負担金が実質的に免除されているケースもあるとの事であるが、緊急性の高い地域であっても、市町村の対応の違いから事業実施が進まないとするならば、重大な問題と言わざるを得ない。当該防災事業の目的は人の安全、安心なにより人命を守る事業であり、仮に各市町村の諸規定の相違により、事業実施に差が生じているのであれば県が主導し、受益者負担金の制度調整を図るべきものと思われる。

そのため、実施における消極的な地域所有者の意見を集約し、原因及び事由の把握と対応策を検討すべきである。

鳥取県単県小規模急傾斜地崩壊対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県単県小規模急傾斜地崩壊対策事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、国庫補助事業等（国庫補助事業及び交付金事業（急傾斜地崩壊対策事業及び治山事業に限る。）をいう。以下同じ。）及び単県急傾斜地崩壊対策事業の対象とならない急傾斜地において行う崩壊防止対策事業を促進することにより人家等を保全し、県民生活の安定に寄与することを目的として交付する。

(補助対象事業及び補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、市町村が鳥取県単県小規模急傾斜地崩壊対策事業実施要綱（平成24年8月1日第201200008039号鳥取県県土整備部長通知。）に基づいて行う事業（以下「補助事業」という。）について、当該市町村に対し毎年度の予算の範囲内で本補助金を交付する。

(補助対象基本額)

第4条 本補助金の交付の対象となる額（以下「補助対象基本額」という）は、補助事業に必要な本工事費（県内事業者が施工を行ったものに限る。ただし、やむを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りではない。）、測量及び試験費（県内事業者が施工を行ったものに限る。ただし、やむを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りではない。）、用地及び補償費（以下「補助対象経費」という。）の合計額から受益者負担金相当額等の補助事業に伴う収入を控除した額とする。なお、受益者負担金相当額は別紙によるものとする。

2 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

別紙

受益者負担金相当額は以下による。

受益者負担金相当額	要件
補助対象経費の合計額の2/10の額	下記以外の場合
補助対象経費の合計額の1/10の額	①又は②の関連事業の場合 ①大規模斜面関連事業 ※1 ②公共施設関連事業 ※2 又は避難路等関連事業 ※3 又は災害時要援護者施設関連事業 ※4
補助対象経費の合計額の0.5/10の額	①かつ②の関連事業の場合 ①大規模斜面関連事業 ※1 ②公共施設関連事業 ※2 又は避難路等関連事業 ※3 又は災害時要援護者施設関連事業 ※4

- ※1：被害想定区域内に高さがおおむね30m以上の斜面がある場合
- ※2：被害想定区域内に河川及び砂防設備、国道、県道、市町村道のうち幹線市町村道及び迂回路のないもの、鉄道等がある場合
- ※3：被害想定区域内に市町村地域防災計画に位置付けられる避難路または避難場所がある場合
- ※4：被害想定区域内に児童福祉施設、老人福祉施設、身体障害者社会参加支援施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス事業の用に供する施設、医療提供施設、生活保護法に基づく救護施設、厚生施設及び医療保護施設並びに学校教育法に基づく特別支援学校及び幼稚園等がある場合

(出典：鳥取県急傾斜地崩壊対策事業補助金交付要綱)

4 土砂災害防災意識啓発事業

(1) 事業の概要

各種の整備事業（ハード）対策については、予算の制約や選定から施工完了まで膨大な時間が必要となることから、ハード対策と併せて各種のソフト対策を推進する必要がある。鳥取県は鳥取県地域防災計画において「第2章に防災知識の普及啓発、防災意識の高揚及び災害教訓の伝承」を掲げ、広報媒体を活用して住民等に対して効果的な広報等を行い、防災に関する知識の普及啓発及び防災意識の高揚を図るものとしている。また、防災教育の推進については、児童等が自然災害等の危機について正しく理解し、自らの判断で防災・減災に繋がる行動がとれるよう、学校における防災教育を積極的に推進することとされている。当該事業は土砂災害に関する防災情報の提供を複合的に実施し、県民防災の向上を図るとともに、地域や学校に出向き、県民の防災知識の習得を支援する事業である。

主な事業内容

ア 土砂災害に対する意識啓発 1,650 千円

民放3局で土砂災害・水害防止に係るテレビCMを放送する。

[実施結果]

3放送事業者（日本海テレビ、山陰中央テレビ、山陰放送）

（6月16日～30日、15秒CM×延べ66回実施）

土砂災害防止スポットCM

■TVスポットCM 民放3局（BSS・TSK・NKT）



（出典：鳥取県治山砂防課事業説明資料）

イ 防災教育・出前講座の推進 0円 ※直営で実施

住民等を対象に土砂災害などの防災学習を実施し、自分の身を守り（自助）、共に助け合う（共助）意識を啓発していくことにより、地域の防災向上を図る。

学校と二人三脚で進める防災教育の展開

＜小学校低中学年＞

＜小学校高学年＞

模型実験など分かりやすく災害の怖さを学びます！

実験を通じて、川のはたらきなどを学びます！

よりビジュアルに
より体験的に

水害・土砂災害など
自然災害について学ぼう！！

災害統計データや災害に関する情報など、防災に役立つ知識を学びます！

年々増えている大雨

災害カードゲーム「クロスロード」を利用し、災害時における問題をディスカッションします。

＜中学校＞

＜高等学校＞

ハザードマップを显てグループワークをします。

おおあめとぼくのゆめ
紙芝居で楽しみながら、避難について学びます！

プロジェクトで災害の写真や動画を見ながら学びます！

災害カードゲーム「クロスロード」を利用し、災害時における問題をディスカッションします。

年々増えている大雨

災害統計データや災害に関する情報など、防災に役立つ知識を学びます！

年々増えている大雨

災害カードゲーム「クロスロード」を利用し、災害時における問題をディスカッションします。

（出典：鳥取県治山砂防課事業説明資料）

[実施結果]

防災教育：小学校 11回（321名）、中学校 2回（294名）

出前講座：4回（4団体 76名）

ウ 土砂災害・水害に関するシンポジウム 159千円（準備費のみ）

県民一人ひとりに改めて防災について考えていただき、多くの方々の防災意識の向上、地域防災力の強化に繋がるようシンポジウムを開催する。

[実施結果]

台風 14 号の接近により延期（令和 2 年）するも、その後の新型コロナウイルスの影響により結果的に中止となり開催できなかった。

(2) 予算及び決算額

当初予算額：2,741 千円 決算額：1,809 千円

(3) 監査結果

ア 事業効果の測定について【意見】

(ア) 対象業務名

土砂災害に対する意識啓発

(イ) 業務概要

3 放送事業者（日本海テレビジョン(株)、山陰中央テレビジョン放送(株)、(株)山陰放送）により、土砂災害に係るテレビCM 6 月 16 日～30 日、15 秒CM×延べ 66 回（各社 22 回）放送した。

(ウ) 委託期間

令和 2 年 6 月 15 日～令和 2 年 6 月 30 日

(エ) 請負者

日本海テレビジョン放送(株)、山陰中央テレビジョン放送(株)、(株)山陰放送

(オ) 請負金額

1,650,000 円（3 社共通、各社 55 万円）

(カ) 監査内容

当該土砂災害防災意識啓発事業は民放 3 社による出水期（6 月 15 日～6 月 30 日）に 15 秒スポットCM66 回を提供し、土砂災害に対する啓蒙を行っている。毎年継続的に同内容で同規模のCM提供数となっているが、CM内容を含め、県民である視聴者から意見等の収集を図り、事業の有効性（視聴者効果測定）について、検証が必要と思われる。

例年、民放 3 社の見積書の見積金額、契約書は毎年同様なものとなっており、契約が形骸化、形式的なものになりつつある。放送時間帯の見直し検討や価格交渉等についても検討され、より有効な広報活動に努められたい。

イ 防災教育及び出前講座の推進について【意見】

(ア) 対象業務名

防災教育・出前講座の推進

(イ) 業務概要

住民等を対象に土砂災害などの防災学習を実施し、自分の身を守り（自助）、

共に助け合う（共助）意識を啓発していくことにより、地域の防災向上を図る。

(ウ) 決算額 直営事業につき0円

(エ) 監査内容

令和2年度において防災教育の推進については、小学校11回（321名）、中学校2回（294名）実施し、出前講座については4回（4団体76名）実施しているが、新型コロナウイルスの影響による実施回数の減少は理解するものの、近年の災害において避難の重要性が顕著になっており、実施回数や参加人数は物足りない。県民の防災意識啓蒙啓発や教育が目的である以上、住民地域防災意識の醸成を図る更なる事業推進が望まれる。また、県が直営で実施するため、原則直接的な経費も発生しないことから防災士資格者の活用など積極的な開催が望まれる。

学校教育の一環として取り組む必要性という見地からすると教育委員会を交えた防災教育のなお一層の推進を図り、学校教育から家庭の防災意識の醸成を図ることで県民全体の防災意識啓発につなげられることに期待したい。

第6 農林水産部・農地・水保全課

1 ため池安全総合対策強化事業（地域で取り組むため池管理推進事業）

(1) 事業の概要

近年多発する大型台風等により、ため池の決壊、それに起因する人的被害の懸念に対し、管理者である農家・地域住民による適切な保全管理体制の構築や避難体制の確保について緊急的に整備することで、地域で取り組み可能なため池の管理体制を構築し、安全の確保及び住民全体の意識向上を図ることを目的として、以下の事業を実施している。

細事業名		事業内容	予算額
ア	低水位管理 実証事業	低水位管理による営農リスクを除去するため、決壊時に下流への影響が大きいため池での作物の期別貯水量等の調査（1年目）及び検討（2年目）	3,000 千円
イ	ため池の適正 管理推進事業	<平常時対策> 農家の地域住民といった非専門家にもわかりやすい日常管理チェックシートの作成	4,300 千円
ウ		<緊急時対策> ・ため池防災支援システム導入のための機器整備 ・ため池防災支援システムの実地研修会の開催	364 千円

(2) 当初予算及び決算額

当初予算額：7,664 千円 決算額：5,422 千円

(3) 監査結果

ア 低水位管理実証事業について

事前にため池の貯水位を低下させる「低水位管理」について、営農期別の水利用や雨量データ等の関係を踏まえた上での検証・解析を進め、具体的な手法を検討することを目的として、その調査研究を随意契約で国立大学法人鳥取大学に委託している。

契約書及び報告書等の関係資料を確認した結果、特に問題となる事項はなかった。

イ ため池の適正管理推進事業<平常時対策>について

農家や地域住民といった非専門家にもわかりやすい日常管理チェックシートを外部委託して作成する予定であったが、過去のため池点検成果を基に職員により当該

シートの作成が出来たため、当初想定していた外部委託が不要となったとのことであった。そのため、本事業予算については、危機管理局へ配当替のうえ、連携してため池決壊による浸水シミュレーションCG動画を作成することとし、当該製作費へ充当された。

鳥取県地域防災計画においては、ため池の管理体制について、県がため池所有者等に対し、日常の管理点検について定めておくよう指導する旨定められている。本事業において作成された日常管理チェックシートは、各ため池管理者に配布され、日常の点検管理に活用されているとのことであった。その他、本年度より設置された「鳥取県ため池サポートセンター」による点検支援においても本シートが活用されており、点検時の着眼点や記録作業が容易になるなど、作業効率の向上が図られているとのことである。いずれも鳥取県地域防災計画に定められるため池の管理体制の強化に資するものであり、また、事業予算についても類似目的の事業へ振り替えられ、連携して事業の実施も行われており、問題はないと考えられる。

※鳥取県地域防災計画【風水害対策編】第1部「災害予防計画」

第4章「ため池・農業用水路・門の管理体制の強化」

第3節「ため池の管理体制の強化」

2「ため池の管理体制の強化」(2)

ウ ため池の適正管理推進事業<緊急時対策>について

国が開発した「ため池防災支援システム」と連携した「ため池管理アプリ」をインストールし、現地確認時の記録や写真撮影等を行う目的で、iPadを4台購入している。

見積書等、購入手続きに関する書類の確認を行ったが、特に問題はなかった。

なお、ため池防災支援システムの実地研修会は、新型コロナウイルス感染症の影響により開催されていないが、致し方ないと思われる。

※【ため池防災支援システム】：豪雨・地震時のため池の決壊と下流被害の危険度をリアルタイムで予測・表示し、地方公共団体等のユーザーへメールで警報をする災害情報システム。

※【ため池管理アプリ】：ため池防災支援システムの各機能のうち、緊急点検・日常点検に特化したシステム。スマートフォン等により現地での点検結果をその場で入力・報告出来るとともに、現地写真の報告も出来る。

2 ため池安全総合対策強化事業（ため池防災減災対策推進事業）

(1) 事業の概要

農村地域の防災力向上を図るため、ため池のハザードマップの作成や避難訓練の

実施、使われなくなったため池の廃止や浚渫等の保全対策、工事負担金の軽減などハード・ソフト両面から、ため池の防災・減災対策を総合的に実施する。

細事業名		実施主体	財源	事業内容	予算額
ア	ため池ハザードマップ作成	市町	国庫	ため池が決壊した場合の浸水被害想定図を基に、関係住民によるワークショップを実施し、初動体制や避難ルートの検討等を行う場合に経費を支援する。	47,500 千円
イ	ため池防災訓練支援	市町	国庫	ため池ハザードマップに基づいた防災訓練等の実施に要する経費を支援する。	750 千円
ウ	旧農業用ため池廃止	市町、 集落、 土地改良区	国庫	不要なため池の中で、決壊した場合に人家・人命等に影響があるものを対象に、貯水機能を廃止する。	84,000 千円
エ	ため池付帯施設整備		国庫	ため池の管理上支障となる付帯施設の軽微な補修、改良を行う。	1,000 千円
オ	ため池浚渫		国庫	日本型直接支払等による維持管理体制の強化を前提に、堆積土の除去を行う。	1,000 千円

(2) 当初予算及び決算額

当初予算額：134,250千円 決算額：現年：21,860千円 繰越額：72,390千円

(3) 監査結果

ア ため池ハザードマップ作成

ハザードマップの早期作成の推進について【意見】

ため池が決壊した場合を想定し、下流域の水深、流速到達時間を明らかにすることにより、適切な避難計画を立案し、もって地域住民の人命の保護を図ることが当事業の目的である。予算上は11地区でハザードマップの作成を行う予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により6地区においては翌年度に延期された。

実施した地区のアンケート結果を見ると、「今回の訓練は役に立つ」、「ため池の危険性や決壊時の危険箇所等の理解ができた」、等の回答が多数を占め、事業の有効性が窺える。

防災重点農業用ため池 315箇所のうち、令和2年度までにハザードマップが作

成されたのは 171 箇所である。ハード面の整備は、予算の兼ね合いもあり防災重点農業用ため池の全てを整備するには長期の期間を要するため、その間はソフト対策が急がれる。

鳥取県地域防災計画においても、「優先度の高いものから順次ハザードマップの作成を推進するものとする」とされており、早急に残りの箇所のハザードマップが作成され、適切な避難計画が立案されることが望ましい。

※【防災重点農業用ため池】：「決壊した場合の浸水地域に家屋や公共施設が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池」を選定基準とし、鳥取県では 315 箇所が指定されている。

※鳥取県地域防災計画【風水害対策編】第 1 部「災害予防計画」

第 4 章「ため池・農業用水路・樋門の管理体制の強化」

第 3 節「ため池の管理体制の強化」

1 「ため池の状況把握」

イ ため池防災訓練支援について

県主導では県内 4 地区において防災訓練を行ったが、支援事業としての実績はなかった。

ウ 旧農業用ため池廃止について

廃止の整備が県内 11 箇所のため池において実施されたが、財源は全て国庫補助金である。旧農業用ため池で、現在使用されていないものであるため、国庫補助金を活用しながら早急に整備を行い、地域住民の安心・安全の確保を図っていただきたい。

エ ため池付帯施設整備について

実績なし

オ ため池浚渫について

実績なし

3 ため池安全総合対策強化事業（総合的な流木対策検討事業（ため池））

（1）事業の概要

平成 29 年 7 月の九州北部豪雨や近年の県内における集中豪雨による流木被害を踏まえて、流木による被害の拡大を防ぐため、ため池の危険箇所（トラブルスポット）の抽出を行い、将来的なハード・ソフト対策の計画的推進を目的とする。

3工区に分けて、防災重点ため池に対する流木危険箇所の抽出検討を行う（計166箇所）。

(2) 当初予算及び決算額

当初予算額：42,000千円 決算額：31,124千円

(3) 監査結果

ア 総合的な流木対策検討事業（ため池）について

3工区それぞれについて入札が行われており、3社と業務委託契約が交わされている。トラブルスポットの抽出数を想定数から実績数に変更したことにより、危険度判定等の作業数量が減ったため、3社との全ての契約において減額変更が行われた。3工区の業務委託関係の内容を整理すると、次表のとおりである。

	1工区	2工区	3工区
調査対象箇所 (予算)	60箇所	60箇所	46箇所
調査対象箇所 (実績)	48箇所	42箇所	45箇所
契約額 (当初契約時)	13,530,000	11,880,000	12,320,000
契約額 (変更契約時)	9,109,100	10,260,800	11,753,500
Trs抽出数 (当初契約時)	22箇所	19箇所	15箇所
Trs抽出数 (変更契約時)	7箇所	9箇所	8箇所

※Trs：トラブルスポット（流木発生による危険ため池）

入札関係や減額変更関係の資料を確認した結果、特に問題となる事項はなかった。

第7 生活環境部・住まいまちづくり課

1 住宅建築物耐震化総合支援事業（震災に強いまちづくり促進事業）

(1) 事業の概要

当事業の主な概要は次のとおりである。

- ① 昭和56年5月31日以前（戸建住宅は平成12年5月31日以前）建築された住宅・建築物や耐震改修促進法の改正（平成25年11月施行）により耐震診断が義務付けられた民間の大規模建築物の耐震診断、補強設計、耐震改修の費用の一部を助成する。
- ② 平成30年6月に発生した大阪府北部地震のブロック塀転倒による死亡事故を踏まえ、道沿いの危険なブロック塀等の撤去・改修にかかる費用の一部を助成する。
- ③ 平成30年度に国が住宅の補強設計と耐震改修を一体的に手厚く支援する耐震化総合支援メニューを創設したことを受け、住宅耐震化緊急促進アクションプログラムを策定して積極的に住宅耐震化に取り組む市町村に対して、助成する総合支援メニューを創設する。

令和2年度における事業の実施件数は、次表のとおりである。

区分	耐震診断	補強設計	耐震改修	備考
住宅	104	18	31	
非住宅	6	1	1	
大規模建築物	0	0	1	アムズ鳥取店
合計	110	19	33	

(2) 当初予算及び決算額

当初予算額：47,059千円 決算額：29,176千円

(3) 監査結果

ア 当事業は計画的に実施されたか【意見】

平成28年4月末に改訂された「鳥取県耐震改修促進計画」では、令和2年度末における住宅の耐震化率の目標を約89%と定めているが、令和2年度末の耐震化率は84.9%となっており、目標達成には至っていない。

県においては、その要因を分析し、今後の取組課題として次の5点を挙げている。

- ① 市町村に対し、県制度に準じた制度の拡充及び事業予算の確保を働きかけること

- ② 市町村と連携し、所有者に耐震化の必要性の啓発と補助制度の周知を継続して行っていくこと
 - ③ 所有者の耐震化に対する意識の薄れが懸念されるため、啓発手法を工夫すること
 - ④ 耐震診断者による診断結果、補助制度、概算費用の説明など所有者の理解を促す取組を行うこと
 - ⑤ 低コスト耐震改修工法の普及啓発を継続して行うこと
- 地震が多発している近年の状況から、住宅の耐震化は急務であると考えられるため、市町村と連携しながら、県民の耐震化に対する意識啓発及び低コスト工法の周知等により、耐震化事業を推進していただきたい。

イ 耐震化未了の耐震診断義務付け対象建築物（要緊急安全確認大規模建築物）について【意見】

また、令和2年度、アムズ鳥取店の建替えが完了したことにより耐震化未了の耐震診断義務付け対象建築物（要緊急安全確認大規模建築物）は残り8施設となっている。

解体中の施設も含め、5施設については解体、改修工事等の時期が具体化した計画が立てられているが、残り3施設については資金面等の理由により、具体的な計画は立てられていない。

未了施設については、県民のみならず、観光客も含め大勢の人が立ち寄る場であることから、地震の際には甚大な人的被害が起り得る可能性が高く、危険箇所の部分的改修等も含め、早期な対応が必要であると考えます。

ウ 当補助金制度の周知方法について

鳥取県地域防災計画では「家屋の耐震構造の強化等について積極的に周知する」旨を定めている。

当補助金制度については市町村報、ホームページ等により周知を図っており、さらに今後、ダイレクトメールの送付や対象者宅を戸別訪問し、直接説明する方針を定めるなど県民への積極的な周知に努めていると認められ、問題ないと考えます。

※鳥取県地域防災計画【災害予防編（共通）】第1部 総則

第3章「防災訓練」

第3節「訓練計画」

1 総合防災訓練(5)

エ 当補助金の交付手続きについて

交付された補助金の一部をサンプルとして各種資料を検討したところ、当事業の補助金の交付は、交付要綱に沿ったものとなっており、かつ、交付にあたっての各手続は適正になされていることから、問題はないと考える。





住宅の耐震化には補助金の利用を！

○鳥取県では、住宅の耐震化を応援しています

補助の対象となる住宅とは …… 平成12年5月31日以前に建築された1戸建て住宅

①『耐震診断』を補助します 最大89,400円補助

→補助要件・補助率と補助額

木造住宅の場合

○無料診断の場合 ・市町村が耐震診断士を派遣します。・自己負担はありません。
○有料診断の場合 ・診断費の2/3、最大89,400円を補助

※無料診断を実施していない町村があります。

非木造住宅の場合

・診断費の2/3、最大89,400円を補助

②『改修設計』を補助します 最大12万円補助

→補助要件

・上記の耐震診断の結果、耐震性が不足すると判断されていること

→補助率と補助額

・設計費1/2以内で最大12万円を補助

③『耐震改修』を補助します 最大100万円補助

→補助要件

・各階のlw値が1.0以上となる工事
・各階のlw値が0.7以上となる段階的な工事
・1階のlw値が1.0以上となる段階的な工事

→補助率と補助額

・工事費の4/5[※]以内で最大100万円を補助
※これまでに改修設計に補助金を利用している場合補助率は23%以内、補助額は100万円が上限です。

注意

・契約前に補助金の申請を行う必要があります。
・補助内容は市町村により異なります。詳細は最後のページの各市町村窓口までお問合せ下さい。

○補助金以外にも強い味方がいます

鳥取県・株式会社鳥取銀行・損害保険ジャパン株式会社は住宅耐震化の推進に関する協定を締結し、3つの強い味方で県内の住宅耐震化を促進します。

① リフォームローン(株式会社 鳥取銀行) 年▲0.20%差し引き

住宅耐震リフォームローンの金利の引き下げ制度のある金融機関があります。
鳥取銀行では、新型リフォームローンのご融資取組みに際し、住宅の耐震・免震に関する上記の補助金を利用される方には、年▲0.20%差し引かせていただきます。



② 地震保険の割引

耐震改修工事を行い、地震保険の割引の適用条件をご提出いただくと、割引を適用できる可能性があります。

07

(出典：鳥取県HP「住まいの耐震化を応援します」補助金チラシ)

2 住宅建築物耐震化総合支援事業（がけ地近接等危険住宅移転事業）

(1) 事業の概要

がけ地に近接する危険住宅の除去費に対する補助及び住宅の建設又は購入等に係る借入金に対する利子補給に関する費用の一部を助成する。

令和2年度においては、鳥取市より1件交付申請がなされ、執行されている。

(2) 当初予算及び決算額

当初予算額：4,000千円 決算額：777千円

(3) 監査結果

ア 当補助金制度の周知方法について

当補助金は、ホームページ等により周知が図られており、問題はない。

イ 当補助金の交付手続きについて

交付された補助金の一部をサンプルとして各種書類を検討したところ、当事業の補助金の交付は、交付要綱に沿ったものとなっており、かつ、交付にあたっての各手続は適正になされていることから、問題はないと考える。

がけ地近接等危険住宅移転事業のご案内

—危険ながけ付近にお住まいの方の移転にかかる補助制度—

1 制度の概要

がけ地の崩壊、土石流、雪崩、地滑り、津波、高潮、出水等により、住民の生命に危険を及ぼす恐れのある区域内に建っている危険住宅を安全な場所に移転を促進するため、国と地方公共団体が移転者に危険住宅等の除却に要する経費と新築する住宅の建設や土地の取得等に要する経費に対して補助金を交付する制度です。



2 危険住宅とは

がけ地の崩壊、土石流、雪崩、地滑り、津波、高潮、出水等の危険が著しい以下の区域内にある住宅です。

- ① 鳥取県建築基準法施行条例（以下「県条例」）に基づき指定した災害危険区域
- ② 県条例で建築を制限しているがけ付近の区域（通称「がけ条例」の区域）
- ③ 土砂災害特別警戒区域
- ④ 土砂災害特別警戒区域に指定される見込みのある区域（基礎調査を完了したもの）
- ⑤ 災害救助法の適用を受けた区域（事業着手時点で過去3年間以内）

3 補助金は

(1) 除却等費

危険住宅の撤去費及び移転等に要する費用を補助します。

- ① 一戸あたり補助限度額 975千円

(2) 建物助成費

危険住宅に代わる住宅の建設、購入（これに必要な土地の購入も含みます。）及び改修のため、金融機関等から融資を受けた場合、借入金の利子相当額を国、県、市町村が補助します。（利率は8.5%を限度とします。）

① 一般地域の場合

戸あたり補助限度額	4,210千円
ただし、建物の限度額	3,250千円
土地の限度額	960千円

② 特殊土地帯指定区域、又は、保全人家

10戸未満の急傾斜地崩壊危険区域	
戸あたり補助限度額	7,318千円
ただし、建物の限度額	4,650千円
土地の限度額	2,060千円
造成の限度額	608千円

鳥取県の特種土地帯指定区域

鳥取市の一部（旧河原町、旧用瀬町、旧佐治村の区域）、倉吉市、八頭郡、東伯郡、西伯郡の一部（大山町のうち旧上中山村及び旧下中山村の区域、伯耆町のうち旧溝口町の区域）、日野郡



4 申請先は

申請は各市町村の窓口で行っていただきますが、補助の対象となるかどうか、あらかじめお住まいの市役所、町村役場にご相談ください。

【問い合わせ先】

鳥取県生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課
鳥取市東町一丁目220 (電話) 0857-26-7391
(ファクス) 0857-26-8113

(出典：鳥取県HP「がけ地近接等危険住宅移転事業のご案内」パンフレット)

3 住宅建築物耐震化総合支援事業（耐震化支援環境整備事業・講習会開催事業）

(1) 事業の概要

建築物の設計者等に対して耐震化に関する知識を普及するための講習会の開催経費を補助する。

(2) 当初予算及び決算額

当初予算額：400千円 決算額：0千円

(3) 監査結果

ア 当事業が未実施となった理由について

建築関係団体からの交付申請がなく、事業の実施には至っていない。新型コロナウイルス感染症の影響を受けたものと判断され、特に問題はないと考える。

4 住宅建築物耐震化総合支援事業（耐震化支援環境整備事業・木造住宅耐震化考査）

(1) 事業の概要

県が登録する木造住宅耐震化業者登録のための考査を実施し、住宅耐震化の支援体制整備を図る。

(2) 当初予算及び決算額

当初予算額：550 千円 決算額：517 千円

(3) 監査結果

ア 当事業の予算執行における諸手続き等について

当事業は、令和3年1月、仕様書に基づき適正に実施されている。

また、予算執行における諸手続きについて各種資料を確認した結果、特に問題はなかった。

5 住宅建築物耐震化総合支援事業（耐震化支援環境整備事業・低コスト工法講習会開催事業）

(1) 事業の概要

県内設計者・施行者に対する低コスト工法の講習会を開催する。

※ 低コスト工法（低コスト耐震改修工法）とは、名古屋工業大学高度防災工学センターが推奨している工法で、既存の壁や床、天井を極力壊さないで耐震補強を行ったり、外壁撤去を行わずに外部から耐震補強を行う方法を採用したりすることで、既存の壁や床等の復旧工事や外壁の復旧工事を不要とし、工事費や工期が短縮出来る改修工法のことをいう。

(2) 当初予算及び決算額

当初予算額：335 千円 決算額：489 千円

(3) 監査結果

ア 予算執行における諸手続き等について

耐震リフォーム達人塾「設計演習コース」が令和2年7月に鳥取、米子の2会場で計画通り実施されている。

また、予算執行における諸手続きについて各種資料を確認した結果、特に問題はなかった。

6 住宅建築物耐震化総合支援事業（耐震化支援環境整備事業・低コスト工法モデル事業）

（1）事業の概要

低コスト工法を用いた木造戸建て住宅の耐震診断・設計・改修の勉強会、見学会を建築士に委託し開催する。

モデル事業の流れとしては次のとおり

- ①モデル住宅の選考・決定
- ②設計者の認定
- ③耐震補強設計の補助申請・決定
- ④設計完了
- ⑤耐震工事の補助申請・決定
- ⑥工事完了
- ⑦低コスト耐震改修工法勉強会

（2）当初予算及び決算額

当初予算額：418千円 決算額：369千円

（3）監査結果

ア 予算執行における諸手続き等について

モデル住宅の選考から勉強会の実施に至るまで、計画的に事業は実施され、令和3年3月境港市の木造住宅をモデルに、オンラインで勉強会が開催されている。

また、予算執行における諸手続きについて各種書類を確認した結果、特に問題はなかった。

7 住宅建築物耐震化総合支援事業（耐震化支援環境整備事業・低コスト工法地区別勉強会）

（1）事業の概要

補強設計、耐震工事に取り組む設計者・施行者を対象として、少人数の地区別勉強会を開催する。

(2) 当初予算及び決算額

当初予算額：405 千円 決算額：0 千円

(3) 監査結果

ア 当事業が未実施となった理由は適正か

事業の実施には至っていないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたものと判断され、特に問題はない。

8 住宅建築物耐震化総合支援事業（耐震化支援環境整備事業・パンフレット作成）

(1) 事業の概要

旧パンフレットに新制度の周知及び、低コスト耐震改修工法のモデル事業実績を掲載するため、パンフレットを刷新する。

(2) 当初予算及び決算額

当初予算額：275 千円 決算額：418 千円

(3) 監査結果

ア 予算執行における諸手続き等について

当事業は、令和3年1月、仕様書に基づき適正に実施され、県のホームページに掲載されている。

また、予算執行における諸手続きについて各種資料を確認した結果、特に問題はなかった。

9 住宅建築物耐震化総合支援事業（応急危険度判定士育成事業・応急危険度判定士養成講習会）

(1) 事業の概要

震災後の二次災害を防止するため、地震被災建物応急危険判定活動を行う判定士を養成する目的で、認定希望の建築士を対象とした講習会及び既認定判定士の判定技術維持のための講習会を実施する。

(2) 当初予算及び決算額

当初予算額：1,372 千円 決算額：7 千円

(3) 監査結果

ア 予算執行における諸手続き等について

当事業による研修会は令和2年8月に中部総合事務所で実施され、61名が受講している。(内新規判定士登録者49名)

当事業により、令和2年度末における鳥取県の判定士数は1,052人となっている。判定士の目標数は1,100人であり目標達成には至っていないが、前年の新規登録者数32人と比し約1.5倍の増加となっており、事業の目的に沿った成果が挙げられていると認められる。

また、予算執行における諸手続きについて各種資料を確認した結果、特に問題はなかった。

10 住宅建築物耐震化総合支援事業(応急危険度判定士育成事業・判定実地訓練事業)

(1) 事業の概要

震災時に円滑な応急危険度判定が行われるよう、解体中の建物を利用した実地訓練を実施する。

(2) 当初予算及び決算額

当初予算額：500千円 決算額：438千円

(3) 監査結果

ア 当事業は目的に沿ったものとなっているか

当事業は、令和2年12月に倉吉市の民家において18名の判定士を対象に実施されている。

鳥取県地域防災計画では「県及び市町村は、地震により被災した建築物が引き続き安全に居住出来るかどうか、また、余震等による二次災害に対して安全であるかどうかの判定を行う応急危険度判定の実施体制を強化するものとする。」と記している。

訓練は、震災時の判定活動と同様の流れで進行されており、地震被害にあった状況を再現した住宅を題材にし、実際に判定活動を行う等、震災現場を想定した有効な訓練であり、鳥取県地域防災計画の目的に沿った訓練が実施されたものと判断される。

ただ惜しむらくは、参加者数が18名であり、登録者数と比較した場合少人数であったという点であるが、震災時に必要な事業であるが故に次年度以降の参加者数増加に向けての取組を期待する。

※鳥取県地域防災計画【災害予防編(共通)】第11部「住宅対策計画」第2章「被災宅地危

険度判定実施体制の整備」

第3節「被災宅地の危険度判定の実施体制の強化」

1「県の体制整備」

2「市町村の体制整備」

11 住宅建築物耐震化総合支援事業（津波避難施設整備促進事業）

（1）事業の概要

東日本大震災における津波による甚大な被害の発生を踏まえ、今後津波による被害が想定される地域において津波避難施設を整備する市町村を支援するための基金造成に係る事務を行う。

（2）当初予算及び決算額

当初予算額：100千円 決算額：0千円

（3）監査結果

ア 当事業は計画的に実施されたか

当事業における予算執行はないが、次年度以降の整備に向けての検討会開催にかかる予算確保がされており、問題はない。

第8 商工労働部・商工政策課

1 鳥取県中小企業災害対応力強化支援事業（普及啓発・計画策定の推進）

（1）事業の概要

自然災害等の発生に備え、県内中小企業者等のBCP（Business Continuity Plan:事業継続計画）策定・見直しに対する支援を行い、中小企業者等の災害対応力の向上を図ることを目的として、主に以下の事業を企画・実施している。

ア 普及啓発セミナーの開催

中小企業等のBCP策定の必要性について理解を深め、策定意識を醸成することを目的としたセミナーを開催する。（商工団体等と連携し、東部・中部・西部会場で各1回開催する。）

イ BCP策定ワークショップの開催

県内中小企業等を対象に、BCP策定ワークショップを開催する。（1日3時間程度×4日（概ね月1回）を東部・中部・西部会場において各1回開催する。なお、ワークショップには簡易的なBCPを短期間で策定する入門編を設け、小規模事業

者でも取り組み易い内容とする。

ウ B C P 運用改善スキル研修の開催

企業の B C P 担当者が、自社 B C P の円滑な運用と継続的な改善を行うための能力を習得するため、訓練方法等の研修を開催する。(商工団体等と連携し、東部・西部で各 1 回開催する。)

(2) 当初予算及び決算額

当初予算額：4,123 千円 決算額：3,831 千円

(3) 監査結果

業務委託契約の不履行について【指摘事項】

上記(1)ア～ウのセミナー等の開催については、S社と随意契約が締結されている。業務委託契約書等の関係書類を確認した結果、契約自体は適切に行われていた。しかし、業務完了報告書等の確認及び担当課へのヒアリングを通じて、次のとおり契約内容に沿った適切な履行がなされていないことが判明した。

契約では上記(1)アの普及啓発セミナー及びイの B C P 策定ワークショップについては、県内東部、中部、西部会場でそれぞれ実施する予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により対面形式での実施が困難となったため、中部会場で一部実施した以外は Z O O M を利用したオンライン形式に変更して実施した。このため、当初予定していなかった新型コロナウイルス感染症対応のセミナー、ワークショップを実施するため、テキストの新規作成及びオンラインセミナー実施方法の確立に時間を要したこと、また、オンライン形式での実施が困難なことを理由に上記ウの B C P 運用改善スキル研修は中止された。B C P 運用改善スキル研修の中止に伴い、予定されていた本工数がセミナー、ワークショップのオンライン化への準備工数に振り替えられ、結果として当初の契約金額 3,799,400 円全額が委託料として S 社へ支払われている。

業務委託契約書第 16 条では、「甲乙(甲：県、乙：S 社)双方の責めに帰することのできない理由により、乙がこの契約による義務の全部又は一部を履行することができないときは、乙は、当該部分についての義務の履行を免れ、甲は、当該部分について委託料の支払義務を免れる。」と規定されている。従って、新型コロナウイルス感染症の理由により一部未実施となった委託業務に関しては、委託料の減額又は変更契約が必要になると考えられる。この点について担当課へ質問したところ、業務委託契約書第 30 条において、「この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義の生じた事項については、甲乙協議して定める。」と規定されているため、双方の協

議に基づき事業実施を行った旨の回答があった。

業務委託をした3つの業務のうち、普及啓発セミナー及びBCP策定ワークショップは、まだBCPを策定していない中小企業等にその普及促進を図るものである。一方、BCP運用改善スキル研修は、既にBCP策定済みの中小企業等に、その円滑な運用と継続的な改善のスキルアップ研修を行って実効性の向上を図るものである。それぞれ目的が大きく異なっており、自然災害等の発生への備えとして発揮される効果も異なるため、同一視すべきものではない。

新型コロナウイルス感染症の影響により、当初予定していた対面形式での事業実施が困難となり、協議の末、オンライン形式に切り替えて事業を行った点は、正に業務委託契約書第30条に基づく処理として問題はないと思われる。しかし、委託業務自体が未実施であれば、それは委託業務契約の不履行であり、それを目的も効果も異なる他の業務へ組替を行うことは、事業本来の趣旨を逸脱し、安易に許容されるべきものではない。

業務委託契約における契約金額 3,799,400 円のうち、BCP運用改善スキル研修の開催にかかる委託料相当額は 479,600 円である。当該委託料相当額については、本来減額を行い、オンライン形式に改めて実施した残りの2業務については変更契約を結んで追加の委託料を支払うべきであった。形式上の問題であり、県において実質的な損害額は発生していないと考えられるため返還請求を求めるものではないが、以後、厳格な運用に努められたい。

2 鳥取県中小企業災害対応力強化支援事業（中小企業災害対応力強化支援補助金）

(1) 事業の概要

県内中小企業者等のBCPの策定及びその実効性の向上、並びに、地域住民の安心・安全に資する活動を支援する。当該支援を通じて県内中小企業者等の災害対応力の強化及び地域防災力の向上を目的として、以下の3種類の補助金を創設している。

ア BCP策定・改善型

専門家を活用したBCPの策定・見直しに要する経費の補助

○補助率 1/2 上限額 15 万円

○当初予算 300,000 円 内訳：上限 150,000 円×2 社分

イ 防災措置型

B C Pの実効性向上及び災害対策強化に要する防災措置の導入経費の補助

○補助率 1 / 2 上限額 50 万円（下限額 30 万円）

○当初予算 2,500,000 円 内訳：上限 500,000 円 × 5 社分

ウ 地域連携型

B C Pに基づいて行う地域住民の安心・安全に資する活動（電力の地域開放、備蓄品の提供等）に要する経費の補助

○補助率 2 / 3 上限額 100 万円（下限額 30 万円）

○当初予算 1,000,000 円 内訳：上限 1,000,000 円 × 1 社分

(2) 当初予算及び決算額

当初予算額：3,800 千円 決算額：0 千円

(3) 監査結果

中小企業災害対応力強化支援補助金について

上記（1）イの防災措置型の補助金に対して、3 件の活用相談が寄せられたが、いずれも相談会社において最終的には B C P 対策よりコロナ対策を優先しなければならなくなり、結果として未交付に終わった。その他の補助金に関しても、同様の理由により交付実績なしとなった。

令和 3 年 2 月の補正予算で、防災措置型の予算については、申請相談のあった 3 社を除く 2 件分の 1,000,000 円が減額となった。また、当該事業全体の予算から、同課が所管する企業向けの新型コロナ対策の補助事業に 1,857,000 円が流用された。

本年度においては交付実績が挙げられず、決算額が 0 円となったが、新型コロナウイルス感染症の影響を多分に受けたものであり、致し方ないと思われる。

第 9 福祉保健課

1 社会福祉施設等災害時非常用電源設備緊急整備支援事業

(1) 事業の概要

平成 30 年の北海道胆振東部地震の直後に発生した大規模停電（ブラックアウト）をはじめ、令和元年には台風第 15 号により千葉県で長期間の停電が発生したほか、台風第 19 号では鳥取県内でも数時間の停電が広範囲で発生したことを踏まえ、入所施設を運営する社会福祉法人等及び有床の医療施設の設置者に対し、災害時に電源を確保するための非常用自家発電機の購入費用を助成することにより、災害発生時

における入所者等の生活基盤や医療提供体制を維持・確保する。

【補助金内容】

ア 実施主体

- ・ 障害者支援施設、障害児入所施設及び介護保険施設等を運営する社会福祉法人又は医療法人
- ・ 有床診療所及び助産所の設置者

イ 補助対象経費

災害時に電源を確保するための非常用自家発電機の購入費用

ウ 補助率等

2/3 上限額 100,000 円

エ 予算額

3,300,000 円 上限額 100,000 円×33 施設

内訳：障害者支援施設・障害児入所施設	4 施設
介護保険施設・軽費老人ホーム・養護老人ホーム	17 施設
有床診療所・助産所	12 施設

※対象施設数は非常用自家発電機の整備状況、補助の要望状況等を踏まえて算定されている。

オ 事業効果

停電発生時における医療的配慮が必要な入所者等の人工呼吸器や喀痰吸引等の電源確保、冬の防寒対策、夏の熱中症対策等

(2) 当初予算及び決算額

当初予算額：3,300 千円 決算額：0 千円

(3) 監査結果

内部の管理体制について【指摘事項】

北海道胆振東部地震以降、社会福祉施設における非常用自家発電機の整備が国庫補助事業の対象とされたものの、大規模な設備の整備が対象であることから社会福祉法人等の負担感も大きく、非常用電源の整備が進んでいない状況であった。また、

医療施設については、平成 23 年度から平成 26 年度まで実施された「災害時に強い医療機関整備事業」（鳥取県地域医療再生基金）により、非常用電源等の整備が推進されてきたが、一部の有床診療所等において未整備の状況であった。こうした現状を踏まえ、県では非常用自家発電機の整備状況、また、補助の要望等を踏まえて 33 施設を洗い出し、当該施設の整備補助を目的に事業構築が行われた。

そして、本事業予算については、福祉保健部内の長寿社会課、障がい福祉課、医療政策課の各課の予算要求を統合して福祉保健課が予算要求し、福祉保健課で全額予算計上が行われている。

しかしながら、この予算額 3,300,000 円については、全額が未執行となっている。その理由として、福祉保健課から「予算要求時に、具体的な役割分担までは話をしておらず、令和 2 年度に入ってから、一部の関係課から問合せをうけていたが、結果的には事務分担があいまいなままで、事業執行に至らなかった。」との説明があり、補助金交付要綱の策定すらなされていない状況であった。

本事業の事業効果は、上記（1）のオで記載したとおり、「停電発生時における医療的配慮が必要な入所者等の人工呼吸器や喀痰吸引等の電源確保、冬の防寒対策、夏の熱中症対策等」とされており、正に人命に係わる事業である。このような重要性が高く、かつ、緊急性を要する事業が、内部の連携不足を要因に放置されていた実態は重く受け止めるべきである。また、課内における事業の進捗管理体制が整っていないことも明らかである。二度とこうした事態が起こらないよう、早急に内部体制の整備を図り、再発防止策を検討する必要がある。

第4章 指摘及び意見の件数

事業名（細事業名）		指摘	意見
【危機管理局】		(3)	(12)
危機管理政策課		(3)	(9)
1	住民避難体制整備総合事業	(1)	(6)
	① 人材活用事業	—	1
	② ハザードマップの見える化事業・ハザード画像の作成	—	1
	③ ハザードマップの見える化事業・浸水CGの作成	—	1
	④ ハザードマップの見える化事業・浸水表示システムの作成	—	1
	⑤ 地域防災力強化事業	—	2
	⑥ 災害時の要支援者対策事業	1	—
	⑦ 人材等育成・人材育成研修	—	—
	⑧ 人材等育成・意識啓発研修	—	—
	⑨ 人材等育成・避難所運営リーダー研修	—	—
2	避難所の生活の質向上事業	(2)	(2)
	⑩ 指定避難所生活環境整備支援事業	—	1
	⑪ 福祉避難所事前配備資機材整備事業	—	1
	⑫ 要配慮者が避難しやすい避難所環境確保事業	—	—
	⑬ 備蓄倉庫機能強化事業	2	—
3	⑭ 「拠点避難所」設置モデル事業	(0)	(1)
消防防災課		(0)	(3)
4	① 自主防災組織新規設立支援事業	(0)	(1)
5	地域防災リーダー養成事業	(0)	(2)
	② 防災士養成研修	—	1
	③ スキルアップ研修	—	—
	④ 職員災害応援隊等防災士資格取得事業	—	1
【県土整備部】		(7)	(17)
道路企画課		(0)	(2)
6	① 防災・安全交付金（交通安全）	(0)	(0)
7	② 防災・安全交付金（災害防除）	(0)	(2)
河川課（※ 一部危機管理政策課を含む。）		(6)	(7)
8	① 総合的な流木対策事業（河川）	(0)	(0)
9	避難につなげる水防対策事業（鳥取方式）	(0)	(3)

事業名（細事業名）		指摘	意見
	② 堤防強化対策・堤防舗装及び法肩保護工	—	—
	③ 堤防強化対策・水防体制強化（大型土のう袋購入）	—	3
	④ 流域貯留対策	—	—
	⑤ 水害リスク情報の提供	—	—
10	⑥ 防災・安全交付金（情報基盤整備）	(0)	(2)
11	⑦ 樹木伐採・河道掘削等緊急対策事業 [公共事業]	(0)	(0)
12	防災・安全交付金（河川改修） [一般公共工事]	(3)	(0)
	⑧ 特定構造物改築事業	3	—
	⑨ 河川改修工事	—	—
13	水防対策費	(3)	(2)
	⑩ 鳥取県水防訓練及び水防講習会	—	—
	⑪ 水防資器材の補充（※）	3	1
	⑫ 水防功労者表彰	—	—
	⑬ 排水ポンプ車等管理運営費	—	—
	⑭ 排水ポンプ車更新費	—	1
治山砂防課		(1)	(8)
14	① 治山事業（県土） [一般公共事業]	(0)	(2)
15	② 防災・安全交付金（通常砂防事業） [一般公共事業]	(1)	(2)
16	③ 防災・安全交付金（急傾斜地崩壊対策事業） [一般公共事業]	(0)	(2)
17	④ 土砂災害防災意識啓発事業	(0)	(2)
【農林水産部】		(0)	(1)
農地・水保全課		(0)	(1)
18	ため池安全総合対策強化事業	(0)	(1)
	① 地域で取り組むため池管理推進事業	—	—
	② ため池防災減災対策推進事業	—	1
	③ 総合的な流木対策検討事業（ため池）	—	—
【生活環境部】		(0)	(2)
住まいまちづくり課		(0)	(2)
19	住宅建築物耐震化総合支援事業	(0)	(2)
	① 震災に強いまちづくり促進事業	—	2
	② がけ地近接等危険住宅移転事業	—	—
	③ 耐震化支援環境整備事業・講習会開催事業	—	—
	④ 耐震化支援環境整備事業・木造住宅耐震化考査	—	—

事業名（細事業名）		指摘	意見
	⑤ 耐震化支援環境整備事業・低コスト工法講習会開催事業	—	—
	⑥ 耐震化支援環境整備事業・低コスト工法モデル事業	—	—
	⑦ 耐震化支援環境整備事業・低コスト工法地区別勉強会	—	—
	⑧ 耐震化支援環境整備事業・パンフレット作成	—	—
	⑨ 応急危険度判定士育成事業・応急危険度判定士養成講習会	—	—
	⑩ 応急危険度判定士育成事業・判定実地訓練事業	—	—
	⑪ 津波避難施設整備促進事業	—	—
【商工労働部】		(1)	(0)
商工政策課		(1)	(0)
20	鳥取県中小企業災害対応力強化支援事業	(1)	(0)
	① 普及啓発・計画策定の推進	1	0
	② 中小企業災害対応力強化支援補助金	—	—
【福祉保健部】		(1)	(0)
福祉保健課		(1)	(0)
21	社会福祉施設等災害時非常用電源設備緊急整備支援事業	1	0
全事業合計		12	32

第5章 総評

令和3年度における鳥取県包括外部監査を行い、県内において、鳥取県地域防災計画を中心に実に多くの防災・減災に関する事業が取り組まれているかがよく把握できた。一方で、危険箇所として整備の必要性を認識しつつも、予算が限られているためハード面での早急な対策を講じることが出来ず、ソフト策で応急的な対応をせざるを得ないという窮状も理解した。

このような現状を踏まえ、包括外部監査を通じて改善の必要性を大きく感じた点は以下のとおりである。

まず、予算の積算について、予算の見積りが不十分で、予算額と決算額が大きく乖離している事業が散見された。事業計画を厳密に立て、可能な限り見積書に基づいて積算することで、より正確な予算の策定を行うことが出来る。こうした予算余りの現状を改善することで、緊急性を要する事業に早く財源を注入することが可能となり、整備計画の早期化を図ることが出来る。災害は待つてはくれないため、あらゆる工夫や努力で整備財源を捻出し、万全の備えを講じていこうとする防災意識が重要であると考えます。

次に、災害対策における整備工事の優先順位の基準を明確に定める必要があると思われる。限られた予算の中で整備を進めていかなければならないため、全ての要対策箇所における工事完了までに非常に長期の年数を要する現状においては、危険度の高い箇所から優先的に対策を講じていくことが効果的である。そのための明確な基準の策定及び実施を行い、整備対策事業の有効性をより高めていかなければならない。

その他、事業の実施主体が市町村等の場合に、本庁における担当課では事業の予算要求及び予算執行の手続きが中心で、事業そのものの管理が行われていない事例が多くあった。実施主体が市町村等であっても、県の予算を使用する以上は、担当課において事業の進捗管理及び実施主体への指導を行い、効果測定も含めて、予算がより効果的に活用されるよう推進を図っていくのが本来のあるべき姿と考える。

以上、特に改善の必要性を感じた事項を挙げたが、この他にも改善を要すると思われる点は本論において触れている。今後、この包括外部監査を通じた指摘等が事業の合規性並びに経済性、効率性、有効性の観点のもとで見直され、もって県民の安心・安全な暮らしに繋がれば幸いである。